

# 名張市消防本部 消防用設備等審査基準

## (通則・運用・特例編)

制 定 平成23年3月9日  
全部改正 令和4年1月1日

第1章 総則	・・・ 3
1 はじめに	・・・ 3
2 用語例	・・・ 3
第2章 通則・運用	・・・ 4
1 用途の判定及び収容人員の算定	・・・ 4
1-1 収容人員算定の共通事項	・・・ 4
1-2 用途の判定及び収容人員の算定	・・・ 5
2 政令別表第1に掲げる防火対象物の取扱いについて	・・・ 42
3 消防用設備等の設置単位について	・・・ 46
4 床面積の算定及び階の取扱い	・・・ 58
5 無窓階判定と避難上又は消火活動上有効な開口部について	・・・ 68
6 政令第8条の規定について	・・・ 83
6-1 政令第8条の規定について	・・・ 83
6-2 令8区画及び共住区画の構造並びに当該区画を貫通する配管等の取扱いについて	・・・ 84
6-3 令8区画及び共住区画を貫通する配管に関する運用について	・・・ 92
7 政令第9条の規定について	・・・ 98
8 内装制限について	・・・ 100
9 既存防火対象物に対する新基準の適用について	・・・ 103
10 移動式及びパッケージ型消火設備の設置について	・・・ 105
11 電気錠について	・・・ 106
第3章 特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等について	・・・ 108
第4章 消防用設備等の設置及び維持に関する特例基準	・・・ 116
第5章 消防用設備等に係る届出等に関する運用について	・・・ 127

## 第1章 総則

### 1 はじめに

この審査基準は、消防法（昭和23年法律第186号）の規定に基づく消防用設備等の審査にあたって、基本的に必要と考えられる通則・運用・特例基準について定めるものとし、消防用設備別の基準については別途定めるものとする。内容については、法令解釈及び法令の補完基準が中心であるが、行政指導に該当するものも含まれていることがある。なお、行政指導であることが明白な部分には、アンダーライン表示をしている。

### 2 用語例

- (1) 法とは、消防法（昭和23年法律第186号）をいう。
- (2) 政令とは、消防法施行令（昭和36年政令第37号）をいう。
- (3) 省令とは、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）をいう。
- (4) 危政令とは、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）をいう。
- (5) 危省令とは、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）をいう。
- (6) 建基法とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）をいう。
- (7) 建基政令とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）をいう。
- (8) 建基省令とは、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）をいう。
- (9) 告示基準とは、その消防用設備等についての消防庁告示をいう。
- (10) JISとは、日本産業規格をいう。
- (11) 耐火構造とは、建基法第2条第7号に規定するものをいう。
- (12) 準耐火構造とは、建基法第2条第7号の2に規定するものをいう。
- (13) 防火構造とは、建基法第2条第8号に規定するものをいう。
- (14) 準防火構造とは、建基法第23条に規定する準防火性能を有するものをいう。
- (15) 不燃材料とは、建基法第2条第9号に規定するものをいう。
- (16) 準不燃材料とは、建基政令第1条第5号に規定するものをいう。
- (17) 難燃材料とは、建基政令第1条第6号に規定するものをいう。
- (18) 防火設備とは、建基法第2条第9号の2の口及び第64条に規定するものをいう。
- (19) 特定防火設備とは、建基政令第112条第1項に規定するものをいう。
- (20) 防火戸とは、建基政令第109条第1項に規定するものをいう。
- (21) 特定防火戸とは、特定防火設備のうち防火戸をいう。
- (22) 条例とは、名張市火災予防条例（平成19年名張市条例第3号）をいう。

## 第2章 通則・運用

### 1 用途の判定及び収容人員の算定

#### 1-1 収容人員算定の共通事項

収容人員の算定にあたって共通事項は、次によること。

- (1) 従業員の数は、正社員又はパート社員等の別を問わず、平常時における最大勤務者数とすること。
- (2) 交代制勤務の場合の従業者の数は、通常の勤務時間帯における数とすること。（勤務交代のために従業員が一時的に重複する場合は、重複従業者を加算しないこと。）
- (3) 外勤者で指定された執務用机を有する場合は、従業者の数に算入すること。
- (4) 階を移動して勤務する場合は、指定された執務用机を有し、継続的に執務するとみなされる階で算定すること。
- (5) 同一棟内の従業員のみが使用する会議室、又は食堂等一時的にその場所へ従業員が移動する場合は、階規制の設備の算定にあたって、会議室は3㎡で除した数とし、食堂等にあっては、いすの数により算定するものとし、棟規制の算定にあたっては通常の勤務する階で算定すること。
- (6) 単位面積当たりで除した際に生じる小数点以下の数は、切り捨てるものとする
- (7) 廊下、階段及び便所は、原則として収容人員の算定対象面積としないこと。
- (8) 省令第1条の3第1項の用語等の運用は、次によること。
  - ① 「客席の部分」とは、観客等が観覧等の目的で占める観覧席等の用途に供する部分をいうこと。
  - ② 「固定式のいす席」とは、個々のいすが一定の位置に固定される構造のものをいい、ロビー等に置かれ、かつ、容易に移動できないものであること。
  - ③ 「その他の部分」とは、固定式のいす席又は立見席を設ける部分以外の客席の部分の意味で、非固定式（移動式）のいす席を設ける部分、大入場（追入場）を設ける部分や寄席の和風さじき等をいう。（政令別表第1（4）項を除く。）
  - ④ 長いす席の正面幅を0.4m又は0.5mで除す場合は、1つ1つの長いすについて除算し、そのつど端数の切り捨てを行うものとし、正面幅の合計について一括してその除算を行うものでないこと。
  - ⑤ 結婚式場、葬祭場等で式場と宴会場等のように移動して使用する場合（同時使用が行われないことが明らかな場合）にあつては、最大収容人員をもって収容人員とすることができる。

## 1-2 用途の判定及び収容人員の算定

政令別表第 1 に掲げる防火対象物の用途の判定及び収容人員の算定は、次表のとおりとする。

用途の判定及び収容人員の算定表

■特定用途 □非特定用途

<p>■1 項イ</p> <p>劇場</p> <p>映画館</p> <p>演芸場</p> <p>観覧場</p>	<p>興業法第 1 条第 1 項に規定する客席を設けて映画、演劇、音楽、スポーツ、演芸又は見せ物を公衆に見せ、若しくは聞かせる施設をいう。</p> <p>主として演劇、舞踊、音楽等を鑑賞する目的で、公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。（文楽、歌舞伎、現代演劇、新劇、歌劇、洋舞、ミュージカル）</p> <p>主として映画を鑑賞する目的で、公衆の集合する施設であって客席を有するもの。</p> <p>落語、講釈、漫才、手品等の演芸を鑑賞する目的で、公衆の集合する施設であって客席を有するもの。（寄席、ストリップ）</p> <p>スポーツ、見せ物等を観覧する目的で、公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。（野球場、相撲場、各種競技場、競馬場、競輪場、競艇場、拳闘場、体育館等）</p>
<p>1. レストランシアター（舞台を設け、演芸を見ながら飲食できる飲食店）は、3 項口に該当する。</p> <p>2. 本項の防火対象物は、誰でも当該防火対象物で映画、演劇、スポーツ等を鑑賞できるものであること。（場外馬券場等で同等の設備を有するものを含む）</p> <p>3. 客席には、いす席、座り席、立席が含まれるものであること。</p> <p>4. 小規模な選手控席のみを有する体育館は、本項に含まれない。</p> <p>5. 事業所等の体育館等で公衆に観覧させないものは、本項に含まれないものであること。</p>	
主用途部分	従属的用途部分
<p>舞台部、客席、映写室、ロビー、切符売場、出演者控室、大道具室、小道具室、衣裳部屋、練習室、<u>舞台装置及び営繕のための作業室</u></p>	<p>食堂、喫茶室、売店、専用駐車場、<u>ラウンジ</u>、<u>クローク</u>、<u>プレイガイド</u>、<u>展示博物館</u>、<u>プロダクション</u>、<u>観覧場の会議室及びホール</u></p>
<p>この欄の下線のあるものは、「政令別表第 1 に掲げる防火対象物の取扱いについて（昭和 50 年 4 月 15 日消防予第 41 号:消防安第 41 号）及び（昭和 59 年 3 月 29 日消防予第 54 号）」の別表にある項目以外の用途を示す。（以下同じ。）</p>	
<p>収容人員の算定</p> <p>従業員の数+客席部分の人数</p> <p>○固定いすの数（長いすは、正面幅 0.4m で 1 人）</p> <p>○立見席は、床面積 0.2 m<sup>2</sup>で 1 人（いす席の通路を含めない、2 以上ある場合は、それぞれ除算した商を合算すること。）</p>	

○その他の部分は、床面積 0.5 m<sup>2</sup>で 1 人（マス席、畳席、移動いす部分、喫煙所等）

<p>■1 項口</p> <p>公会堂</p> <p>集会場</p> <p>結婚式場、葬祭場</p>	<p>集会、会議、社交の目的で公衆の集合する施設であって、客席を有するもの。</p> <p>舞台及び固定いすの客席を有し、主として映画、演劇等興行的なものを鑑賞し、これと併行してその他の集会、会議等多目的に公衆の集合する施設であって、通常国又は地方公共団体が管理するものをいう。（市民福祉会館、労働会館、市民センター）</p> <p>舞台及び固定いすの客席を有し、主として映画、演劇等興行的なものを鑑賞し、これと併行してその他の集会、会議等多目的に公衆の集合する施設であって、通常国又は地方公共団体以外の者が管理するものをいう。（町民会館、地区集会場）</p>
<p>1. 公民館</p> <p>住民のために実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の鈍化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。講堂又は会議室等、図書館、児童館、展示室等、講義室、実験・実習室等、体育、レクリエーション施設、倉庫等を備えたもの。</p> <p>2. 市民福祉会館</p> <p>住民に対し、社会福祉その他の住民生活の維持向上のための場を与え、もってその福祉の増進を図ることを目的とする。児童、障害者、年金、心配ごと相談、善意銀行の場の提供、教育文化、レクリエーション・クラブ活動等の場の提供、会議・結婚式場等の場の提供、その他公民館に準ずる。</p> <p>3. 結婚式場、葬祭場は、本項に該当する。</p> <p>4. 使用者が特定される地区集会場で、地区の会議・研修会等に使用するものであって、営利活動に使用しないものである場合には、<u>下記の収容人員の算定にかかわらず、最大利用人数（利用実績、住民人口等）に応じた消防用設備の設置とすることができる。</u></p> <p>5. 興行的なものとは、映画、演劇、演芸、音楽、見せ物、舞踊等娯楽的なものが反復継続されるものをいう。なお、反復継続されるものとは、月 5 日以上行われるものであること。</p>	
<p>主用途部分</p>	<p>従属的用途部分</p>
<p>集会室、<u>結婚式場、葬祭場</u>、会議室、ホール、宴会場、舞台部、客席、映写室、ロビー、<u>切符売場、出演者控室、大小道具室、衣裳部屋、練習室、舞台装置及び営繕のための作業室</u></p>	<p>食堂、喫茶室、<u>売店</u>、専用駐車場、<u>クローク</u>、展示博物室、図書室、浴室、<u>遊技室</u>、<u>体育室</u>、<u>託児室</u>、<u>サロン</u>、<u>診療室</u>、<u>談話室</u></p>

収容人員の算定

従業者の数+客席部分の人数

- 固定いすの数（長いすは、正面幅 0.4m で 1 人）
- 立見席は、床面積 0.2 m<sup>2</sup> で 1 人（いす席の通路は含めない、2 以上ある場合は、それぞれで除算した商を合算すること。）
- その他の客席は、床面積 0.5 m<sup>2</sup> で 1 人（マス席、畳席、移動いす席、喫煙所等）

ただし、結婚式場・葬祭場は、次による。

従業者の数+式場等の部分の人数

- 式場は、固定又は移動いすの数（長いすは、正面幅 0.5m で 1 人）
- 控室、浴室は、1 m<sup>2</sup> で 1 人（いすの有無は不問）
- 写真スタジオは、撮影可能人数、被撮影立台は、0,3 m<sup>2</sup> で 1 人
- 宴会場は、洋式はいすの数、和式は 3 m<sup>2</sup> で 1 人
- ロビーは、いすの数（長いすは正面幅 0.5m で 1 人）

※使用者が特定される地区集会場で、地区の会議・研修会等に使用するものであって、営利活動に使用しないものである場合には、上記の収容人員の算定にかかわらず、最大利用人数（利用実績、住民人口等）を収容人員とすることができる。

<p>■2 項イ</p> <p>キャバレー</p> <p>バー、カフェー、</p> <p>ナイトクラブ</p> <p>その他これらに類するもの</p>	<p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号。以下「風営法」という。）第 2 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 3 号により、主として洋式の客席を設けて、客席において接待（カウンター越しの接待は含まない。）し、又は客にダンスをさせる設備を有するもの、許可の有無に関係ない。</p> <p>主として洋式の設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる施設をいう。</p> <p>主として洋式の設備を設けて、客席の接待をして遊興又は飲食をさせる施設をいう。最近はバーと称されている。</p> <p>主として洋式の設備を設けて客にダンスをさせ、客に飲食させる施設をいう。接客はしない。</p> <p>クラブ、サロン、ホストクラブ、ラウンジ等、実態においてキャバレー、カフェー、ナイトクラブと同視すべきものをいう。</p>
<p>1. 客を接待することは、客席において接待を行うもので、カウンター越しに接待を行うことを含まないものであること。</p> <p>（注）風営法第 2 条第 1 項第 5 号他に規定する喫茶店、バー等で同法第 3 条に基づく営業許可を受けたものであっても、客席において客の接待をしないもの、又は客にダンスをさせる設備を有しないものは、本項に該当せず、3 項口に該当する。</p>	
<p>主用途部分</p>	<p>従属的用途部分</p>

客席、ダンスフロアー、舞台部、調理室、更衣室	託児室、専用駐車場、 <u>クローク</u>
収容人員の算定 従業者の数+客席部分の人数 ○固定いすの数（長いすは、正面幅 0.5m で 1 人） ○その他の部分は、3 m <sup>2</sup> で 1 人	

<b>■2 項口</b>  遊技場  ダンスホール	<p>風営法第 2 条第 1 項 4 号及び 5 号に規定するものを言い、マージャン屋、パチンコ店、その他の設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる施設。同法の規制を受けないその他の遊技をさせる施設を含む。（ボーリング場等）</p> <p>設備を設けて客に囲碁、将棋、マージャン、チェス、ビンゴ、ボーリング、パチンコ、その他の遊技又は競技を行わせる施設をいう。</p> <p>設備を設けて客にダンスをさせる施設及びダンス教師の指導により客にダンスをさせるダンス練習場もこの中に含む。（ディスコ、ゴーゴー喫茶等）</p>
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. マージャン屋、パチンコ店、囲碁、将棋、チェス、ビンゴ、ボーリング、ビリヤード、光線銃、洋弓、スロットルマシン、バスケットゲーム、その他これらに類する遊技施設は、本項に該当するものであること。</li> <li>2. 観客席を有しない屋内アイススケート場、屋内ローラースケート場は、本項に該当する。</li> <li>3. バレー、ジャズダンス、エアロビクス、日本舞踊教習場は、本項に該当せず、15 項とする。</li> <li>4. バッティングセンター、ゴルフ練習場、水泳教室、観覧席のない温水プールは、15 項に該当する。</li> <li>5. 卓球場等（入会申込みをして会費を納め、技術指導を受けるもの）は、15 項に該当する。</li> <li>6. 飲食店の客席に副業的にゲーム機を置いているものは、3 項口に該当する。</li> <li>7. 遊技場で行う競技は、娯楽性のある競技であること。</li> <li>8. ディスコとは、大音響装置を設けてストロボ照明等の中で、客にダンスを行わせるディスコホールを有するものをいう。</li> <li>9. カラオケ施設とは、独立性の高い空間で仲間内だけでのカラオケが楽しめるようにしてある施設（複数の個室を設けたカラオケボックス、会員制等のカラオケ教室を除く。）をいう。</li> <li>10. 多数の客が集まって、音楽に合わせて踊ったりするクラブは、ディスコ登録（深夜閉店の義務）、飲食店登録（深夜営業可能）に係わらず、騒音、音楽等により、火災等の発生の警報の伝達に難点があるものは、（2）項口に該当するものであり、照明が暗く、収容される客の多くが酒気を帯びることから、避難経路や消防用設備等の状況把握に難点があるものは、（2）項イに該当するものである。</li> </ol>	
主用途部分	従属的用途部分



遊技室、遊技機械室、作業室、更衣室、ゲームコーナー、待合室、景品場、ダンスフロアー、舞台部、客席	食堂、喫茶室、売店、専用駐車場、 <u>クローク</u> 、 <u>談話室</u> 、 <u>バー</u> 、 <u>サウナ室</u> 、 <u>体育室</u>
<p>収容人員の算定</p> <p>従業者の数+客の数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○遊技機械器具を使用して遊技することができる者の数</li> <li>○観覧、飲食、休憩用のいすの数（長いすは正面幅 0.5m で 1 人、和式は床面積 3 ㎡で 1 人）</li> </ul> <p><u>遊技機は、同時に遊抜することができる者の数</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ボーリングは、レーンに付属する固定いすの数</li> </ul> <p>立見席（競技部分を含む）は、床面積 3 ㎡で 1 人</p> <p><u>ダンスホールは次による。</u></p> <p><u>従業者の数+客席部分</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○固定いすの数（長いすは、正面幅 0.5m で 1 人）</li> <li>○その他の部分は、床面積 3 ㎡で 1 人</li> </ul>	

<p>■2 項ハ</p> <p>店舗型性風俗 特殊営業</p>	<p>風営法第2条第5項に規定されている性風俗関連特殊営業等を含む店舗（（2）項ニ並びに（1）項イ、（4）項、（5）項イ及び（9）項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。）その他これに類するものとして総務省令で定めるもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 浴場業（公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第1条第1項に規定するものをいう。）の施設として個室を設け、当該個室において異性の客に接触する役務を提供する営業。（風営法第2条第6項第1号）（ソープランド）</li> <li>2. 個室を設け、当該個室において異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供する営業。（前1に該当する営業を除く。）（風営法第2条第6項第2号）（ファッションヘルス、性感マッサージ、イメージクラブ、SMクラブ等）</li> <li>3. 専ら、性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態を見せる興行その他の善良の風俗又は少年の健全な育成に与える影響が著しい興行の用に供する興行場（興行場法（昭和23年法律第137号）第1条第1号に規定するものをいう。）として、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号。以下この表において「風営令」という。）第2条で定めるものを経営する次のいずれかの営業 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア. ヌードスタジオその他個室を設け、当該個室において、当該個室に在室する客に、その性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態を見せる興行の用に供する興行場（風営令第2条第1号）（ヌードスタジオ）</li> </ul> </li> </ol> <p>※ 客の性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の映像を見せる興行の用に</p>
-------------------------------------	--

	<p>供する興行場（個室ビデオ）については、（２）項ニに掲げる防火対象物に該当する。</p> <p>イ. のぞき劇場その他個室を設け、当該個室の隣室又はこれに類する施設において、当該個室に在室する客に、その性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態又はその映像を見せる興行の用に供する興行場（風営令第２条第２号）（のぞき劇場）</p> <p>ウ. ストリップ劇場その他客席及び舞台を設け、当該舞台において、客に、その性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態又はその姿態及びその映像を見せる興行の用に供する興行場（風営令第２条第３号）（ストリップ劇場（成人映画を上映する映画館は除く。））（（１）項イ）</p> <p>４. 専ら異性を同伴する客の宿泊（休憩を含む。以下この表において同じ。）の用に供する風営令第３条第１項で定める施設（風営令第３条第２項で定める構造又は風営令第３条第３項で定める設備を有する個室を設けるものに限る。）を設け、当該施設を当該宿泊に利用させる営業（風営法第２条第６項第４号）（ラブホテル・モーテル・レンタルルーム（（５）項イ））</p> <p>５. 専ら、性的好奇心をそそる写真、ビデオテープその他の物品で風営令第４条で定めるものを販売し、又は貸し付ける営業（風営法第２条第６項第５号）（アダルトショップ・アダルトビデオレンタルショップ（（４）項））</p> <p>６. 専ら、面識のない異性との一時的性的好奇心を満たすための交際（会話を含む。）を希望する者に対し、当該店舗内においてその者が異性の姿態若しくはその画像を見てした面会の申込みを当該異性に取り次ぐこと又は当該店舗内に設けた個室若しくはこれに類する施設において異性と面会する機会を提供することにより異性を紹介する営業（当該異性が当該営業に従事する者である場合におけるものを含み、前１及び２に該当するものを除く。）（風営法第２条第６項第６号・風営令第５条）（出会い系喫茶）</p> <p>７. 省令第５条第１項第１号に掲げるものとは、電話以外の情報通信に関する機器（映像機器等）を用いて異性を紹介する営業を営む店舗をいう。（セリクラ）</p> <p>※ 風営法第２条第９項に規定する営業を営むもの（テレフォンクラブ）は、（２）項ニに掲げる防火対象物に該当する。</p> <p>８. 省令第５条第１項第２号に掲げるものとは、個室を設け、当該個室において異性以外の客に接触する役務を提供する営業を営む店舗をいう。（同性の客に役務を提供するファッションヘルス）</p>
<p>１. ソープランド（９項イ）、ストリップ劇場（１項イ）、ラブホテル及びモーテル（５項イ）、アダルトショップ（４項）等、既に各用途に分類されているものにあつては、本項として取り扱わないものであること。</p>	

<p>2. キャバレー（2 項イ）、待合（3 項イ）等の風俗営業に該当するものは、各用途として取扱うものとする。</p> <p>3. 性風俗関連特殊営業を営む場合は、営業所の所在地を管轄する公安委員会に届出する必要があるが、必ずしも当該届出を要件とするものではなく、営業形態により本項として取り扱うものとする。</p>	
主用途部分	従属的用途部分
客室、客席、待合室、更衣室、舞台部、調理室、従業員控室	事務室、託児室、専用駐車場、売店、 <u>クロー</u> <u>ク</u> 、 <u>ロビー</u>
<p>収容人員の算定</p> <p>従業者の数+客室・客席・売場部分の人数</p> <p>○客室は、洋式 シングルベッド1人、ダブルベッド2人 和式 床面積6㎡で1人 ※定員を定めてあるものは、定員数</p> <p>○固定いすの数（長いすは正面幅0.5mで1人）</p> <p>○その他の部分は、床面積3㎡で1人（その他の部分とは、和式の客席等で廊下、トイレ等を除いた客の用に供する部分）</p>	

<p>■2 項二</p> <p>カラオケボックス</p> <p>総務省令で定めるもの</p>	<p>カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。）において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で、省令で定めるもの。</p> <p>一の防火対象物の中に複数のカラオケを行うための個室を有するもの。</p> <p>1. 省令第5条第2項第1号に掲げるものとは、個室（これに類する施設を含む。）において、インターネットを利用させ、又は漫画を閲覧させる役務を提供する業務を営む店舗をいう。（インターネットカフェ・漫画喫茶・複合カフェ）</p> <p>2. 省令第5条第2項第2号に掲げるものとは、店舗を設けて、専ら、面識のない異性との一時の性的好奇心を満たすための交際（会話を含む。）を希望する者に対し、会話（伝言のやり取りを含むものとし、音声によるものに限る。）の機会を提供することにより異性を紹介する営業で、その一方の者からの電話による会話の申し込みを電気通信設備を用いて当該店舗内に立ち入らせた他の一方の者に取り次ぐことによって営むもの（その一方の者が当該営業に従事する者である場合におけるものを含む。）をいう。（テレフォンクラブ）</p> <p>3. 省令第5条第2項第3号に掲げるものとは、個室を設け、当該個室において、当該個室に在室する客に、その性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の映像を見せる興行の用に供する興行場をいう。（個室ビデオ）</p>
--	--

	※ 個室とは、壁等により完全に区画された部分だけでなく間仕切り等による個室に準じた閉鎖的なスペースで、利用者のプライバシーが保持されるプライベートな空間となっているものをいう。	
	<p>1. コンテナカラオケは、本項に該当しない。</p> <p>2. 性風俗関連特殊営業を営む場合は、営業所の所在地を管轄する公安委員会に届出する必要があるが、必ずしも当該届出を要件とするものではなく、営業形態により本項として取り扱うこと。</p> <p>3. カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室において客に利用させる役務を提供する部分であっても、当該部分が主たる用途に機能的に従属している場合は、当該部分は本項ではなく、主たる用途の従属部分である。（ホテル、飲食店のカラオケ施設を有する個室部分は、それぞれ（5）項イ、（3）項ロに該当する。）</p>	
	主用途部分	従属的用途部分
	カラオケ室、客室、待合室、 <u>調理室</u> 、事務室、従業員控室	厨房、シャワー室、専用駐車場、売店、 <u>クローク</u> 、 <u>ロビー</u>
	<p>収容人員の算定</p> <p>従業者の数+客室の人数</p> <p>○固定いすの数（長いすは正面幅 0.5m で 1 人）</p> <p>○その他の部分は、床面積 3 ㎡で 1 人（その他の部分とは、和式の客席、待合室等で廊下、トイレ等を除いた客の用に供する部分）</p>	

■3 項イ	待合、料理店その他これらに類するもの。	
待合	2 項イの洋式に対し、和式のもの。	
料理店	主として和式の客席を設けて、原則として飲食物の提供をせず、芸妓、遊芸かせぎ人等を招致し、又は幹旋して客に遊興させる施設をいう。	
その他これらに類するもの	主として和式の客席を設けて、飲食物を提供するとともに、客に接待するための <u>婦女従業員</u> を有する施設をいう。	
	主用途部分	従属的用途部分
	客席、客室、厨房、 <u>宴会場</u> 、 <u>リネン室</u>	専用駐車場、結婚式場、 <u>売店</u> 、 <u>ロビー</u>
	<p>収容人員の算定</p> <p>従業者の数+客席部分の人数</p> <p>○固定いすの数（長いすは正面幅 0.5m で 1 人）</p> <p>○その他の部分は、床面積 3 ㎡で 1 人（その他の部分とは、和式の客席等で廊下、トイレ等を除いた客の用に供する部分）</p>	

<p>■3 項口</p> <p>飲食店</p>	<p>客席において客に専ら飲食物を提供する施設をいい、客の遊興又は接待を伴わないものをいう。和・洋式を問わない。</p> <p>1. 本項は、営業の実態が（2）項イ又は（3）項イに該当しないものをいう。</p> <p>2. 飲食物を提供する方法には、セルフサービスを含む。</p> <p>3. 飲食店には、客席（すべての席を立見とした場合を含む。）を有し、多数の客に生演奏等を聞かせ、かつ、飲食の提供を伴うライブハウスを含む。（喫茶店、スナック、食堂、そば屋、寿司屋、レストラン、ビヤホール、スタンドバー、ライブハウス等）</p>
<p>1. 仕出しや飲食店等の看板を掲げたもので、通常は主として宴会、会食等に使用され、結婚式にも使うものは、本項に該当する。</p> <p>2. 客席の一部に舞台があり、演芸を見ながら飲食できる民謡酒場、レストランシアターは、本項に該当する。客席においてホステス等が接待するものは、2 項イに該当する。</p> <p>3. ライブハウスとは、客席（全ての席を立見とした場合を含む。）を有し、多数の客に生演奏等を聞かせ、かつ、飲食の提供を伴うもの。</p>	
<p>主用途部分</p>	<p>従属的用途部分</p>
<p>客席、客室、厨房、<u>宴会場</u>、<u>リネン室</u></p>	<p>専用駐車場、結婚式場、<u>託児室</u>、<u>娯楽室</u>、<u>サウナ室</u>、<u>会議室</u></p>
<p>収容人員の算定</p> <p>従業者の数+客席部分の人数</p> <p>○固定いすの数（長いすは王面幅 0.5m で 1 人）</p> <p>○その他の部分は、床面積 3 ㎡で 1 人（その他の部分とは、和式の客席等で廊下、トイレ等を除いた客の用に供する部分）</p>	

<p>■4 項</p> <p>百貨店</p> <p>マーケット</p> <p>その他の物品販売業を営む店舗</p> <p>展示場</p>	<p>百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場</p> <p>百貨店法が廃止され、現在は伝統のある大規模小売店舗を表す呼び名になっている。</p> <p>多種類の物品を 1 の建築物又は工作物内において、集団的な店舗の形態で販売する施設で、共通の出入口、通路を有するもので、百貨店以外のものをいう。</p> <p>上記以外の店舗をいう。（魚店、肉店、パン店、乾物店、衣料店、洋服店、家具店、電気店等）</p> <p>物品を陳列して不特定多数の者に見せ、商品等の宣伝、又は販売促進を目的としたもので見本市会場、博覧会場、自動車ショー等が含まれる。</p>
<p>1. 物品販売店舗は、大衆を対象としたものであり、かつ、店構えが当該店舗内に大衆が自由に出入りできる形態を有するものであること。</p> <p>2. 店舗で物品の受渡しを行わないものは、物品販売店舗には含まれないものであること。</p>	

<p>3. 物品販売店には、卸売店舗も含む。</p> <p>4. 販売を目的とした画廊は、本項に該当する。</p> <p>5. 修理作業場を有する自動車販売店舗（ショールーム含む。）は、本項に該当する。</p> <p>6. 卸売市場法第2条に規定する中央卸売市場及び地方卸売市場は、15項に該当する。</p> <p>7. その他の卸売市場でせり売り又は入札を原則とし、小売をしないものは、15項に該当する。</p> <p>8. 展示室（ショールーム）のうち次のすべてに該当する場合は、15項又は主たる用途の従属的部分として取扱う</p> <p>(1) 特定の企業の施設であり、当該企業の製品のみを展示陳列するもの。</p> <p>(2) 販売を主目的としたものではなく、宣伝行為の一部として展示陳列するもの。</p> <p>(3) 不特定多数の者の出入りが極めて少ないもの。</p> <p>9. クリーニング受払所、質店（店舗のないもの）は、15項に該当する。</p>	
主用途部分	従属的用途部分
<p>売場、荷捌き場、商品倉庫、食堂、事務室、ラベル貼付包装等の作業室</p>	<p>専用駐車場、写真室、遊技場、結婚式場、理美容室、診療室、集会室、催物場（展示博物館を含む）、託児室、貸衣装室、料理・美容等の生活教室、現金自動支払機室</p>
<p>収容人員の算定</p> <p>従業者の数+従業者以外の者</p> <p>○売場の床面積4㎡で1人（ショーケース、陳列棚等の部分も床面積に入れる。）</p> <p>○飲食又は休憩部分の床面積3㎡で1人（いすがある場合でも3㎡で1人とする。）</p>	

<p>■5項イ</p> <p>旅館</p> <p>ホテル</p> <p>宿泊所</p> <p>その他これらに類するもの</p>	<p>旅館業法第2条に規定する宿泊施設をいう。（下宿で5項口となるものを除く。）</p> <p>和式の構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設をいう。</p> <p>同上で洋式のもの。</p> <p>宿泊する場所を多人数で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて人を宿泊させるもので、<u>下宿業以外のものをいう。</u></p> <p>実態において旅館、ホテル、宿泊所と同視すべきものをいう。</p>
<p>1. 官公庁及び会社等のホテル、宿泊類似の福利厚生施設は、本項に該当する。</p> <p>2. 飲食又は宿泊させないレンタルルームは、15項に該当する。（2項ハに該当するものを除く）</p> <p>3. 宿泊施設には、会員制度の宿泊施設、事業所の福利厚生を目的とした宿泊施設、特定の人を宿泊させる施設であっても旅館業法の適用があるものが含まれるものであること。</p> <p>4. 宿泊とは、宿泊が反復継続され、社会性を有するものであること。</p> <p>※ 事業所等専用の研修所で、その事業所の従業員のみを研修する目的で宿泊させる施設であ</p>	

り、旅館業法の適用がないものは、宿泊所に含まれないもの（5項口）であること。

5. 宿泊が可能であるかどうかは、次に掲げる条件を勘案すること。

(1) 不特定多数の者の宿泊が継続して行われている。

(2) ベッド、長いす、リクライニングチェア、布団等の宿泊に用いることが可能な設備、器具等がある。

(3) 深夜営業、24時間営業等により夜間も客が施設にいる。

(4) 施設利用に対して料金を徴収している。

6. 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号。以下「住宿法」という。）に基づく届出住宅（住宿法第3条第1項に基づく届出を行い、住宅宿泊事業を営む住宅をいう。以下同じ。）は、(5)項イとして取り扱う。ただし、家主（住宿法第2条第4項に規定する住宅宿泊事業者をいう。）が不在とならない届出住宅で、宿泊室の床面積の合計が50㎡以下となるときは、住宅として取り扱う。（備考1参照）

※ 宿泊室の面積とは、届出住宅における「宿泊者の就寝の用に供する室（押入れや床の間は除く。）」の床面積の合計をいう。

主用途部分	従属的用途部分
宿泊室、フロント、ロビー、厨房、食堂、浴室、談話室、洗濯室、リネン室	娯楽室、バー、ビアガーデン、両替所、旅行代理店、専用駐車場、美容室、診療室、図書室、喫茶室、宴会場、会議室、結婚式場、売店（連続式形態のものを含む。）、 <u>展望施設</u> 、 <u>プール</u> 、 <u>遊技室</u> 、 <u>催物室</u> 、 <u>サウナ</u>

収容人員の算定

従業者の数十客の数

○宿泊室 洋式は、シングルベッド1人、セミダブル・ダブル・2段式ベッドは2人  
和式は、床面積6㎡で1人（前室も含める。）  
団体客を宿泊させる部分は、3㎡で1人（畳部分に限る。）

○集会、宴会、飲食、休憩部分いすの数（長いすは、正面幅0.5mで1人）床面積3㎡で1人

- ・簡易宿泊所の階層式寝台は、上下別に床面積3㎡で1人（3㎡未満は1人）
- ・簡易宿泊所の中2階（棚状）のものは、棚数をベッド数とみなす。
- ・ベッド式はベッド数。
- ・補助ベッド等を使用できる場合には、当該ベッド数を加算して算定すること。
- ・和室と洋室が併設されている宿泊室については、洋室部分を除いた部分を和室の床面積として取扱うこと。
- ・「主として団体客を宿泊させるもの」とは、その構造及び利用実態で判断すること。
- ・簡易宿泊所とは、ユースホステル、山小屋又は簡易宿泊所の類をいう。

※旅館業法に基づく収容人員の算定は、適用しない。

<p>□5 項口 寄宿舍  下宿</p>	<p>寄宿舍、下宿又は共同住宅。 官公庁、学校、会社等の従業者、学生等を集团的に居住せせるための施設をいい、宿泊料の有無を問わないものであること。 1ヶ月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて人を宿泊させる施設をいう。</p>
<p>共同住宅</p>	<p>(下宿営業を営むものに限る。) 住居として用いられる独立した1又は2以上の居室を単位として構成される集合住宅のうち、居住者の出入口、廊下、階段、エレベーター等を共用するもの(構造上の共用部分を有するもの。)で、便所、浴室、台所等が各戸ごとに存在することを要しない。また、分譲、賃貸の別を問わない。</p>
<p>1. 廊下、階段等の共用部分を有しない集合住宅は、長屋であり、共同住宅として扱わない。(一般住宅として処理する。)</p> <p>2. 1階が長屋式、2階が共同住宅になっている形態のものは、全体が共同住宅に該当する。</p> <p>3. 寮、事業所専用の研修のための宿泊所(旅館業法の適用がないものに限る。)は、本項に該当する。</p> <p>4. 特別支援学校の寄宿舍で自力避難者が多数入所しているものについては、6項として取り扱う。</p> <p>5. 1ヶ月未満の期間を単位とする宿泊料を受けて人を宿泊する施設は、5項イに該当する。 ウィークリーマンションその他の住戸を短期間の賃貸に供する共同住宅で、明らかに旅館、ホテル等と同等の宿泊形態をとるものにあつては、(5)項イとして取り扱う。この場合において、旅館、ホテル等と同等の宿泊形態とは、次の例示を参考とすること。 (1) リネンの提供がある。 (2) 部屋に日常生活に必要な設備が完備している。 (3) 部屋への固定電話、家具等の持込が禁止されている。 (4) 利用者の生活の本拠となっていない。 (5) 利用者は、主として短期出張者、研修生、受験生等である。</p>	
<p>主用途部分</p>	<p>従属的用途部分</p>
<p>居室、寝室、厨房、食堂、教養室、休憩室、浴室、共同炊事場、洗濯室、リネン窓、<u>物置</u>、<u>管理人室</u></p>	<p>売店、専用駐車場、<u>ロビー</u>、<u>面会室</u></p>
<p>収容人員の算定 常時居住している者の人数をもって収容人員とする。 ただし、新築、居住者の出入りが激しい等で実態把握が困難な防火対象物にあつては、次により算定するものとする。 ○共同住宅について未入居の場合は、住戸のタイプで次のとおりとする。 単身者専用(部屋数にかかわらず) 1人 1K、1DK、1LDK、2DK 2人</p>	



2LDK、3DK	3人
3LDK、4DK	4人
4LDK、5DK	5人
※以降1室増すごとに1人増加する。	
○メゾネットタイプの場合は、原則として次により算定する。	
・共用廊下等に面する主たる出入口の存する階（以下「主たる階」という。）に全居住者数を算入すること。	
・政令第25条の適用における階単位での算定の際は、主たる階以外の階においても全居住者数で算定すること。	
○下宿、寄宿舎については、寮管理規程又は入居契約等による居住者の数とするが、 <u>居住者数が確定していない場合は、5項イの算定を準用する。</u>	

■6項イ	病院、診療所及び助産所等。
6項イ(1)	次のいずれにも該当する病院（火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有するものとして総務省令で定めるものを除く。） (ア) 診療科名中に特定診療科名（内科、整形外科、リハビリテーション科その他の総務省令で定める診療科名をいう。（6項イ(2)(ア)において同じ。））を有すること。 (イ) 医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床又は同項第5号に規定する一般病床を有すること。
6項イ(2)	次にいずれにも該当する診療所 (ア) 診療科名中に特定診療科名を有すること。 (イ) 4人以上の患者を入院させるための施設を有すること。
6項イ(3)	病院（6項イ(1)に掲げるものを除く。）、患者を入院させるための施設を有する診療所（6項イ(2)に掲げるものを除く。）又は入所施設を有する助産所。
6項イ(4)	患者を入院させるための施設を有しない診療所又は入院施設を有しない助産所。
1. 病院とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のための医業又は歯科医業を行う場所であって、20人以上の患者を入院させる施設を有するもの。（医療法第1条の5）	
2. 診療所とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のための医業又は歯科医業を行う場所であって、患者を入院させるための施設を有しないもの、又は19人以下の患者を入院させる施設を有するもの。（医療法第1条の5）	
3. 助産所とは、助産婦が公衆又は特定多数人のためその業務（病院又は診療所において行なうものを除く。）を行う場所をいい、妊婦、産婦又はじょく婦10人以上の入所施設を有してはならない。（医療法第2条）	

4. 鍼、灸、マッサージ治療院、整骨院、理美容院の理察施設等は、入院施設の有無にかかわらず15項に該当する。
5. 保健所の診療及び治療の用に供する部分は、15項に該当する。（保健所は、地域における公衆衛生の向上及び増進を目的とする行政機関であるため）
6. 病院と同一棟にある看護婦宿舎又は看護学校の部分は、（5）項口又は（7）項の用途に供するものとして扱う。
7. （6）項イ(1)に規定する「火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有するものとして総務省令で定めるもの」については次によること。
- （1）省令第5条第3項に規定する「体制」とは、同項第1号による職員の総数の要件及び第2号による宿直勤務者を除いた職員数の要件の両方を満たす体制をいうものであること。
- （例）病床数が60の場合、職員の総数が5人以上であり、かつ、当該職員のうち宿直勤務者を除いた職員数が2人以上である体制をいう。
- （2）省令第5条第3項第1号に規定する「職員の数」とは、一日の中で、最も職員が少ない時間帯に勤務している職員（宿直勤務者を含む。）の総数を基準とするものであること。
- なお、職員の数は原則として棟単位で算定を行うこと。
- （3）省令第5条第3項第1号及び第2号に規定する「その他の職員」とは、歯科医師、助産師、薬剤師、准看護師、その他病院に勤務する職員をいうこと。なお、原則として、委託により警備に従事させる警備員は含まないが、病院に常駐しており、防火対象物の構造及び消防用設備等の位置を把握し、火災時に適切に対応が可能な者はこの限りではないこと。
- （4）省令第5条第3項第1号に規定する「病床数」とは、医療法第7条に規定する病床数（以下「許可病床数」という。）をいうこと。
- （5）省令第5条第3項第2号に規定する「宿直勤務を行わせる者」とは、労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第23条に規定する「宿直の勤務で断続的な業務」を行う者をいい、通常の勤務の終了後において、勤務の継続に当たらない軽度又は短時間の業務を行うために勤務し、当該勤務中に仮眠等の就寝を伴うことを認められた職員をいうこと。
8. （6）項イ(1)及び(2)に規定する特定診療科名については次によること。
- （1）特定診療科名（内科、整形外科等）以外の診療科名については、省令第5条第4項第1号及び第3号に規定する13診療科名（肛門外科、乳腺外科、形成外科、美容外科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、産科、婦人科及び歯科）のほか、同項第2号及び第4号の規定により13診療科名と医療法施行令第3条の2第1項第1号ハ(1)から(4)までに定める事項とを組み合わせた名称も該当すること。
- （組み合わせた名称の例：小児眼科、歯科口腔外科、女性美容外科等）
- ただし、医療法施行令第3条の2第1項第1号ハ(1)に掲げる事項（身体や臓器の名称）については、外科のうち肛門及び乳腺のみが、同号ハ(3)に掲げる事項（診療方法の名称）については、外科のうち形成及び美容のみが、それぞれ該当することとしたものであり、同号ハ(1)及び(3)に掲げる事項でこれら以外のものと肛門外科、乳腺外科、形成外科又は美

容外科が組み合わされたものは、複数の診療科名（例：大腸・肛門外科であれば、大腸外科及び肛門外科に該当する。）として取り扱うこと。

(2) 2以上の診療科名を標榜する病院又は有床診療所であって、特定診療科名とそれ以外の診療科名の両方が混在するものは、全体として特定診療科名を有する病院又は有床診療所として取り扱うこと。

9. (6) 項イ(2)に規定する「4人以上の患者を入院させるための施設を有すること」の判断基準となる有床診療所の病床数については、7(4)のとおり、許可病床数（届出病床数）とするものとし、たとえ病床休止届出により病床数が4床未満となっているものについても、許可病床数が4以上であるものについては、(6) 項イ(2)として取り扱うこと。ただし、許可病床数が4以上であっても、一日平均入院患者数（1年間の入院患者のべ数を同期間の診療実日数で除した値をいう。以下同じ。）が1未満のものにあつては、用途項目は(6) 項イ(2)として取扱い、設備規制に関しては令第32条の適用のもと(6) 項イ(3)として取り扱って差し支えないこと。

※ 診療科名、許可病床数、一日平均入院患者数及び病床種別（一般、療養、精神、結核又は感染症）の確認については、医療機能情報提供制度（以下「医療情報ネット」という。）が活用できること。（7～9 平成27年3月27日消防予第130号）

主用途部分	従属的用途部分
診療室、病室、産室、手術室、検査室、薬局、機能訓練室、面会室、談話室、研究室、厨房、付添人控室、洗濯室、リネン室、医師等当直室、 <u>事務室</u> 、 <u>待合室</u> 、 <u>技工室</u>	食堂、売店、専用駐車場、 <u>娯楽室</u> 、 <u>託児室</u> 、 <u>理容室</u> 、 <u>浴室</u> 、 <u>喫煙室</u> 、 <u>喫茶室</u> 、 <u>臨床研究室</u>

#### 収容人員の算定

医師、看護婦その他の従業者の数+来院者の数

○病床の数（洋式はベッド数、和式は3㎡で1人）

○待合室は、3㎡で除して得た数。（いすの有無を問わない。）

○婦人科病院の場合にあつては、木熟児を収容する保育器を除いた乳幼児のベッドを病床数とする。

○待合室は、次の要領で床面積を求め、合計を3㎡で除して得た数とする。

・廊下に接続するロビー部分を待合として使用している場合は、当該ロビー部分。

・待合室が廊下と兼用している場合は、次によること。

両側に居室がある場合は、廊下の幅員から1.6mを引いた幅員を待合とし、使用する範囲を待合室とする。

その他の場合は、廊下の幅員から1.2mを引いた幅員を得合とし、使用する範囲を待合室とする。

#### ■6 項口

次に掲げる防火対象物。

6 項口 (1)	<p>老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム（介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第1項に規定する要介護状態区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者（以下「避難が困難な要介護者」という。を主として入居させるものに限る。）、有料老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）、介護老人保健施設、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第4項に規定する老人短期入所事業を行う施設（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）、同条第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。）、同条第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの。</p>
老人短期入所施設	<p>・老人短期入所施設</p> <p>65歳以上の者であって、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となった者を短期間入所させ、養護することを目的とする施設をいう。</p>
養護老人ホーム	<p>・養護老人ホーム</p> <p>65歳以上の者であって、身体上若しくは精神上又は環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難なものを入所させ、養護することを目的とする施設をいう。</p>
特別養護老人ホーム	<p>・特別養護老人ホーム</p> <p>65歳以上の者であって、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難なものなどを入所させ、養護することを目的とする施設をいう。</p>
軽費老人ホーム	<p>・軽費老人ホーム</p> <p>無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を総合的に供与することを目的とする施設（老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームを除く。）をいう。この場合において、（6）項口に該当する施設は、避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。</p>
有料老人ホーム	<p>・有料老人ホーム</p> <p>老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜（洗濯、掃除等の家事又は健康管理をいう。）を供与する事業を行なう施設であって、老人福祉施設（老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センターをいう。）、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設でないものをいう。この場合において、（6）項口</p>

<p>介護老人保健施設</p>	<p>に該当する施設は、避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護老人保健施設 <ul style="list-style-type: none"> <li>要介護者（要介護状態にある65歳以上の者、又は、要介護状態にある40歳以上65歳未満の者であって、その要介護状態の原因である身体上又は精神上の障害が加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する次の特定疾病であるもので、病状が安定期にあり、当該施設において、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療を要する要介護者に限る。）に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行なうことを目的とする施設をいう。</li> <li>(1) がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。）</li> <li>(2) 関節リウマチ</li> <li>(3) 筋萎縮性側索硬化症</li> <li>(4) 後縦靭帯骨化症</li> <li>(5) 骨折を伴う骨粗鬆症</li> <li>(6) 初老期における認知症（脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態をいう。）</li> <li>(7) 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病</li> <li>(8) 脊髄小脳変性症</li> <li>(9) 脊柱管狭窄症</li> <li>(10) 早老症</li> <li>(11) 多系統萎縮症</li> <li>(12) 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症</li> <li>(13) 脳血管疾患</li> <li>(14) 閉塞性動脈硬化症</li> <li>(15) 慢性閉塞性肺疾患</li> <li>(16) 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症</li> </ul> </li> </ul>
<p>老人短期入所事業を行う施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老人福祉法第5条の2第4項に規定する老人短期入所事業を行う施設 <ul style="list-style-type: none"> <li>65歳以上の者であって、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となった者を特別養護老人ホーム等の施設に短期入所させ、養護する事業を行う施設をいう。</li> </ul> </li> </ul>
<p>小規模多機能型居宅介護事業を行</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老人福祉法第5条の2第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設 <ul style="list-style-type: none"> <li>利用者の住み慣れた地域で主に通所により、機能訓練及び入浴、排せつ、食</li> </ul> </li> </ul>

う施設	<p>事等の便宜を適切に供与することができるサービスの拠点であり、職員が利用者宅に訪問し、また、利用者が宿泊することもできる施設をいう。</p>
<p>認知症対応型 老人共同生活 援助事業を行 う施設</p>	<p>・認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設</p> <p>65歳以上の者であって、認知症であるために日常生活を営むのに支障のある者が、やむを得ない事由により老人福祉法に規定する認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を利用することが著しく困難であると認めるとき、共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行う事業を行う施設をいう。</p>
<p>6 項口 (2) 救護施設</p>	<p>・救護施設</p> <p>身体上又は精神上著しい障害があるため独立して日常生活を営むことができない困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設をいう。</p>
<p>6 項口 (3) 乳児院</p>	<p>・乳児院</p> <p>乳児（保険上その他の理由により特に必要のある場合には、おおむね2歳未満の幼児を含む。）を入院させて、これを養育することを目的とする施設をいう。</p>
<p>6 項口 (4) 障害児入所施 設</p>	<p>・障害児入所施設</p> <p>知的障害のある児童、肢体不自由のある児童又は重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童を入所させて、日常生活の指導及び知能技能の付与並びに治療を行う施設をいう。</p>
<p>6 項口 (5) 障害者支援施 設</p>	<p>障害者支援施設</p> <p>18歳以上の身体障害者、知的障害者及び精神障害者を入所させ、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設（のぞみの園及び児童福祉施設（助産施設、乳児院、母生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターをいう。）を除く。）をいう。この場合において、（6）項口に該当する施設は、主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。</p>
<p>短期入所を行 う施設</p>	<p>・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第5条第8項に規定する短期入所を行う施設</p> <p>居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設等の施設への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期</p>

<p>共同生活援助 を行う施設</p>	<p>間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護等の便宜を供与する施設をいう。</p> <p>この場合において、(6) 項口に該当する施設は、避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。</p> <p>・ 障害者総合支援法第5条第15項に規定する共同生活援助を行う施設</p> <p>障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行うことをいう</p> <p>この場合において、(6) 項口に該当する施設は、避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。</p>
	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 要介護状態とは、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第7条第1項に規定するものをいうものとする。</li> <li>2. (6) 項口(1)に規定する「避難が困難な要介護者を主として入居させるもの」とは、省令第5条第3項に規定する区分に該当する者（介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第1項に定める要介護状態区分が3以上の者。以下「避難が困難な要介護者」という。）の割合が施設全体の定員の半数以上であることを目安とすること。</li> <li>3. (6) 項口(1)に規定する「避難が困難な要介護者を主として宿泊させるもの」については、以下の(1)及び(2)の条件に該当することを判断の目安とすること。       <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 実態として複数の要介護者を随時若しくは継続的に施設に宿泊させるサービスを提供するなど、宿泊サービスの提供が常態化していること。</li> <li>(2) 当該施設の宿泊サービスを利用する避難が困難な要介護者の割合が、当該施設の宿泊サービス利用者の半数以上であること。</li> </ol> </li> <li>4. 前2及び3における入所若しくは入居又は宿泊の状況について、利用者が比較的短期間に入れ替わる等の事情により用途が定まらない場合には、施設の定常的な状態として、3ヶ月程度以上の一定期間の実績による平均的な状況を確認することなどにより対応すること。</li> <li>5. (6) 項口(1)に規定するその他これらに類するものとして総務省令で定めるもの」については、前2及び3と同様に判断すること。</li> <li>6. (6) 項口(5)に規定する「避難が困難な障害者等を主として入居させるもの」とは、省令第5条第5項に規定する区分に該当する者（障害者総合支援法第4条第4項に定める障害支援区分が4以上の者）が概ね8割を超えることを原則としつつ、障害支援区分認定を受けていない者にあつては、障害支援区分の認定基準を参考としながら福祉部局と連携の上、当該者の障害の程度を適切に判断すること。</li> </ol> <p>※2～6については備考2参照</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>7. サービス付き高齢者向け住宅その他の共同住宅で、老人を入居させ、当該施設を設置又は運営している事業者又はその委託を受けた外部事業者により入居にしている老人に対し入浴や食事の提供等福祉サービスの提供が行われているものについては、有料老人ホームとして(6) 項口又はハとして取り扱う。この場合において、避難が困難な要介護者が入居する住戸が、全</li> </ol>

住戸の半数以上である場合は、（６）項口とする。（備考３参照）	
主用途部分	従属的用途部分
居室、集会室、機能訓練室、面会室、食堂、厨房、診療室、作業室	売店、専用駐車場
<p>収容人員の算定</p> <p>従業者の数十要保護者の数</p> <p>※ 有料老人ホームに係る介護居室の定員の割合については、次のとおりとすること。</p> <p>１．老人福祉法第29条に基づく届出がなされている場合当該届出書類の写しを提示させて介護居室の定員の割合を確認すること。</p> <p>２．老人福祉法第29条に基づく届出がなされていない場合</p> <p>（１）届出の意志がある場合</p> <p>届出を予定している介護居室の定員及び施設全体の入居者の定員の状況に関する資料の提出を求めて介護居室の定員の割合を確認すること。</p> <p>（２）届出の意志がない場合</p> <p>「身体上又は精神上の理由により自ら避難することが困難な入居者の定員」に関する資料の提出を求めて介護居室の定員の割合を確認すること。</p>	

<p>■ 6 項ハ</p> <p>6 項ハ（１）</p> <p>老人デイサービスセンター</p> <p>軽費老人ホーム</p> <p>老人福祉センター</p>	<p>次に掲げる防火対象物。</p> <p>老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム（6項口(1)に掲げるものを除く。）、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム（6項口(1)に掲げるものを除く。）、老人福祉法第5条の2第3項に規定する老人デイサービス事業を行う施設、同条第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（6項口(1)に掲げるものを除く。）その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの。</p> <p>・老人デイサービスセンター</p> <p>65歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある者（その者を現に養護する者を含む。）を通わせ、入浴、食事の提供、機能訓練及び介護方法の指導等の便宜の供与をすることを目的とする施設をいう。</p> <p>・軽費老人ホーム</p> <p>（6）項ハに該当するものは、（6）項口に掲げる防火対象物に該当しない軽費老人ホームをいう。</p> <p>・老人福祉センター</p> <p>無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設をいう。</p>
---	--



老人介護支援センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老人介護支援センター 地域の老人の福祉に関する各般の問題につき、老人、その者を現に養護する者、地域住民その他の者からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、主として居宅において介護を受ける老人（以下「介護を受ける老人」という。）に係る状況の把握、介護を受ける老人又はその者を現に養護する者と市町村、老人居宅生活支援事業を行う者、老人福祉施設、医療施設、老人クラブその他老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者等との連絡調整その他の介護を受ける老人又はその者を現に養護する者に必要な援助を総合的に行うことを目的とする施設をいう。</li> </ul>
有料老人ホーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有料老人ホーム (6) 項ハに該当するものは、(6) 項ロに掲げる防火対象物に該当しない有料老人ホームをいう。</li> </ul>
老人デイサービス事業を行う施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老人福祉法第5条の2第3項に規定する老人デイサービス事業を行う施設 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、老人福祉センターに通わせ、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、介護方法の指導、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他の身体上若しくは精神上の障害があつて日常生活を営むのに支障がある65歳以上の者又はその養護者に必要な支援を行う施設をいう。</li> </ul>
小規模多機能型居宅介護事業を行う施設 6 項ハ (2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模多機能型居宅介護事業を行う施設 (6) 項ハに該当するものは、(6) 項ロに掲げる防火対象物に該当しない小規模多機能型居宅介護事業を行う施設をいう。</li> </ul>
更生施設  6 項ハ (3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・更生施設 身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させ、生活扶助を行なうことを目的とする施設をいう。</li> </ul>
助産施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・助産施設 保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせることを目的とする施設をいう。</li> </ul>
保育所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所 日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設をいう。</li> </ul>
幼保連携型認定こども園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼保連携型認定こども園 義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満三歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、</li> </ul>

<p>児童養護施設</p>	<p>これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする施設をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童養護施設 <ul style="list-style-type: none"> <li>乳児を除いて、保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせてその自立を支援することを目的とする施設をいう。</li> </ul> </li> </ul>
<p>児童自立支援施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童自立支援施設 <ul style="list-style-type: none"> <li>不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により、生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援することを目的とする施設をいう。</li> </ul> </li> </ul>
<p>児童家庭支援センター</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童家庭支援センター <ul style="list-style-type: none"> <li>地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童、母子家庭その他の家庭、地域住民その他からの相談に応じ、必要な助言を行なうとともに、指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整、訪問等の方法による児童及び家庭に係る状況把握、当該児童及び家庭に係る援助計画の作成その他の児童又はその保護者等に必要な援助を総合的に行なうことを目的とする施設をいう。</li> </ul> </li> </ul>
<p>一時預かり事業を行う施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業を行う施設 <ul style="list-style-type: none"> <li>家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、厚生労働省令で定めるところにより、主として昼間において、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業をいう。</li> </ul> </li> </ul>
<p>家庭的保育事業を行う施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業を行う施設 <ul style="list-style-type: none"> <li>乳児又は幼児であって、市町村が児童福祉法第24条第1項に規定する児童に該当すると認めるものについて、家庭的保育者の居宅その他の場所において、家庭的保育者による保育を行う事業をいう。</li> </ul> </li> </ul>
<p>6項ハ(4) 児童発達支援センター</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童発達支援センター <ul style="list-style-type: none"> <li>障害児について、通所により日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適用訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。</li> </ul> </li> </ul>
<p>児童心理治療施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童心理治療施設 <ul style="list-style-type: none"> <li>軽度の情緒障がいをもつ児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、その情緒障がいを治すことを目的とする施設をいう。</li> </ul> </li> </ul>
<p>児童発達支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉法第6条の2第2項若しくは第4項に規定する児童発達支援若し</li> </ul>

若しくは放課後等デイサービスを行う施設	<p>くは放課後等デイサービスを行う施設（児童発達支援センターを除く。）</p> <p>障害児について、通所により日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適用訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。</p>
6 項ハ（5） 身体障害者福祉センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者福祉センター</li> </ul> <p>無料又は低額な料金で、身体障がい者に関する各種の相談に応じ、身体障がい者に対し、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する施設をいう。</p>
障害者支援施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者支援施設</li> </ul> <p>（6）項ハに該当するものは、（6）項口に掲げる防火対象物に該当しない障害者支援施設をいう。</p>
地域活動支援センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域活動支援センター</li> </ul> <p>障がい者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な支援を供与する施設をいう。</p>
福祉ホーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉ホーム</li> </ul> <p>現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する施設をいう。</p>
生活介護を行う施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律障害者自立支援法第 5 条第 7 項に規定する生活介護を行う施設</li> </ul> <p>主として昼間に入浴、排せつ又は食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、その他日常生活上必要な支援並びに創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援を行う施設をいう。</p>
短期入所を行う施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 8 項に規定する短期入所を行う施設</li> </ul> <p>障害者に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護その他必要な支援を行う施設をいう。</p>
自立訓練を行う施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 1 3 項に規定する自立訓練を行う施設</li> </ul> <p>障害者に自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、一定の期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練その他必要な支援を行う施設をいう。</p>
就労移行支援を行う施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 1 4 項に規定する就労移行支援を行う施設</li> </ul>

就労継続支援 を行う施設	<p>就労を希望する障害者に、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他必要な支援を行う施設をいう。</p> <p>・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第15項に規定する就労継続支援を行う施設</p>
共同生活援助 を行う施設	<p>通常の実業所に雇用されることが困難な障害者に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他必要な支援を行う施設をいう。</p> <p>・障害者総合支援法第5条第15項に規定する共同生活援助を行う施設</p> <p>(6)項ハに該当するものは、(6)項ロに掲げる防火対象物に該当しない共同生活援助を行う施設をいう。</p>

1. 児童福祉施設のうち、母子生活支援施設（配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立促進のためにその生活を支援することを目的とする施設をいう。）又は児童更生施設（児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設をいう。）は、本項に含まれない。（母子生活支援施設は（5）項ロ、児童更生施設は、（1）項、（8）項、（15）項等に掲げる防火対象物として取り扱う。
2. 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第8項に規定する小規模住居型児童養育事業（いわゆるファミリーホーム）を行う施設は、（5）項ロに掲げる防火対象物として取り扱う。
3. サービス付き高齢者向け住宅その他の共同住宅で、老人を入居させ、当該施設を設置運営等している事業者又はその委託を受けた外部事業者により入居している老人に対し入浴や食事の提供等福祉サービスの提供が行われているものについては、有料老人ホームとして（6）項ロ又はハとして取り扱う。この場合において、避難が困難な要介護者が入居する住戸が、全住戸の半数未満である場合は、（6）項ハとする。（備考3参照）

主用途部分	従属的用途部分
居室、集会室、機能訓練室、面会室、食堂、厨房、診療室、作業室	売店、専用駐車場
収容人員の質定 従業者の数+要保護者の数	

<p>■6項二 幼稚園 特別支援学校</p>	<p>幼稚園又は特別支援学校          幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする学校。          特別支援学校とは、視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高</p>
--------------------------------	---

	等学校に準ずる教育を施すとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校をいう。	
1、幼稚園は、地方公共団体の認可に係わりなく、その実態が幼児の保育を目的とした施設であれば、本項に該当する。		
	主用途部分	従属的用途部分
	教室、職員室、遊技室、休養室、講堂、厨房、体育館、 <u>図書館</u> 、 <u>居室</u> 、 <u>集会室</u> 、 <u>機能訓練室</u> 、 <u>面会室</u> 、 <u>診療室</u> 、 <u>作業室</u>	食堂、 <u>売店</u>
収容人員の算定 従業者の数+要保護者の数（現に在籍する要保護者の数）		

□7 項 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学（短期大学含む。） 専修学校 各種学校 その他これらに類するもの	<p>学校教育又はこれに類する教育を行なう施設をいう。</p> <p>学校教育法第 1 条に掲げる学校のうち、6 項二に掲げるもの以外のものであって、一般教育を施すもの。</p> <p>学校教育法 1 条に掲げる学校以外の教育施設で、職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として組織的な教育を行なうもの。（学校教育法第 124 条参照）</p> <p>学校教育法 1 条に掲げる学校以外のもので、洋裁学校、美容学校、外国語学校、ワープロ学校等の教育を行なうもの。</p> <p>学校教育法に規定する学校以外のもので、学校と同様な用途に供されるもので、消防学校、自治大学校、気象大学校、学習塾、そろばん塾、料理教室等が該当する。</p>
<p>1. 専修学校の種類は、専修学校、高等専修学校、各種専門学校がある。</p> <p>2. 公共職業訓練施設（専修職業訓練校、高等職業訓練校、職業訓練短期大学校、技能開発センター、職業訓練大学、身体障害者職業訓練校）及び氏間の職業訓練校は、本項に該当する。</p> <p>3. 自治研修所、鉄道学校、電通学園、看護学校等は、本項に該当する。</p> <p>4. 和洋裁、編物、調理師、料理、外国語、建築、デザイン、鍼灸、自動車運転、整備、経理、美理容、電気、進学予備、音楽等の学校は、本項に該当する。</p> <p>5. 同一敷地内において、教育の一環として使用される講堂、体育館、図書館等は、本項に含むものであること。</p> <p>6. 学習、そろばん、書道等の塾、三弦、民謡、音楽、スイミングスクール、活花、茶道、若物</p>	

<p>着付け教室等で、個人教授所的なもので学校の形態を有しないものは、15項に該当する。          ※「個人教授所的なもので学校の形態を有しないもの」としては、専任教職員が2人以下で、同時受講できる生徒数が40人以下のもの等が該当する。（スイミングスクールを除く。）</p>	
主用途部分	従属的用途部分
教室、職員室、体育館、講堂、厨房、図書館、会議室、研究室、クラブ室、保健室（診察室）	食堂、売店、喫茶店、談話室、教材保管庫、 <u>同窓室</u> 、 <u>PTA事務所</u> 、 <u>合宿室</u> 、 <u>専用駐車場</u> 、 <u>学童保育室</u>
<p>収容人員の算定            職員数（売店、食堂等の従業者含む。）+児童・生徒・学生の数</p>	

<p>□8項            図書館</p> <p>博物館、美術館</p> <p>その他これらに類するもの</p>	<p>資料を保存する施設をいう。</p> <p>図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して一般の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設（図書館法（昭和25年法律第118号）第2条、第29条参照）</p> <p>歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。）し、展示して教育的配慮の下に一般利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設。（博物館法（昭和26年法律第285号）第2条参照）</p> <p>※博物館法第10条の登録の有無を問わない。</p> <p>神社、寺院等において、その所蔵品等を展示して公衆の観覧に供する施設は、宝物殿として独立棟であるなどその独立性が強いときは、本項に該当する。</p> <p>博物館法にいう博物館に該当しない郷土館、記念館及び画廊等が該当する。</p>
<p>1. 郷土資料館、記念館、科学館、画廊（販売を前提としないもの。）は、本項に該当する。</p>	
主用途部分	従属的用途部分
閲覧室、展示室、ロッカー室、書庫、ロビー、工作室、資料室、保管格納庫、研究室、会議室、休憩室、 <u>映写室</u> 、 <u>鑑賞室</u>	食堂、売店、 <u>喫茶室</u> 、 <u>専用駐車場</u>
<p>収容人員の算定            従業者の数+閲覧室、展示室、会議室又は休憩室の床面積（書架、陳列ケース等も含める。）            3㎡で1人。</p>	

<p>■9項イ            蒸気浴場</p> <p>熱気浴場</p>	<p>公衆浴場のうち、いわゆる特殊浴場と呼ばれるものをいう。</p> <p>蒸気浴を行う浴場をいい、浴室のほかマッサージ室、休憩室、ロッカー室等も含まれる。</p> <p>電熱器等を熱源として、高温低湿の空気を利用する浴場をいい、サウナ室のほ</p>
---	---

その他これらに類するもの	か脱衣場、マッサージ室、休憩室、ロッカー室等も含まれる。 砂湯、蒸風呂等が該当する。一般公衆浴場以外の公衆浴場をいう。	
	主用途部分	従属的用途部分
	脱衣室、浴室、休憩室、体育室、待合室、マッサージ室、ロッカー室、クリーニング室	食堂、売店、喫茶室、専用駐車場、 <u>娯楽室</u> 、 <u>託児室</u> 、
収容人員の算定 従業者の数+浴場・脱衣場・マッサージ室・休憩の用に供する部分を3㎡で1人 ○休憩の用に供する部分には、体育室、待合室を含む。 ○浴場とは、浴槽及び洗い場の部分をいう。		

□9 項口	9 項イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場をいう。 一般の公衆浴場。	
1. 公衆浴場は、浴場経営という社会性のある施設であって、家庭の浴場を親戚、友人等に利用させる場合、又は近隣の数世帯が共同して浴場を設け、利用している場合は含まないものとする。 2. 本項に掲げる公衆浴場は、温湯、潮湯、温泉等を使用して公衆を入浴させるものであること。		
	主用途部分	従属的用途部分
	脱衣室、浴室、休憩室、クリーニング室	食堂、売店、喫茶室、専用駐車場、 <u>娯楽室</u> 、 <u>サウナ室</u> （小規模な簡易なもの）
収容人員の算定 従業者の数+浴場・脱衣場・マッサージ室・休憩の用に供する部分を3㎡で1人 ○休憩の用に供する部分には、体育室、待合室を含む。 ○浴場とは、浴槽及び洗い場の部分をいう。		

□10 項 車両の駐車場 船舶若しくは 航空機の発着場	停車場、発着場をいう。 鉄道車両の駅舎（プラットホームを含む）、バスターミナルの建築物であって客の乗降又は待合の用に供する建築物をいう。 船舶の発着する埠頭ターミナル、航空機の発着する航空施設等であって、客の乗降又は待合の用に供する建築物をいう。	
1. 運転関係者専用又は荷物専用の建築物は、該当しない。		
	主用途部分	従属的用途部分
	乗降場、待合室、運転指令所、電力指令所、手荷物扱い所、一時預り所、ロッカー室、仮眠室、救護室	食堂、売店、 <u>喫茶室</u> 、旅行案内所、 <u>理容室</u> 、 <u>両替所</u>

<p>収容人員の算定          従業者の数（乗降客の数は算定しない。）</p>	
<p>□11 項          神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p>	<p>宗教上の礼拝施設をいう。          公衆が集合して宗教上の礼拝を行う施設をいう。          本殿、幣殿、拝殿、社務所、本堂、庫裏、客殿、礼拝堂等がある。          礼拝のためだけでなく、あわせて結婚式や宿泊のために利用されているものも含まれるが、それらの用途部分の独立性が強く、もっぱらその用に供されているときは、1 項ロや5 項イに該当する。          神社本庁、教務庁、宗務所、教団事務所のような各教派、宗派、教団などの事務所は、神社、寺院等と同一の敷地内に存在して、その神社、寺院等の本来の機能と結びついている場合は、本項に該当する。          予院等のうち重要文化財等に指定されたものは、17 項に該当する。</p>
<p>1. 結婚式、披露宴、集会、法事、宴会を行う社務所、庫裏の取扱いは、次による。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同一棟、別棟にかかわらず本項に該当する。ただし、結婚式、披露宴のために常勤の従業員を有し、いわゆる営利企業としての結婚会館と同様の営利形態としているもの、又は檀家、信徒、氏子以外の不特定多数の者を対象として宴会等を行うものは、1 項ロとする。</li> <li>・信者が祈祷、修行のために宿泊する部分は、同棟、別棟にかかわらず本項に該当する。ただし、旅館業法の適用を受けるものを除き、おこもり料は宿泊料に該当しないものであること。</li> </ul> <p>&lt;参考&gt;ホテル、旅館営業は、知事（保健所）の許可を受けなければ営業できない。          ホテルとは、9 m<sup>2</sup>以上の室が 10 室以上、旅館とは、7 m<sup>2</sup>以上の室が 5 室以上が許可基準となっている。</p>	
主用途部分	従属的用途部分
<p>本堂、拝殿、客殿、礼拝堂、集会室、社務所、<u>聖堂</u></p>	<p><u>食堂</u>、<u>売店</u>、専用駐車場、宴会場、厨房、<u>結婚式場</u>、<u>宿泊室</u></p>
<p>収容人員の算定          神職、僧侶、牧師、その他の従業者の数+礼拝、集会、休憩の用に供する部分の床面積の合計を 3 m<sup>2</sup>で 1 人          ○礼拝、集会、休憩の用に供する部分に固定式のいす席がある場合についても、当該場所の床面積によること。          ○祭壇部分は、礼拝、集会、休憩の月に供する部分として取扱わないこと。</p>	
<p>□12 項イ          工場、作業場</p>	<p>工業施設をいう。          機械又は道具を使用して、物の製造、改造、加工、修理、洗浄、選別、包装、装飾、仕上、破壊又は解体を行う施設をいい、工場は、物の製造又は加工を主として行うところでその機械化が比較的高度化されたものをいい、作業場は、その機械化が比較的低いものをいう。</p>



<p>1. 農家の作業場は、本項に該当しない。</p> <p>2. 同一敷地内にある知事の許可を受けた保育所は、6 項ハに該当する。3,トラクタターミナルの荷扱所は、本項に該当するが、倉庫と同一棟の荷扱所は、14 項に該当する。</p> <p>&lt;備考&gt;火薬類取締法施行規則（昭和 35 年通商産業省令第 88 号）第 1 条に規定する危険工室については、政令第 31 条、省令第 32 条の 2 で消火設備に関する特例が認められており、火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）第 7 条及び火薬類取締法施行規則第 4 条第 1 項により消火設備が課せられている。</p>	
主用途部分	従属的用途部分
作業室、設計室、研究室、事務室、更衣室、物 品庫、 <u>製品展示室</u> 、 <u>会議室</u>	食堂、売店、専用駐車場、託児室、 <u>診療室</u> 、 <u>仮 眠室</u> 、 <u>ショールーム（製品紹介用）</u>
<p>収容人員の算定</p> <p>従業者の数</p>	

<input type="checkbox"/> 12 項ロ 映 画 ス タ ジ オ、テレビス タジオ	<p>スタジオをいう。</p> <p>大道具や小道具を用いてセットを作り、映画フィルム又はビデオテープ等の記録媒体を作成若しくは編集する施設をいう。</p>
<p>1. 公共放送事業施設内にあるテレビスタジオは、15 項に該当する。</p> <p>2. 客席、ホールで興行場法の適用のあるものは、原則として 1 項イに該当する。</p>	
主用途部分	従属的用途部分
撮影室、舞台部、録音室、道具室、衣装室、休 憩室、 <u>客室</u> 、 <u>ホール</u> 、 <u>リハーサル室</u>	食堂、売店、 <u>喫茶店</u> 、専用駐車場
<p>収容人員の算定</p> <p>従業者の数</p>	

<input type="checkbox"/> 13 項イ 自動車車庫          駐車場	<p>自動車の車庫、駐車場をいう。</p> <p>道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 2 条に規定する自動車（原動機付白転車を除く。）を運行中以外の場合に専ら格納する施設をいう。</p> <p>自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和 37 年法律第 145 号）第 2 条の保管場所となっている防火対象物は、これに該当する。また、駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）の路外駐車場に限られず、また、営業用であると自家用であるとを問わないが、自動車整備工場や展示場は、本項に該当せず、12 項イ又は 4 項に該当する。</p> <p>自動車を駐車させる、すなわち客待ち、荷待ち、貨物の積み降ろし、故障その他の理由により継続的に停止させるための施設をいい、営業用であると自家用であるとを問わない。</p>
--	--

□13 項口 航空機・回転翼航空機の格納庫	格納庫をいう。 航空の用に供することができる飛行機、滑空機、飛行船、ヘリコプター等を格納する施設をいう。（運行上必要最小限の整備のための作業施設を含む。）
1. 自動車には、原動機付自転車以外のオートバイ、ブルドーザー等の土木作業用自動車を含む。 2. 未登録の自動車を商品として保管しているものについても本項に該当する。 3. 倉庫や事業場等に附設された駐車施設は、専用の建築物であるか、令第8条区画又はそれに準ずる区画がなされている地下駐車場など特に独立性の強い場合を除き、当該事業場等そのものとして規制され、本項には該当しない。 4. 駐輪場は、本項に該当せず15項に該当する。	
主用途部分	従属的用途部分
車庫、車路、修理場、洗車場、運転手控室、格納庫、修理場、休憩室、更衣室	食堂、売店、専用駐車場
収容人員の算定 従業者の数（駐車場等へ出入りする運転者及び同乗者等は含まない。）	

□14 項 倉庫	物品の滅失若しくは損傷を防止するために物品の保管の用に供する施設をいう。
1. 倉庫業法に定める倉庫以外のものも該当するものであること。 2. 荷棚所は、倉庫に併設されたものは、倉庫の従属部分とし、独立しているものは12項イに該当する。 3. 工場、店舗等の付属倉庫は、独立性の強いものを除き、本項には該当しない。	
主用途部分	従属的用途部分
物品庫、荷捌所、事務室、休憩室、 <u>作業室（物の保管に関する作業を行うもの。）</u>	食堂、売店、専用駐車場、 <u>展示室</u>
収容人員の算定 従業者の数	

□15 項 前各号に該当しない事業場	1項から14項までに掲げる防火対象物以外の事業所であり、営利的事業であると非営利的事業であることを問わず、事業活動の行われる施設をいう。 官公署、事務所、銀行、理・美容室、ラジオスタジオ、発電所、ごみ処理・焼却場、火葬場、写真館、温室、動物園、動物病院、新開販売所、採血センター、場外馬券売場（実態により1項イに該当）、モデル住宅、スポーツ施設、変電所、電車車庫、納骨堂、駐輪場、鍼灸院、職業訓練施設、車検場、水族館、屋内ゲートボール場、ミニゴルフ場、研修所、クリーニング店、エステティックサロン等が該当する。スポーツ施設で観覧席がないものは、本項に該当し、観覧席が
-----------------------	--

	あるものは1項イに該当する。
1. 事業とは、一定の目的と計画に基づいて同種の行為を反復継続して行うことをいう。	
2. 飲食等を伴わないレンタルルーム（2項ハに該当するものを除く）は、本項に該当する。	
主用途部分	従属的用途部分
事務室、休憩室、会議室、 <u>ホール</u> 、 <u>物品庫</u> 、 <u>更衣室</u>	食堂、売店、専用駐車場、診療室、 <u>図書館</u> 、 <u>倉庫</u>
収容人員の算定 従業者の数+従業者以外の者が使用する部分の床面積 3 m <sup>2</sup> で1人	

16 項	同一棟で異なる2以上の用途のうち、1項から15項までに掲げる防火対象物の用途のいずれかに該当する用途が含まれている場合（同一項の象物イ、ロ、ハ又ニの用途を含む。）における当該2以上の用途とする。ただし、1の用途部分に従属部分と認められる場合は、主用途の単体防火対象物とする。
■16 項イ	2以上の用途のうち、1項から4項まで、5項イ、6項又は9項イに掲げる用途に供される部分が存するもの。
□16 項ロ	上記以外の複合用途防火対象物
<p>1. 次の（1）から（3）に該当する場合は、従属部分（機能従属）とする。</p> <p>（1）主用途部分に機能的に供される部分で、主用途部分と従属的用途部分の管理権原者が同一であること。</p> <p>ア. 「管理権原者が同一」とは、固定的な消防用設備等、建築構造設備の設置、維持、改修にあたって全般的に権原を行使できる者が同であること。</p> <p>イ. 「権原者」とは、ある法律的行为又は事実的行为をすることを正当ならしめる法律上の根拠を有する者をいう。</p> <p>（2）主用途部分と従属的用途部分の利用者が同一であるか、又は密接な関係を有すること。</p> <p>従属的用途部分は、</p> <p>ア. 主用途部分に勤務する者の福利厚生及び利便を目的として設けられたものであること。</p> <p>イ. 主用途部分を利用する者の利便を目的としたものであること。</p> <p>ウ. 主用途部分から通常利用に便なる形態を有していること。</p> <p>2. 2つの独立した用途に供される部分のうち、いずれか一方の独立用途部分の末面積が、当該防火対象物の延べ面積の10%以下で、かつ、300 m<sup>2</sup>未満である場合は、従属部分（みなし従属）とする。ただし、当該用途が2項二及び6項コである場合については適用しない。</p> <p>3. 3つ以上の独立した用途に供される部分がある場合は、次による。</p> <p>（1）最大用途の床面積に対して、他の2用途の床面積がそれぞれ10%以下で、かつ、300 m<sup>2</sup>未満である場合は、最大用途の床面積の単項防火対象物とする。</p> <p>（2）最大用途の床面積に対して、他の2用途の一方又は両方の床面積が10%以上又は300 m<sup>2</sup></p>	

以上である場合は、2用途（他の用途は最大用途の床面積の従属的用途部分とする。）又は3用途の複合用途防火対象物とする。
収容人員の算定 前1項から15項までの、それぞれの用途ごとに収容人員を算出し、合算する。

■16の2項 地下街	地下の工作物内に設けられた店舗、事務所その他これらに類する施設で、連続して地下道に面して設けられたものと、当該地下道とを合わせた施設をいう。
---------------	--

□16の3項 準地下街	建築物の地階（16の2項に掲げるものの各階を除く。）で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの（1項から4項まで、5項イ、6項又は9項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）
----------------	--

□17項 文化財又は重要美術品等として指定又は認定された建築物	<p>文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和8年法律第43条）の規定によって重要文化財として認定された建築物をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>重要文化財とは、建築物、絵画、彫刻、工芸品、書籍、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの、並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料のうち重要なもので文部科学大臣が指定したものをいう。（国宝は、重要文化財のうち世界文化の見地から価値の高いもので、たぐいなき国民の宝たるものが指定される。）</li> <li>重要有形民俗文化財とは、衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗習慣、民族芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもので有形のものうち特に重要なもので文部科学大臣が指定したものをいう。</li> <li>史跡とは、貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いものうち重要なもので文部科学大臣が指定したものをいう。</li> <li>重要な文化財とは、重要文化財、重要有形民俗文化財及び史跡以外の文化財のうち重要なもので、その所在する地方公共団体が条例の定めるところにより指定したものをいう。</li> </ol>
------------------------------------	--

1. 本項に該当するものは、建築物に限られるものであり、建築物は土地に定着する工作物一般を指し、建築物及び独立した門扉等が含まれるものである。

収容人員の算定 床面積5㎡で1人
---------------------

□18 項 延長50メートル以上のアーケード	アーケードとは、日よけ、雨よけ又は雪よけのため、路面上に相当の区間連続して設けられる公益上必要な建築物、工作物その他の施設をいう。
<p>1. 夏季に仮設的に設けられる日よけや道路の全面又は大部分をおおわないものは、本項に該当するが、連結送水管の設置は要しない。</p> <p>2. 延長距離の測定は、屋根の中心線で行うものとする。</p>	

□19 項 市町村長の指定する山林	本項は、市町村長の指定する山林をいう。
1. 山林とは、山岳山林に限らず、森林、原野及び荒ぶ地が含まれるのであること。	

□20 項 総務省令で定める舟車 舟	<p>船舶安全法（昭和 8 年法律第 11 号）第 2 条第 1 項の規定を適用しない船舶等で総トン数 5 トン以上の推進機関を有するもので次のものをいう。</p> <p>1. 推進機関を有する長さ 12m 未満の船舶（危険物ばら積船及び特殊船を除く。）で特定のもの。</p> <p>2. 災害発生時にのみ使用する救難用の船舶で国又は地方公共団体の所有するもの。</p> <p>3. 係船中の船舶。</p> <p>4. 国土交通省告示で定める水域のみを航行する船舶及び総トン数 20 トン未満の漁船。</p>
車両	<p>鉄道営業法（昭和 8 年法律第 11 号）、軌道法（大正 10 年法律第 76 号）若しくは道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）又はこれに基づく命令により消火器を設置することとされる車両をいう。</p> <p>1. 鉄道営業法に基づき消火器を備え付けなければならない場所は、鉄道運転規則（昭和 6 2 年運輸省令第 1 5 号）第 5 1 条に定める機関車（蒸気機関車を除く。）、旅客車及び乗務係員が執務する車室を有する貨物車である。</p> <p>2. 鉄道営業法に基づき消火器を備え付けなければならない場所は、新幹線鉄道運転規則（昭和 3 9 年運輸省令第 7 1 号）第 4 3 条に定める運転室及び旅客用の電車の客室又は通路である。</p> <p>3. 軌道法に基づき消火用具を備え付けなければならない場所は、軌道運転規則（昭和 2 9 年運輸省令第 2 2 号）第 3 7 条に定める車両（蒸気機関車を除く。）の運転室又は客扱い若しくは荷扱いのため乗務する係員の車室である。</p> <p>4. 軌道法に基づき消火器を設けなければならないものは、無軌条電車運転規則（昭和 2 5 年運輸省令第 9 2 号）第 2 6 条に定めるすべての車両である。</p>

- |   |
|---|
| <p>5. 道路運送車両法では、次の車両に消火器を設置しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 一定数量を超える火薬類（火薬 5kg 以上等）を運送する自動車（被けん引自動車を除く。）</li><li>(2) 危政令別表第 3 に掲げる数量以上の危険物を運送する自動車（被けん引自動車を除く。）</li><li>(3) 一定数量以上の可燃物を運送する自動車（被けん引自動車を除く。）</li><li>(4) 150kg 以上の高圧ガス（可燃性ガス及び酸素に限る。）を運送する自動車（被けん引自動車を除く。）</li><li>(5) (1) から (4) の自動車をけん引するけん引自動車</li><li>(6) 放射性物質等車両運搬規則（昭和 52 年運輸省令第 33 号）第 3 条に規定する放射性輸送物（L 型輸送物を除く。）若しくは同第 9 条に規定する核分裂性移送物を運送する場合又は同第 30 条の規定により運送する場合に使用する自動車</li><li>(7) 乗車定員 11 人以上の自動車</li><li>(8) 乗車定員 11 人以上の自動車をけん引するけん引自動車</li><li>(9) 幼児専用車</li></ul> |
|---|

(備考1) 住宅宿泊事業法に基づく届出住宅(民泊)の項目判定フロー

《届出住宅の判定フロー》

① 「一戸建て住宅」及び「共同住宅の住戸」の用途

	家主居住型(※2)	家主不在型
宿泊室(※1)の面積50㎡以下	住宅(※3)	(5)項イ(宿泊施設)
宿泊室の面積50㎡超	(5)項イ(宿泊施設)	(5)項イ(宿泊施設)



共同住宅の場合、上記①により住戸単位で用途判定を行った後、下記②により棟単位で用途判定を行う。

② 共同住宅の「棟」の用途

全ての住戸が「住宅」	(5)項ロ(共同住宅)
(5)項イ以外の用途の床面積の合計が全体の10%以下かつ300㎡未満の場合	(5)項イ(宿泊施設)
上記以外	(16)項イ(複合用途防火対象物)

※ 1. 届出住宅のうち住宅宿泊事業法施行規則第4条第4項第1号チ(4)に規定する宿泊者の就寝の用に供する室をいう。

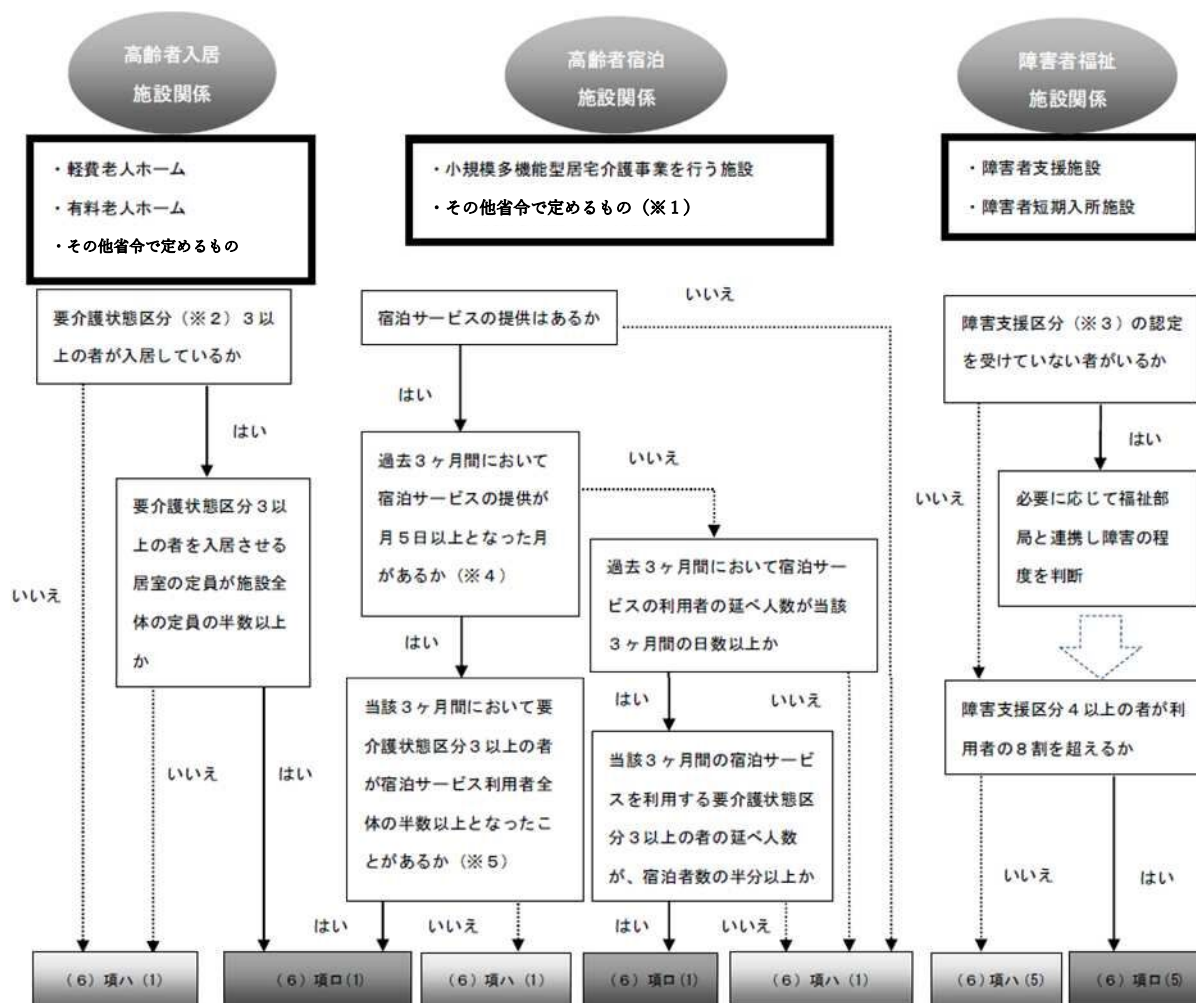
なお、宿泊室の床面積の取扱いは、住宿法における取扱いに準じるものとし、当該面積の算定方法は、壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積とする。

※ 2. 家主の居住又は不在の判断は、一戸建て住宅の場合は棟単位、共同住宅の場合は住戸単位で行う。

※ 3. 住宅とは、法第9条の2に規定する住宅の用途に供される防火対象物((5)項ロに掲げる防火対象物(寄宿舍、下宿又は共同住宅)の部分を含む。)をいう。

(備考2) 社会福祉施設等の項目判定フロー

(6) 項口又はハに掲げられているもので、利用実態等による項目判定が必要なもの。



※1 省令第5条第6項参照。なお、当該条文中「業として」には、報酬の有無にかかわらず、介護保険制度外の事業などの定外の福祉サービスを自主事業として提供するものを含む。

※2 要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第1第1項に定める要介護状態区分をいう（省令第5条第3項参照）。

※3 障害者支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定基準に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号）第1条第1項に定める障害支援区分をいう（省令第5条第7項参照）。

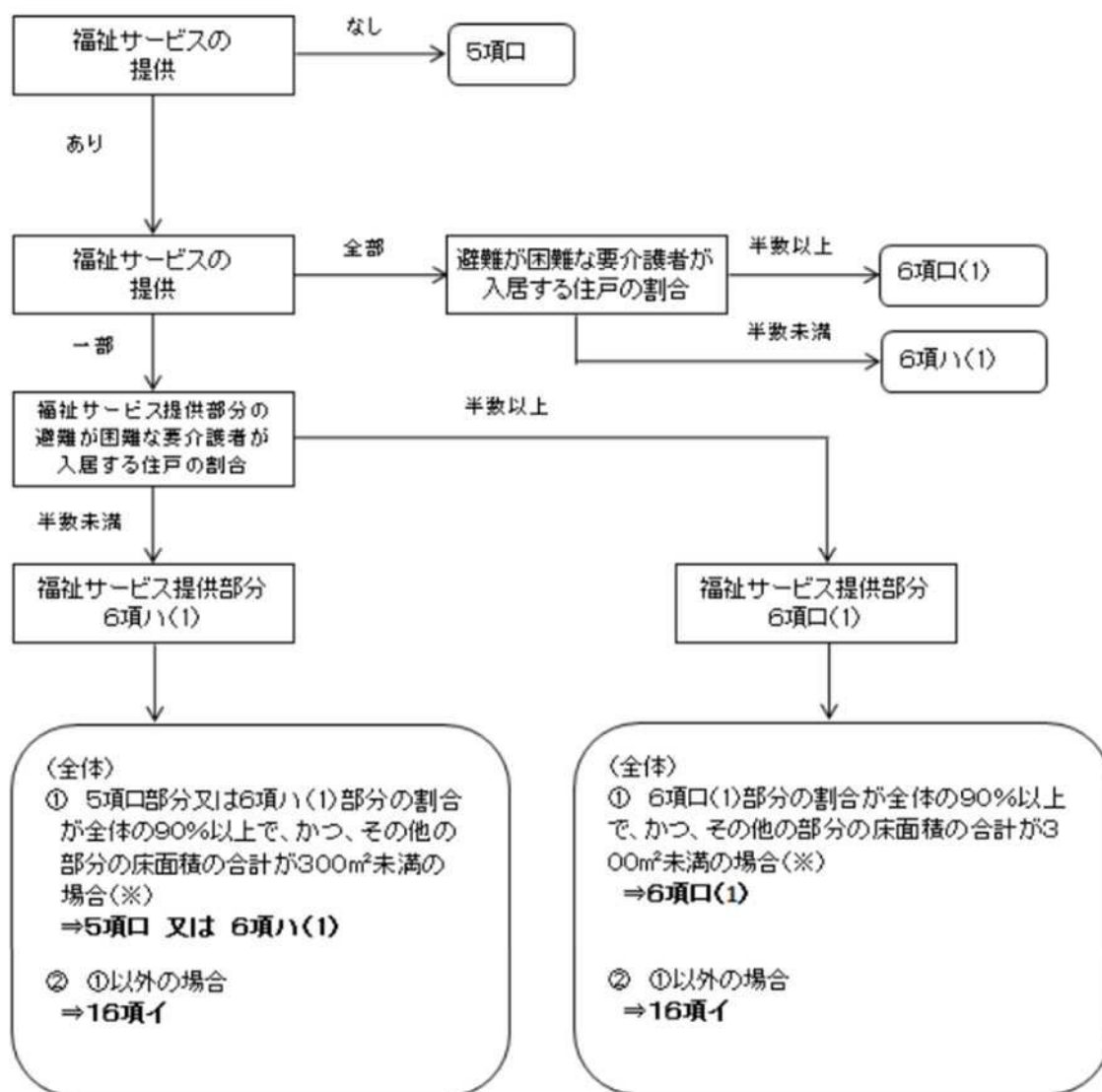
※4 毎週日曜日等、月5日以上宿泊サービスの提供があるものは、宿泊サービスが常態化していると判断する。

※5 宿泊等のサービスを提供する施設のうち、「避難が困難な要介護者（要介護状態区分3以上の者）」の宿泊サービス利用者が1名である場合については除外するものとする。

※6 新築等の場合は、所有者等から事前に状況を聴取したうえで項目判定すること。



(備考3) サービス付き高齢者向け住宅その他の共同住宅の項目判定フロー



※ 2項二、5項イ若しくは6項イ(1)から(3)まで若しくは口の部分が存する場合を除く。

備考：1 「福祉サービス」とは、老人福祉法第29条第1項及び老人福祉法施行規則第20条の3に定める次のサービスをいう。

- ・ 入浴、排せつ又は食事の介護
- ・ 食事の提供
- ・ 洗濯、掃除等の家事又は健康管理

2 「避難が困難な要介護者」とは、省令第5条第3項に規定する区分に該当する者（介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第1項に定める要介護状態区分が3以上の者）をいう。

## 2 政令別表第1に掲げる防火対象物の取扱いについて

第1 政令第1条の2第2項後段に規定する「管理についての権原、利用形態その他の状況により他の用途に供される防火対象物の部分の従属的な部分を構成すると認められる」部分とは、次の(1)又は(2)に該当するものとする。

(1) 政令別表第1(1)項から(15)項までに掲げる防火対象物(以下「令別表対象物」という。)の区分に応じ、主たる用途に供される部分(主用途部分)に機能的に従属していると認められる用途(従属的用途部分)に供される部分で、次のアからウまでのすべてに該当するもの。(機能従属)

ア 当該従属的な部分についての管理権原を有する者が主たる用途に供される部分の管理権原を有する者と同一であること。

イ 当該従属的な部分の利用者が主たる用途に供される部分の利用者と同一であるか又は密接な関係を有すること。なお、密接な関係を有するとは、主たる用途に供される部分を利用する者が、主に従属的な部分を利用する場合をいう。

ウ 当該従属的な部分の利用時間が主たる用途に供される部分の利用時間とほぼ同じであること。

なお、従属的な部分の利用時間が主たる用途の利用時間の範囲内ならば、当該従属的な部分の利用時間は当該主たる用途の利用時間とほぼ同一とみなす。

(2) 主たる用途に供される部分の床面積の合計(他の用途と共用される廊下、階段、通路、便所、管理室、倉庫、機械室等の部分の床面積は、主たる用途に供される部分及び他の独立した用途に供される部分のそれぞれの床面積に応じ按分するものとする。以下同じ。)が当該防火対象物の延べ面積の90パーセント以上であり、かつ、当該主たる用途以外の独立した用途に供される部分の床面積の合計が300平方メートル未満である場合における当該独立した用途に供される部分とする。(みなし従属)

ただし、政令別表第1(2)項ニ、(5)項イ若しくは(6)項イ(1)から(3)まで若しくはロに掲げる防火対象物又は(6)項ハに掲げる防火対象物(利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。)の用途に供される部分については、当該規定は適用しない。

第2 一般住宅(個人の住居の用に供されるもので寄宿舍、下宿及び共同住宅以外のものをいう。以下同じ。)の用途に供される部分が存する防火対象物については、前記第1によるほか、次により取り扱うものであること。

(1) 令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が、一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも小さく、かつ、令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が50平方メートル以下の場合、当該防火対象物は一般住宅に該当する。

(2) 令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が、50平方メートルを超える場合は、次によること。

ア 令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分

の床面積の合計よりも小さい場合又はおおむね等しい場合は、当該防火対象物は、複合用途防火対象物に該当するものであること。

イ 令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも大きい場合は、令別表対象物（令別表対象物の用途が前記第1により複合用途防火対象物と判定される場合にあっては、複合用途防火対象物）に該当するものであること。

第3 小規模な区画単位（150平方メートル程度）の店舗併用住宅、飲食店等からなる長屋式の防火対象物については、本来複合用途防火対象物と判定されるものであるが、次の各号に掲げる事項に該当する場合にあっては、政令第32条の規定を適用しそれぞれの部分を別の防火対象物とみなすことができる。

- (1) 所有権原又は管理権原は区画単位ごとに分かれていること。
- (2) 同一棟内に階段、廊下等の共用部分を有しないものであること。
- (3) 各店舗併用住宅、飲食店等は直接道路に面しており、避難上支障がないものであること。
- (4) 各店舗併用住宅、飲食店等は開口部のない防火構造（建基法第2条第8号に規定する防火構造をいう。）の界壁で区画されており、かつ、給水管、配水管及び換気、暖房又は冷房設備の風道が当該界壁を貫通していないものであること。
- (5) 住宅の用途に供される部分の床面積の合計が、当該防火対象物の延べ面積の2分の1以上のものであること。（延べ面積が1,000平方メートル未満のものに限る。）  
（「消防法施行令の質疑について」（昭和49年4月2日消防安第34号 佐賀県総務部長宛て 消防庁安全救急課長回答）による）

第4 長屋式住宅の一部が用途変更に伴い令別表対象物に供され、当該部分が延べ面積の2分の1以上又は50平方メートルを超える場合、次のいずれにも該当する場合においては住宅の用途にのみ供されている住戸（以下「専用住戸」という。）について、政令第32条の規定を適用し、消防用設備等を設置しないことができるものとする。

(1) 専用住戸とその他の用途に供されている部分とが、準耐火構造又は次のいずれかに該当する性能を有する壁若しくは床で区画されていること。

ア 既存壁に片面12mm以上の石こうボードを2枚以上張ったもの。

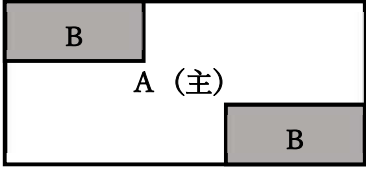
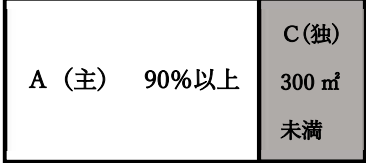
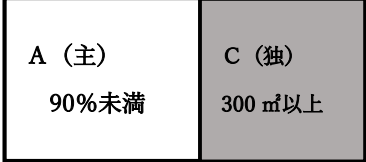
イ 既存壁（防火構造に限る。）に12mm以上の石こうボードを張ったもの。

(2) 前項の区画が、建基令第112条第19項及び第20項の規定に適合していること。

第5 第1及び第2に係る防火対象物の判定については、別表のとおりである。

別表

1. 複合用途防火対象物の取扱い

参考図	判定条件	判定
 <p>A:主用途部分 B:従属的用途部分</p>	<p>(1) 管理権限者が同一人 (2) 利用者が同一又は密接な関係にあり (3) 利用時間がほぼ同一 (以上すべて満たす場合)</p>	<p>単体用途防火対象物</p>
 <p>A:主用途部分 C:従属的用途部分</p>	<p>(1) A部分の面積<math>\geq</math>延面積<math>\times</math>0.9 (2) C部分面積<math>&lt;</math>300 m<sup>2</sup> (以上すべて満たす場合)</p>	<p>単体用途防火対象物</p>
 <p>A:主用途部分 C:従属的用途部分</p>	<p>(1) A部分の面積<math>&lt;</math>延面積<math>\times</math>0.9 (2) C部分面積<math>\geq</math>300 m<sup>2</sup></p>	<p>複合用途防火対象物</p>

2. 一般住宅と別表用途部分が複合する場合の取扱い

参考図	判定条件	判定
 <p>D:住宅部分（個人住宅） E:別表用途部分</p>	<p>(1) E 部分面積 &lt; D 部分面積 (2) E 部分面積 ≤ 50 m<sup>2</sup> (以上すべて満たす場合)</p>	<p>一般住宅</p>
 <p>D:住宅部分（個人住宅） E:別表用途部分</p>	<p>(1) E 部分面積 &gt; D 部分面積</p>	<p>単体用途防火対象物</p>
 <p>D:住宅部分（個人住宅） E:別表用途部分</p>	<p>(1) E 部分面積 &lt; D 部分面積 (2) E 部分面積 &gt; 50 m<sup>2</sup> (以上すべて満たす場合)</p>	<p>複合用途防火対象物</p>
 <p>D:住宅部分（個人住宅） E:別表用途部分</p>	<p>(1) E 部分面積 ≧ D 部分面積</p>	<p>複合用途防火対象物</p>

### 3 消防用設備等の設置単位について

第1 消防用設備等の設置単位は、建築物である防火対象物については、特段の規定（政令第8条、第9条、第9条の2、第19条第2項、第27条第2項）のない限り、棟であり、敷地ではないこと。

第2 建築物と建築物が渡り廊下（その他これらに類するものを含む。以下同じ。）、地下連絡通路（その他これらに類するものを含む。以下同じ。）、洞道（換気、暖房又は冷房の設備の風道、給排水管、配電管、電線類その他これらに類するものを布設するためのものをいう。以下同じ）又は庇等により接続されている場合（接続計画を含む。以下同じ。）は、原則として一棟であること。

ただし、次の1から4のいずれかに該当する場合は、別棟として取扱ってさしつかえないものであること。

1 建築物と建築物が地階以外の階において渡り廊下で接続されている場合で、次の（1）から（4）までに適合している場合

（1）渡り廊下は、通行又は運搬の用途のみに供され、かつ、可燃性物品等の存置その他通行の支障がない状態にあるものであること。

（2）渡り廊下の有効幅員は、接続される一方又は双方の建築物の主要構造部が木造である場合は3メートル未満、その他の場合は6メートル未満であること。

（3）接続される建築物相互間の距離は、1階にあっては6メートル、2階以上の階にあっては10メートルを超えるものであること。ただし、次のアからウまでに適合する場合は、この限りでない。

ア 接続される建築物の外壁及び屋根（渡り廊下の接続部分からそれぞれ3メートル以内の距離にある部分に限る。次のイにおいて同じ。）については、次の（ア）又は（イ）によること。

（ア）外壁は防火構造及び屋根は準耐火構造で造られていること。

（イ）（ア）以外のものについては、防火構造の塀（自立構造のもの）その他これらに類するもの又はスプリンクラー設備（閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備であるものに限る。以下同じ。）若しくはドレンチャー設備（防火設備であるものに限る。以下同じ。）で延焼防止上有効に防護されていること。

イ アの外壁及び屋根には、開口部を有しないこと。ただし、面積の合計が4平方メートル以下の開口部で防火戸（防火設備であるものに限る。以下同じ。）が設けられている場合にあつては、この限りでない。

ウ 渡り廊下については、次の（ア）又は（イ）によること。

（ア）吹き抜け等の開放式で、かつ、建築物の両端の接続部に設けられた出入口には、防火戸が設けられていること。

（イ）（ア）以外のものについては、次のAからCまでに適合するものであること。

- A 建基政令第 1 条第 3 号に規定する構造耐力上主要な部分を鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とし、その他の部分を準不燃材料で造ったものであること。
- B 建築物の両端の接続部に設けられた出入口部分の面積の合計は、いずれも 4 平方メートル以下であり、当該部分には防火戸で随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は煙感知器の作動と連動して自動的に閉鎖する構造のものが設けられていること。
- C 次の自然排煙用開口部又は機械排煙設備が排煙上有効な位置に、火災の際容易に接近できる位置から手動で開放できるように又は煙感知器の作動と連動して開放するように設けられていること。ただし、スプリンクラー設備又はドレンチャー設備が設けられているものにあつてはこの限りでない。
  - a 自然排煙用開口部については、その面積の合計が 1 平方メートル以上であり、かつ、屋根又は天井に設けるものにあつては、渡り廊下の幅員の 3 分の 1 以上の幅で長さ 1 メートル以上のもの、外壁に設けるものにあつては、その両側に渡り廊下の 3 分の 1 以上の長さで高さ 1 メートル以上のものその他これらと同等以上の排煙上有効な開口部を有するものであること
  - b 機械排煙設備にあつては、省令第 30 条の規定に基づき設置されていること。

(4) 渡り廊下の長さは、渡り廊下の幅員以上の長さとし、かつ、接続部に設ける防火戸が避難上有効に開放できる距離以上であること。

2 建築物と建築物が地下連絡路で接続されている場合で、次の (1) 又は (2) に適合する場合

(1) 地下連絡路の天井部分が直接外気に常時開放(地下連絡路の断面積以上の開口に限る。)されているドライエリア形式又はこれと同等以上に火災の際の煙を有効に排出できる構造等であるもの

(2) (1) 以外のもので、次のアからクまでに適合するもの

ア 接続される建築物又はその部分(地下連絡路が接続されている階の部分をいう。)の主要構造部は、耐火構造であること。

イ 地下連絡路は、通行又は運搬の用途のみに供され、かつ、可燃物品等の存置その他通行上支障がない状態にあること。

ウ 地下連絡路は、耐火構造とし、かつ、その天井及び壁並びに床の仕上げ材料及びその下地材料は、不燃材料であること。

エ 地下連絡路の長さ(地下連絡路の接続する両端の出入口に設けられた防火戸相互の間隔をいう。)は 6 メートル以上であり、その幅員は 6 メートル未満であること。

ただし、双方の建築物の接続部にスプリンクラー設備又はドレンチャー設備が延焼防止上有効な方法により設けられている場合は、この限りでない。

オ 建築物と地下連絡路とは、当該地下連絡路の両端の出入口の部分を除き、開口部のな

い耐火構造の床又は壁で区画されていること。

カ オの出入口の開口部の面積の合計は、一の建築物につき4平方メートル以下であること。

ただし、当該地下連絡路にスプリンクラー設備が設けられ、かつ、「通常の火災時に生じる煙を有効に排出することができる特殊な構造の排煙設備の構造方法を定める件（平成12年建設省告示第1437号）」に適合する排煙設備（以下「特殊排煙設備」という。）が設けられている場合にあっては、この限りでない。

キ オの出入口には、特定防火設備である防火戸（以下「特定防火戸」という。）で随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものが設けられていること。

ただし、特殊排煙設備を設置する場合にあっては、くぐり戸（特定防火戸に限る。）を併設したシャッター（特定防火設備に限る。）とすることができる。

ク 特殊排煙設備を設けた地下連絡路以外の地下連絡路には、1（3）ウ（イ）C bに定める排煙設備が設けられていること。ただし、スプリンクラー設備が設けられている場合はこの限りでない。

### 3 建築物と建築物が洞道で接続されている場合で、次の（1）から（6）までに適合する場合

（1）建築物と洞道とは、洞道が接続されている部分の開口部及び当該洞道の点検又は換気のための開口部（接続される建築物内に設けられるもので2平方メートル以下のものに限る。）を除き、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されていること。

（2）洞道は耐火構造又は防火構造とし、その内部の仕上げ材料及び下地材料は不燃材料であること。

（3）洞道内の風道、配管、配線等が建築物内の耐火構造の壁又は床を貫通する場合は、当該貫通部において、当該風道、配管、配線等と洞道及び建築物内の耐火構造の壁又は床とのすき間を不燃材料で埋めてあること。ただし、洞道の長さが20メートルを超える場合にあっては、この限りでない。

（4）（1）の点検のための開口部（建築物内に設けられているものに限る。）には、防火戸（開口部の面積が2平方メートル以上のものにあつては、自動閉鎖装置付のものに限る。）が設けられていること。

（5）（1）の換気のための開口部が常時開放状態にあるものにあつては、防火ダンパーが設けられていること。

（6）洞道の長さは、洞道の幅員以上の長さであること。

### 4 建築物の庇（軒先を含む。以下同じ。）と建築物の庇が重なり合っている場合で、次の（1）から（4）までに適合する場合

（1）重なり合う庇と庇の高さが0.5メートル以上開放されていること。

（2）庇の重なり幅は、0.9メートル以下であること。



(3) 庇下部分の用途が通行の用途のみに供されるとともに、庇の両端部が開放されていること。

(4) 庇下の相対する開口部で相互に3メートル以内の距離にある開口部は、防火戸であること。

消防用設備等の設置単位について（図解）

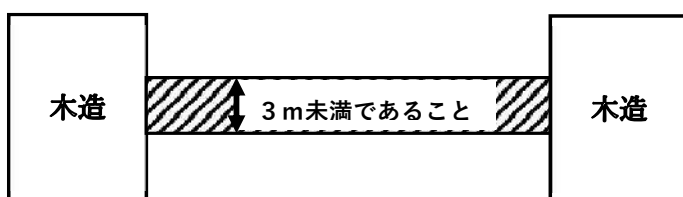
第1 地階以外の階において渡り廊下で接続される場合

1 使用方法

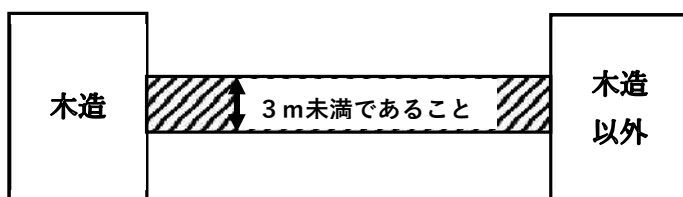
- (1) 通行又は運搬以外の用途に供しないこと。
- (2) 可燃物品等の存置その他通行上支障のないこと。

2 有効幅員

- (1) 建築物の主要構造部が木造と木造の場合



- (2) 建築物の主要構造部が木造と木造以外の場合

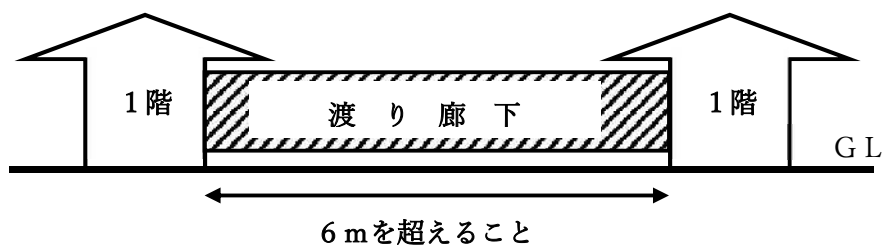


- (3) 建築物の主要構造部が木造以外と木造以外の場合

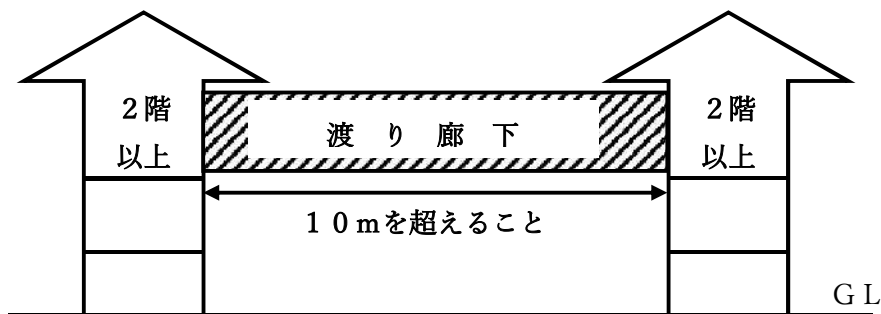


3 建築物相互間の距離

- (1) 平屋建の場合



(2) 2階建以上の場合（渡り廊下が1階にある場合は、(1)を準用する。）



★ 1.2.3に適合することが別棟とみなされるための絶対条件

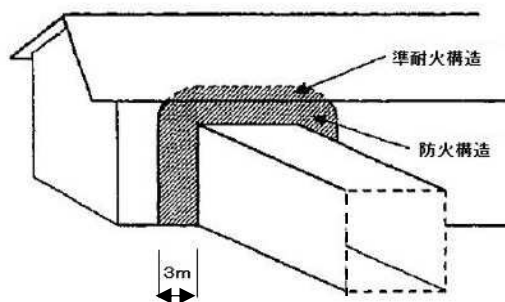
4 3に適合しない場合の条件つき別棟

◎次の(1)から(4)までに適合すれば別棟とみなしてよい。

(1) 建築物の条件

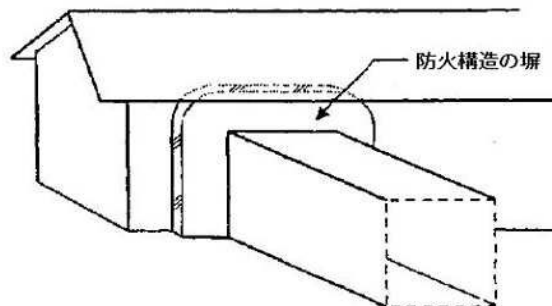
ア又はイによること。

ア 渡り廊下の接続部分から3m以内の距離にある部分 ( ) の屋根は準耐火構造及び外壁は防火構造とすること。

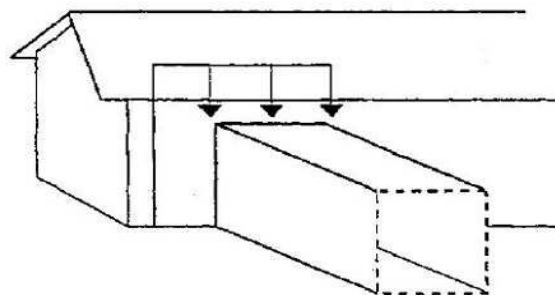


イ ア以外の場合は次の(ア)又は(イ)によること。


(ア) 渡り廊下の接続部分から3m以内の距離にある部分を延焼防止上有効に保護する防火構造の塀(自立構造のもの)を設けること。




(イ) 渡り廊下の接続部分から3m以内の距離にある部分を延焼防止上有効に保護するスプリンクラー設備(閉鎖型)又はドレンチャー設備を設けること。



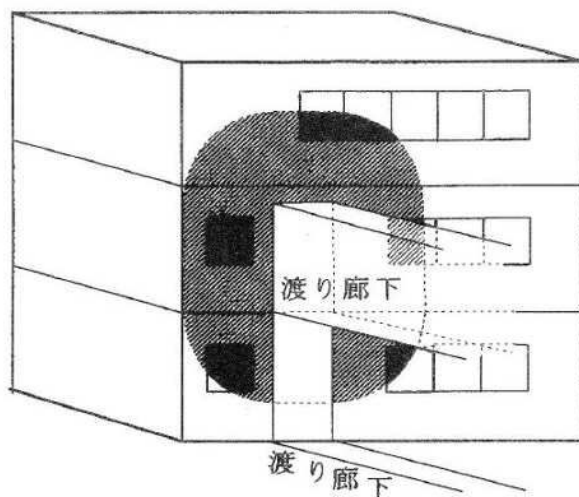
(2) 建築物の開口部の条件

渡り廊下の接続部分から 3m 以内の距離にある部分 (  ) には、開口部を設けないこと。

ただし、次のア及びイを満足する場合は、開口部を設けることができる。

ア 開口部 (  ) の面積は 4 m<sup>2</sup>以下であること。

イ 防火戸とすること。

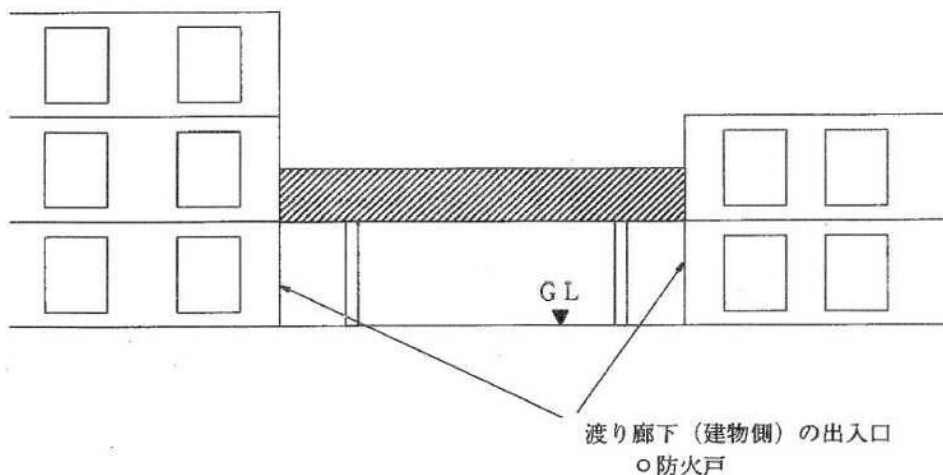


注. 2階の接続部分からとらえた場合

(3) 渡り廊下の条件

ア 開放式の場合

渡り廊下の建物側の出入口は、防火戸とすること。



イ 非開放式の場合

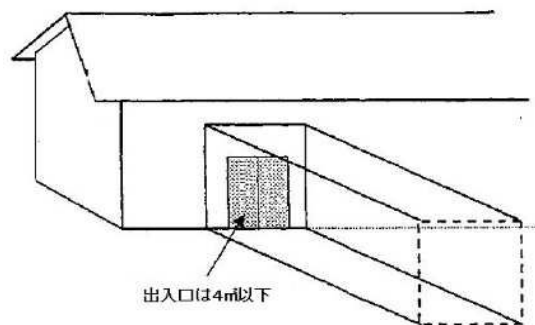
(ア) 構造

構造耐力上主要な部分を鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート

造とし、その他の部分を準不燃材料で造ったものであること。

(イ) 接続部の出入口

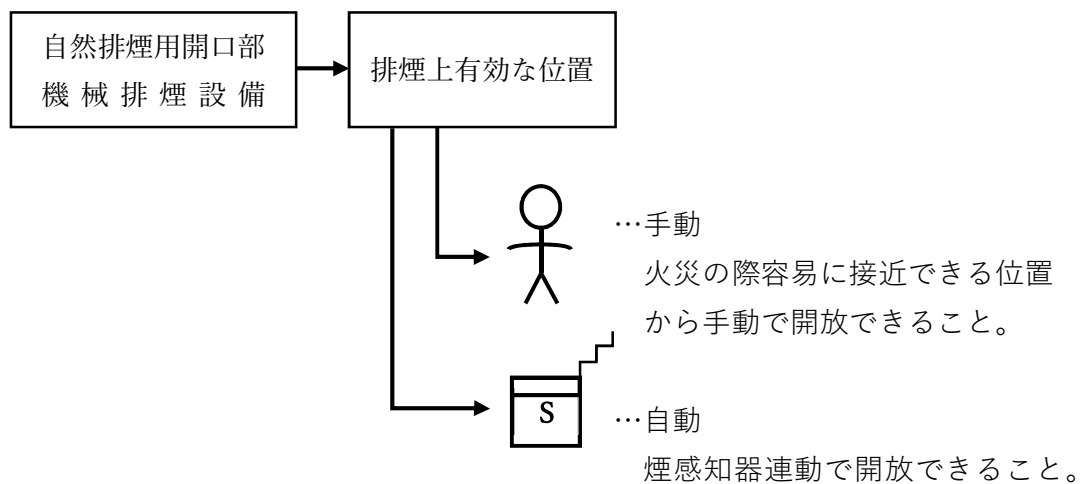
- a 出入口の面積の合計は、 $4\text{ m}^2$ 以下であること。
- b 出入口は防火戸で、随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの、又は煙感知器連動で閉鎖するものものとする。



(ウ) 排煙

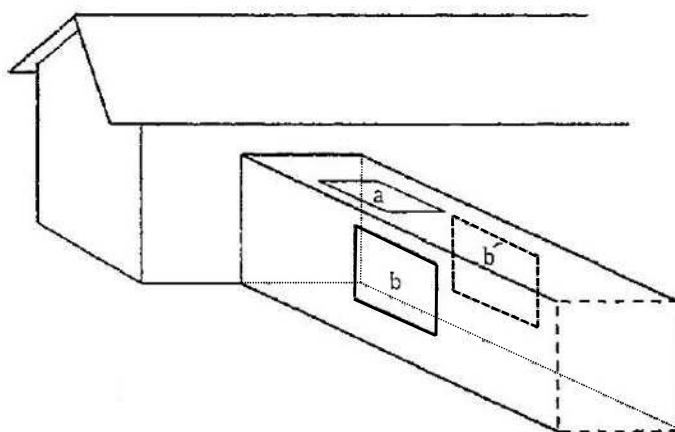
自然排煙用開口部又は機械排煙設備を設置すること。

ただし、スプリンクラー設備（閉鎖型）又はドレンチャー設備が設けられているものについては設置を免除する。

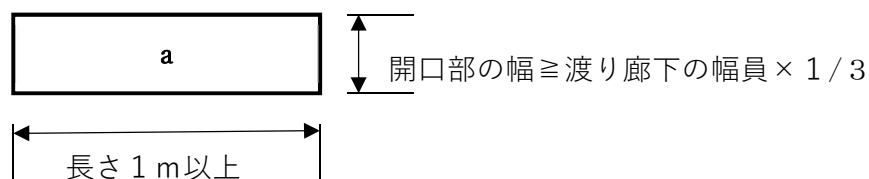


a 自然排煙用開口部

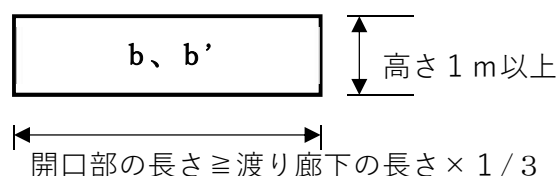
開口部の面積 ( $a\text{ m}^2 + b\text{ m}^2 + b'\text{ m}^2$ ) の合計は  $1\text{ m}^2$  以上とすること。



(a) 屋根又は天井に設ける開口部



(b) 外壁に設ける開口部（両側に設置）



b 機械排煙設備

省令第 30 条の規定に基づき設置されていること。

(4) 渡り廊下の長さ

渡り廊下の長さは、渡り廊下の幅員以上の長さとし、かつ、接続部に設ける防火戸が避難上有効に開放できる距離以上とすること。

第 2 地下連絡路で接続される場合次の 1 又は 2 に適合すること。

1 地下連絡路の天井部分が直接外気に常時開放（地下連絡路の断面積以上の開口に限る。）されているドライエリア形式又はこれと同等以上に火災の際の煙を有効に排出できる構造等であること。

2 1 以外のもので、次の（1）から（8）までに適合すること。

（1）接続される建築物の主要構造接続される建築物又は地下連絡路が接続されている階の部分の主要構造部は、耐火構造であること。

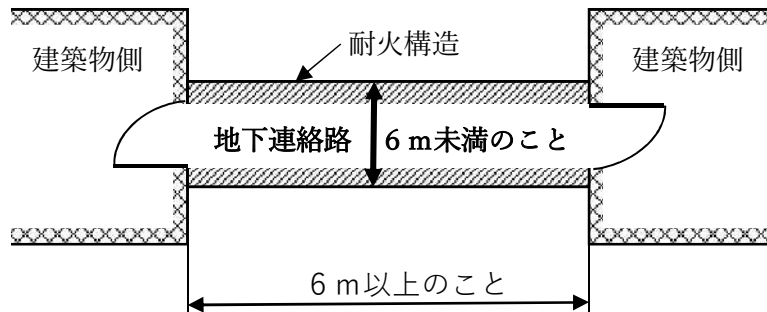
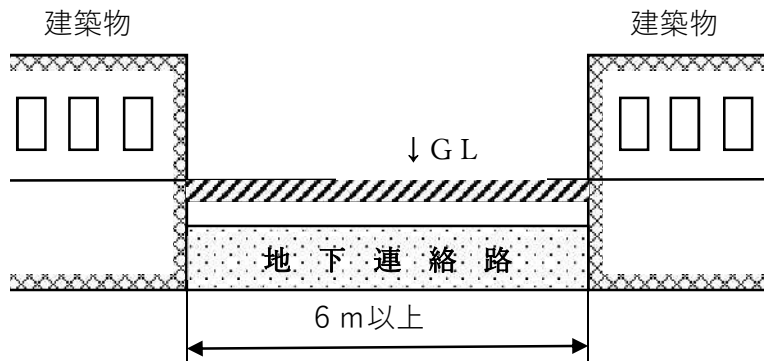
（2）地下連絡路の使用法

ア 通行又は運搬以外の用途に供しないこと。

イ 可燃物品等の存置その他通行上の支障がないこと。

（3）地下連絡路の構造等地下連絡路は耐火構造とし、かつ、その天井及び壁並びに床の仕上材料及びその下地材料は、不燃材料であること。

（4）地下連絡路の長さ地下連絡路の接続する両端の出入口に設けられた防火戸相互の間隔は、6m 以上であり、その幅員は 6m 未満であること。ただし、双方の建築物の接続部にスプリンクラー設備（閉鎖型）又はドレンチャー設備が延焼防止上有効に設けられている場合は、この限りでない。

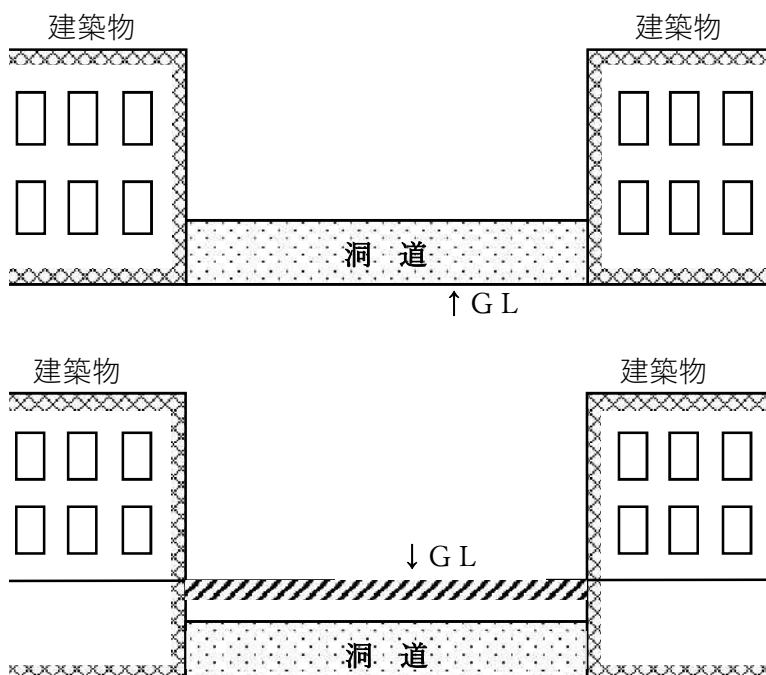


- (5) 建築物と地下連絡路とは、当該地下連絡路の両端の出入口の部分を除き、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されていること。
- (6) (5) の出入口の開口部の面積の合計は、一の建築物につき  $4 \text{ m}^2$  以下であること。ただし、当該地下連絡路にスプリンクラー設備（閉鎖型）が設けられ、かつ、「通常の火災時に生ずる煙を有効に排出することができる特殊な構造の排煙設備の構造方法を定める件（平成 12 年建設省告示第 1437 号）」に適合する排煙設備（以下「特殊排煙設備」という。）設けられている場合はこの限りでない。
- (7) (5) の出入口には、特定防火設備である防火戸で随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものが設けられていること。ただし、特殊排煙設備を設置する場合にあっては、くぐり戸（特定防火設備である防火戸に限る。）を併設したシャッター（特定防火設備に限る。）とすることができる。
- (8) 特殊排煙設備を設けた地下連絡路以外の地下連絡路には、省令第 30 条の規定に基づく機械排煙設備が設けられていること。ただし、スプリンクラー設備（閉鎖型）が設けられている場合はこの限りでない。

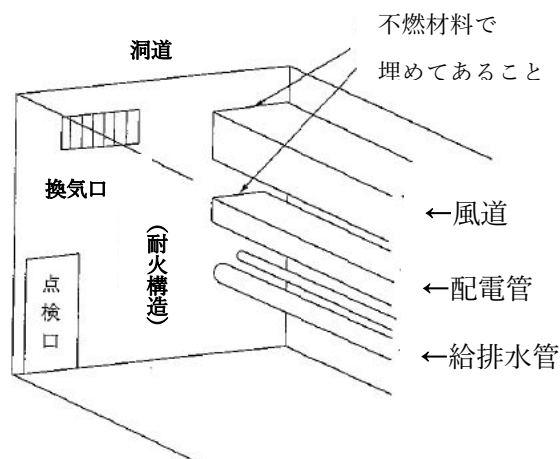
### 第3 洞道で接続される場合

次の1から6までに適合すること。

(洞道とは、換気、暖房又は冷房の設備の風道、給排水管、配電管等の配管類及び電線類その他これらに類するものを布設するためのものをいう。)



- 1 建築物と洞道の接続部分洞道が接続されている部分の開口部及び当該洞道の点検のための開口部又は換気のための開口部（接続される建築物内に設けられる換気口で2㎡以下のものに限る。）を除き、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されていること。
- 2 洞道の構造等洞道は耐火構造又は防火構造とし、その内側の仕上げ材料及びその下地材料は不燃材料であること。
- 3 洞道内の風道、配管、配線等の貫通部（1の耐火構造の床又は壁を貫通する部分）
  - (1) 不燃材料で埋め戻しすること。
  - (2) 洞道の長さが20mを超える場合は、(1)によらないことができる。

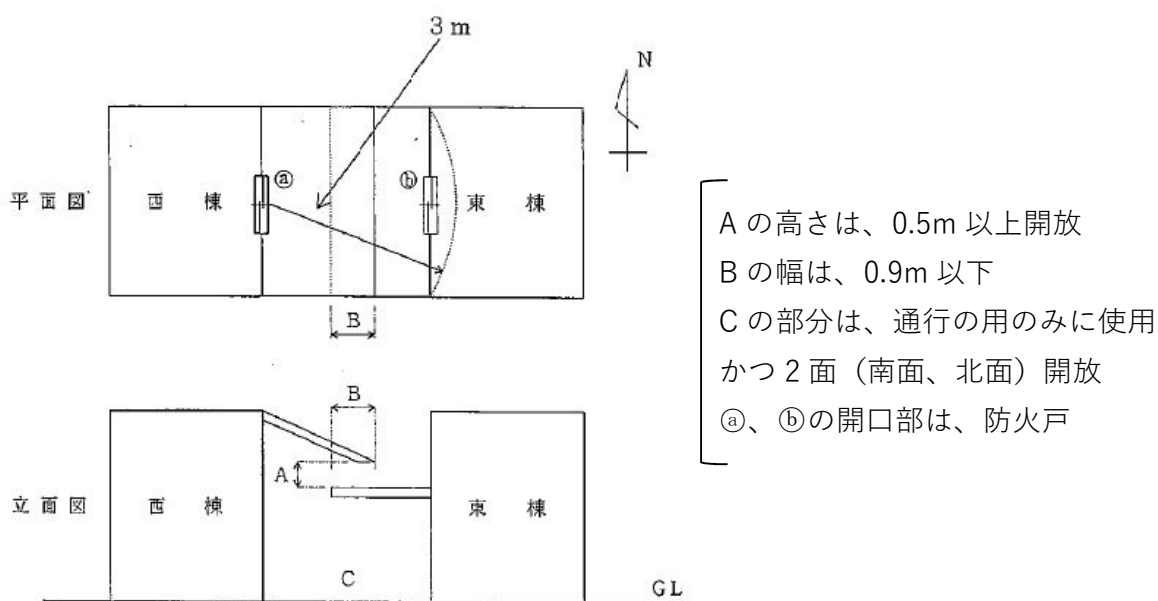




- 4 点検口（建築物内に設けられているものに限る。）
  - (1) 1の点検のための開口部は、防火戸が設けられていること。
  - (2) 開口部の面積が $2\text{ m}^2$ 以上のものにあつては、自動閉鎖装置付のものとする。
- 5 換気口1の換気のための開口部が常時開放状態にあるものにあつては、防火ダンパーが設けられていること。
- 6 洞道の長さ洞道の長さは、洞道の幅員以上の長さであること。

第4 建築物の庇（軒先を含む。以下同じ。）と建築物の庇が重なり合う場合  
次の1から5までに適合すること。

- 1 重なり合う庇と庇の高さが、 $0.5\text{m}$ 以上開放されていること。
- 2 庇の重なり幅は、 $0.9\text{m}$ 以下であること。
- 3 庇下部分は、通行以外の用途に供しないこと。
- 4 庇の両端部は開放されていること。
- 5 庇下の相対する開口部で相互に $3\text{m}$ 以内の距離にある開口部は、防火戸であること。



## 4 床面積の算定及び階の取扱い

### 第1 床面積の算定

(1) 消防用設備等の設置にあたっての床面積の算定は、建基法上の床面積の算定（昭和61年4月30日建設省住指発第115号「床面積の算定について」（別添））によるほか、次によるものとする。

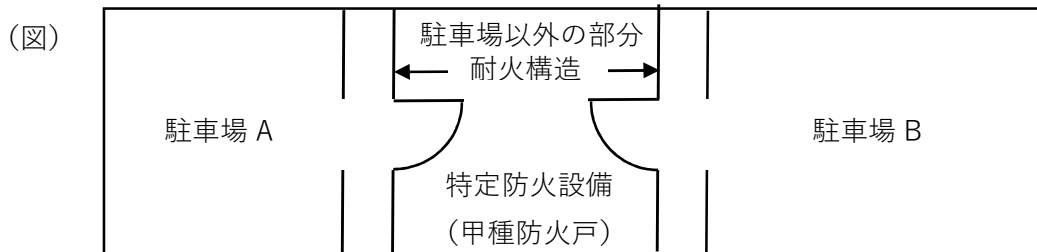
ア 倉庫等内に設けられた積荷用の作業床等は、棚とみなされる構造のもの（積荷を行う者が棚状部分の外部において直接積荷できるもの、又はフォークリフト、クレーン等の機械だけの使用により積荷できるもの）を除き、床面積に算入するものであること。

イ ラック式倉庫の床面積の算定は、「ラック式倉庫の防火安全対策ガイドライン」（平成10年7月24日消防予第119号消防庁予防課長通知）第3、ラック式倉庫の延べ面積、天井の高さ等の算定についてにより行うこと。なお、ラック式倉庫は、水平投影面積とすること。

ウ 駐車場の用に供する部分の床面積は、次によること。

(ア) 車路は、床面積に算定するものであること。ただし、上階又は下階に通じる傾斜路、ランプ、カーリフト等は、算入しないものとする。

(イ) 駐車場の用に供しない部分を介して2箇所以上の駐車場の用に供する部分が存する場合は、それぞれ駐車場の用に供する部分ごとに床面積を算定すること。（下図参照）



(ウ) 昇降機等の機械装置による車両を駐車させる構造（立体駐車場）、及び同方法で自転車を駐輪させる構造（立体駐輪場）の床面積については、水平投影面積を床面積として算入すること。

エ 政令第13条第1項第6欄で定める「発電機、変圧器その他これらに類する電気設備（以下「電気設備」という。）が設置されている部分」、及び同第7欄で定める「鍛造場、ボイラー室、乾燥室、その他多量の火気を使用する部分（以下「鍛造場等」という。）の床面積の算定は、次のいずれかによるものとする。

(ア) 不燃材料の壁、床、天井（天井のない場合は、はり及び屋根）又は防火戸で区画された部分の床面積。

なお、この場合の防火戸は、随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの、又は随時自動閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するもの（連続式店舗にあっては、温度ヒューズと連動して閉鎖するものを含む。）であること。

（イ）電気設備又は鍛造場等の水平投影面積の周囲に水平距離 5m（周囲の 1 面に耐火構造の壁（前（ア）に定める防火戸を含む。））が存する場合は、当該壁までの距離）で区画されていると仮定した部分人の床面積。

この場合、同一の室内に電気設備又は鍛造場等が 2 箇所以上設置されている場合は、その合計床面積（隣接した電気設備又は鍛造場等の仮定した部分の床面積が重複する場合、重複加算しないものとする。）とするものであること。

（別図「電気設備・ボイラー等が設置されている部分の床面積の算定方法（S51・7・20 消防予第 37 号）」参照）

オ 観覧場で、観覧席の一面が外気に開放され、開放された面の長さがおおむね奥行き の 2 倍以上となる観覧席の部分は、床面積に算入しないことができるものであること。

ただし、収容人員の算定にあたっては、当該観覧席の部分を含むものであること。

カ 防火対象物の一部に法第 10 条第 1 項で定める危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所（以下「危険物施設」という。）が存する場合、法第 17 条第 1 項で定める消防用設備等の設置にあたっての床面積は、当該危険物施設を含めて面積算定するものであること。

なお、危険物施設部分の消防用設備等は、法第 17 条第 1 項で定める基準ではなく、法第 10 条第 4 項に定める基準によるものであること。

キ 外気に開放された高架工作物（鉄道又は道路等に使用しているもの）下に設けられ、又は柵、塀等で囲まれた部分の駐車場等は、水平投影面積を算定する。

## 第 2 階数の算定

（1）建基法上の階数の算定階数の算定は、建基政令第 2 条第 1 項第 8 号によるほか、次によること。

ア 多層式倉庫（物品（危険物施設を除く。））を貯蔵するために柵を設け、かつ、当該柵に物品の積荷を行うための作業床を設けたものをいう。）が、次に適合する場合は、作業床の部分を階数に算入しないことができるものであること。

（ア）耐火構造であること。

（イ）主要構造部以外の部分は、不燃材料で造られていること。

（ウ）階高（作業床を除く。）は、5m 以下であること。

イ 棚式倉庫（積荷の作業を行う者が、当該外部において直接積荷することができるもの、又はリフト若しくはクレーン等の機械だけの使用によって積荷することができるもの。）は、次に適合する場合、階数を 1 として取り扱うものであること。

（ア）耐火建築物若しくは準耐火建築物を要求されるものについては、耐火建築物又は建基法第 2 条第 9 号の 3 口の準耐火建築物で外壁を耐火構造としたものとし、主要構造部以外の部分は不燃材料で造られていること。

(イ) 軒高が 15m を超えるものは、耐火建築物であること。

(2) 消防用設備等の設置にあたっての階の算定

ア 倉庫等内に設けられた積荷用の作業床等は、棚とみなされる構造のもの（積荷を行う者が棚状部分の外部において直接積荷できるもの、又はフォークリフト、クレーン等の機械だけの使用により積荷できるもの）を除き、階数に算入するものであること。

なお、一般的に棚と床の区別は、当該部分に積荷等を行う場合に当該部分以外において作業するものを「棚」とし、当該部分を歩行し、又はその上において作業、執務等を行うものを「床」として取り扱うが、具体的にはその形状、機能等から社会通念に従って判断すること。

イ 床下、小屋裏等を物入れ等に使用するもので、当該部分の高さがおおむね 1.5m 以下（通常の姿勢で作業できない高さ）のものは、階数に算入しないものであること。

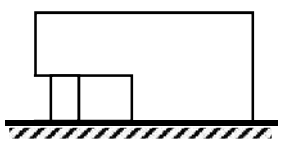
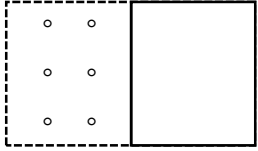
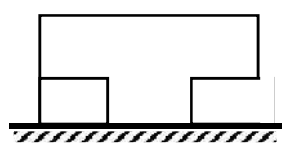
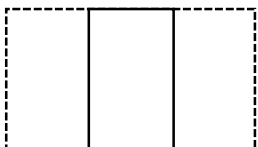
昭和 61 年 4 月 30 日建設省住指発第 115 号「床面積の算定について」（抜粋） 別添

建築物の各階又はその一部で壁、扉、シャッター、手すり、柱等の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積によって算定すること。

ただし、ピロティ、ポーチ、開放廊下等については、次に定めるところによるものとする。

### 1 ピロティ

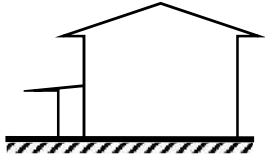

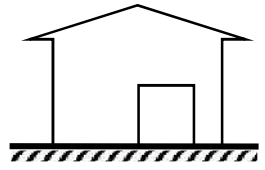
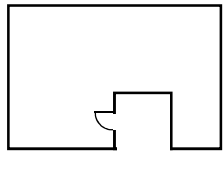
外気に開放され、かつ、屋内的に供しない部分は面積に算入しない。

立 面	平 面	床面積に参入しない	床面積に参入する
		十分に外気に開放されかつ、屋内的用途に供しない部分	左記以外の部分で、例えば自動車車庫、自転車置場等に供する部分など
			

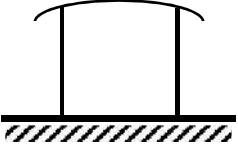
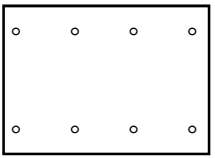
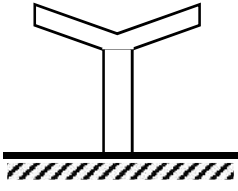
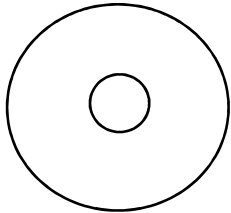
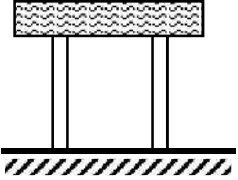
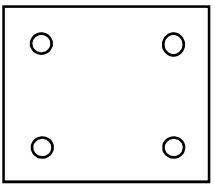
### 2 ポーチ

原則として床面積に算入しないこと。

ただし、屋内的用途に供する部分については、床面積に算入すること。

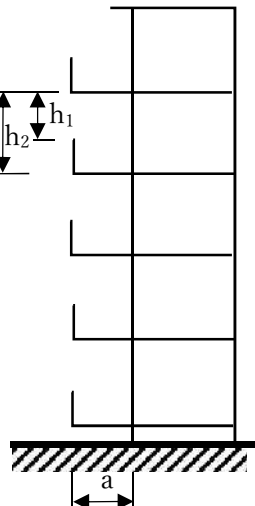
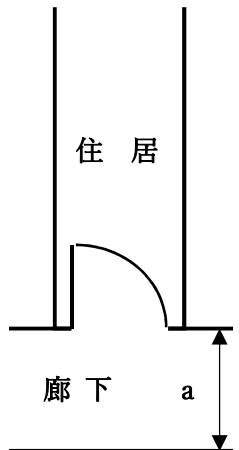
	立 面	平 面	床面積に参入しない	床面積に参入する
庇 型			右記を除き、原則として床面積に算入しない	屋内的用途に供する部分
寄り 付き 型				

3 公共歩廊、傘型又は壁を有しない門型の建築物は、1、のピロティに準ずること。

	立 面	平 面	床面積に参入しない	床面積に参入する
公共歩廊			十分に外気に開放され、かつ、屋内的用途に供しない部分	左記以外の部分
傘型				
壁を有しない門型				

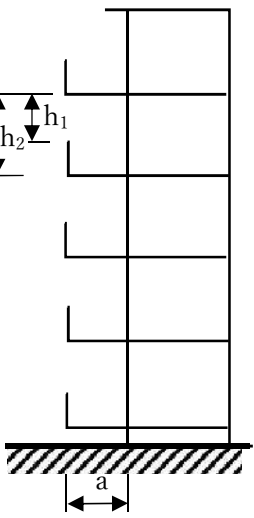
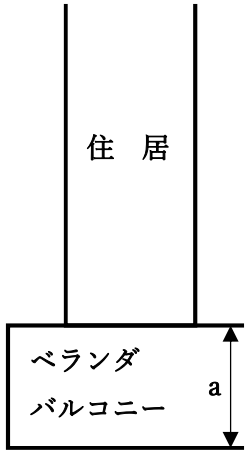
4 開放廊下

外気に有効に開放されている部分の高さが 1.1m 以上であり、かつ、天井の高さの 2 分の 1 以上である廊下については、幅 2m までの部分を床面積に算入しないこと。

立 面	平 面	床面積に参入しない	床面積に参入する
		$h_1$ : 当該屋下の外気に、有効に開放されている部分の高さ $h_2$ : 当該廊下の天井の高さ $a$ : 当該廊下の幅  $h_1 \geq 1.1\text{m}$ かつ、 $h_1 \geq 1/2 h_2$ で、 $a$ のうち 2m までの部分	左記以外の部分

5 バルコニー、ベランダ

4の開放廊下に準じること。

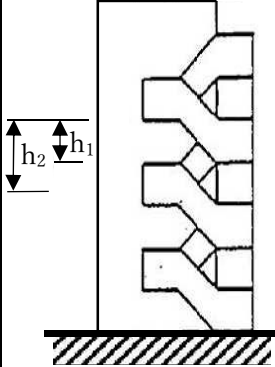
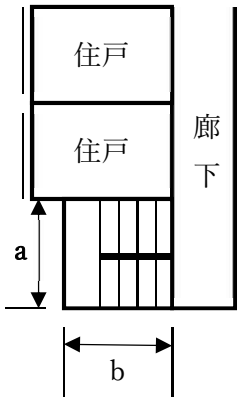
立 面	平 面	床面積に参入しない	床面積に参入する
		<p><math>h_1</math> : 当該バルコニー・ベランダの外気に、有効に開放されている部分の高さ</p> <p><math>h_2</math> : 当該バルコニー・ベランダの天井の高さ</p> <p><math>a</math> : 当該バルコニー・ベランダの幅</p> <p><math>h_1 \geq 1.1\text{m}</math> かつ、 <math>h_1 \geq 1/2 h_2</math> で、<math>a</math> のうち 2m までの部分</p>	<p>左記以外の部分</p>

6 屋外階段

次の各号に該当する外気に有効に開放されている部分を有する階段については、床面積に算入しないこと。

ア 長さが、当該階段の周長の2分の1以上であること。

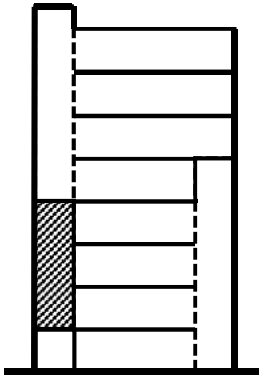
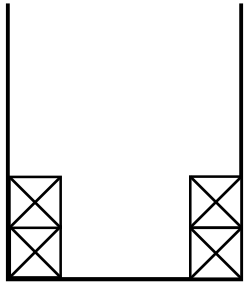
イ 高さが、1.1m以上で、かつ、天井の高さが2分の1以上であること。

立 面	平 面	床面積に参入しない	床面積に参入する
		<p>外気に有効に開放されている部分の長さ <math>\geq 1/2 \cdot 2(a+b)</math> で、<math>h_1 \geq 1.1\text{m}</math> かつ <math>h_1 \geq 1/2 h_2</math></p> <p><math>H_1</math>: 当該階段の外気に有効に開放されている部分の高さ</p> <p><math>h_2</math>: 当該階段の天井の高さ</p>	<p>左記以外の部分</p>

7 エレベーターシャフト

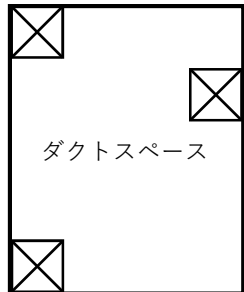
原則として、各階において算入すること。

ただし、着床できない階であることが明らかである階については算入しない。

立 面	平 面	床面積に参入しない	床面積に参入する
	 <p>EV シャフト</p>	乗降口がない階の部分  〔高層階専用エレベーターで、乗降口のない低層階部分の場合など〕	左記以外の場合

8 パイプシャフト等

各階において床面積に算入すること。

立 面	平 面	床面積に参入しない	床面積に参入する
	 <p>ダクトスペース</p> <p>パイプスペース</p>	煙突	ダクトスペース パイプスペース

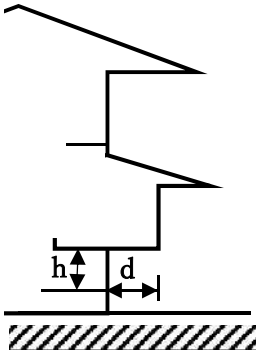
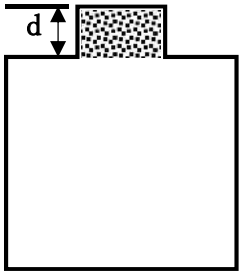


9 出窓

次の各号に定める構造の出窓については、床面積に算入しないこと。

ア 下端の床面からの高さが、30cm 以上であること。

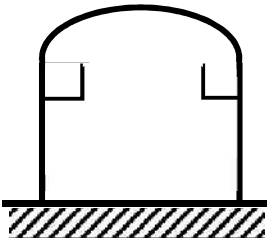
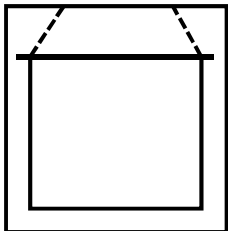
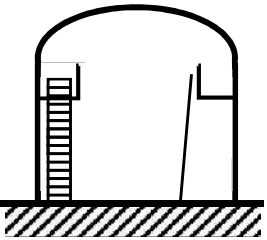
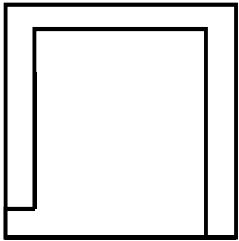
イ 周囲の外壁面から、水平距離 50m 以上突き出ていないこと。

立 面	平 面	床面積に参入しない	床面積に参入する
		<p><math>h \geq 30\text{cm}</math>、<math>d &lt; 50\text{cm}</math> かつ見付け面積の 1/2 以上が窓である もの</p> <p>〔 h : 下端の床面から の 高さ d : 周囲の外壁面か らの水平距離 〕</p>	<p>左記以外の場合</p>

10 体育館等のギャラリー等

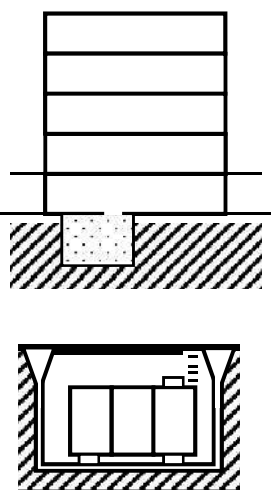
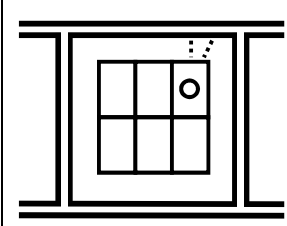
原則として、床面積に算入すること。

ただし、保守点検等一時的な使用を目的としている場合は、算入しない。

立 面	平 面	床面積に参入しない	床面積に参入する
		<p>保守点検等一時的な 使用を目的としてい る増合</p>	<p>左記以外の場合</p>
			

11 給水タンク又は貯水タンクを設置する地下ピット。

タンクの周囲に保守点検用の専用の空間のみを有するものについては、床面積に算入しないこと。

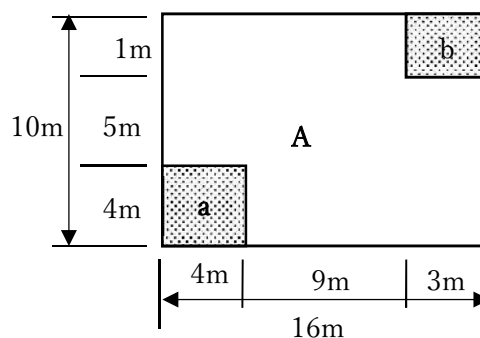
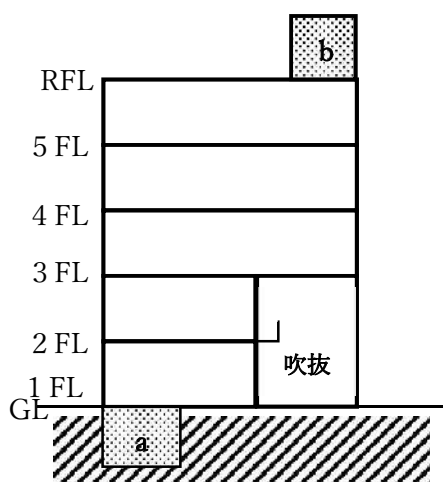
立 面	平 面	床面積に参入しない	床面積に参入する
		タンクの周囲に保守点検用の専用の空間のみを有するもの	左記以外の場合

階数とは

【条文等】（建基政令第2条第1項第8号）

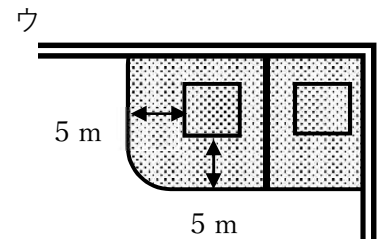
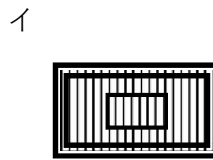
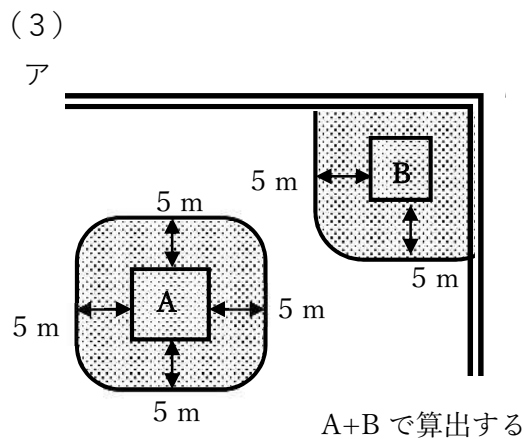
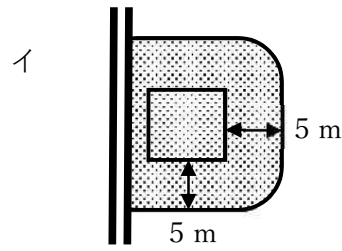
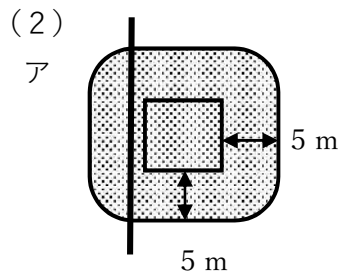
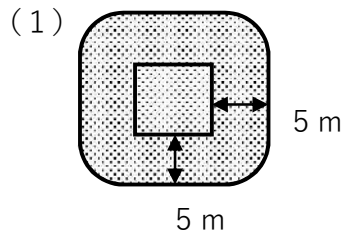
昇降機塔、装飾塔、物見塔その他これらに類する建築物の屋上部分又は地階の倉庫、機械室その他これらに類する建築物の部分で、水平投影面積の合計がそれぞれ当該建築物の建築面積の1/8以下のものは、当該建築物の階数に算入しない。また、建築物の一部が吹抜きとなっている場合、建築物の敷地が斜面又は段地である場合その他建築物の部分によって階数を異にする場合においては、これらの階数のうち最大なものによる。

【解 説】

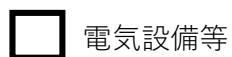


$(解) a=16 \text{ m}^2 \times \frac{1}{8} = 20 \text{ m}^2$   
 $b= 3 \text{ m}^2 \times \frac{1}{8} = 20 \text{ m}^2$   
 よって、aおよびbの部分は階数に算入しない。  
 左側の階数は5、右側の容数は吹抜けがあるので4、  
 よってこの建築物の階数は5階である。

階数の算定



(凡 例)



電気設備等



床面積算定部分



壁・床・天井が不燃材料で、出入口は防火設備である防火戸（自閉式又は煙感知器連動閉鎖）の区画



上記以外の区画

## 5 無窓階判定と避難上又は消火活動上有効な開口部について

避難上又は消火活動上有効な開口部（以下「有効開口部」という。）は、政令第10条、省令第5条の3に基づく他、建築物の形態及び開口部の形状等により、以下の判断基準に基づき開口部の算定可否及び面積算定を行い、無窓階、無窓階以外の階の判定を行うものとする。

### 第1 建築物の形態等による開口部算定の可否の判断基準

有効開口部として算定することができる部分は、別記1によること。

### 第2 有効開口部算定に伴うガラスの判断基準

有効開口部として算定することができるガラスの種類については、別記2によること。

ガラスの種別等については、建築物同意調書等関係図書に記載された内容をもって判断すること。

なお、既存防火対象物等で別記2のガラスの種別等が確認できない場合については、関係図書の提出又は硝子厚測定器の活用等により判断すること。

### 第3 開口部の形状別有効開口面積と判断基準

有効開口部として算定することができる面積は、別記3によること。

なお、別記2において表中「○」で示すガラス、条件を満たした場合における有効開口部として算定することができる面積は、別記4に示す面積とすることができる。

### 第4 開口部の組合せによる有効開口部算定について

開口部の組合せによる有効開口部として算定することができる部分は、別記5によること。

### 第5 大型開口部又は特殊開口部の有効開口部算定の判断基準

大型開口部又は特殊開口部の有効開口部として算定することができる部分は、別記6によること。

### 第6 電気錠（電氣的に施解錠ができる錠前をいう。以下同じ。）を設置する開口部の有効開口部算定の判断基準

電気錠を設置する開口部で、有効開口部として算定することができる部分は、防災センター、守衛室等に設置した遠隔操作装置により電気錠を非常時に解錠することができる部分とすること。

ただし、電気錠には自動火災報知設備に準ずる非常電源を附置（電気錠の種類で、通電時は施錠し、非通電時は解錠される「通電時施錠型」を除く。）すること。

### 第7 既存防火対象物の取扱いについて

現に存する防火対象物又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物の開口部の取扱いについては、従前の判断基準を適用して差し支えないものとし、従前の基準で設置済の消防用設備等については、引き続き維持管理を行うものであること。

なお、既存防火対象物の取扱いについて疑義等を生じた場合はその都度協議することとする。

### 第8 その他

(1) 次のすべてに適合する踏み台を設けた場合は、省令第5条の3第2項第1号の「床面が

ら開口部の下端までの高さは、1.2m以内」のものとして取り扱うことができる。

ア 不燃材料で造られ、かつ、堅固な構造であること。

イ 開口部が設けられている壁面とすき間がなく、床面に固定されていること。

ウ 高さは、おおむね30cm以内、奥行は30cm以上、幅は開口部の幅以上であること。

エ 踏み台の上端から開口部の下端まで1.2m以内であること。

オ 避難上支障のないように設けられていること。

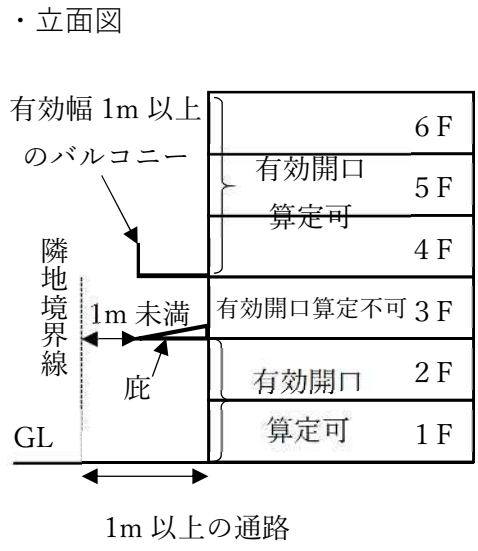
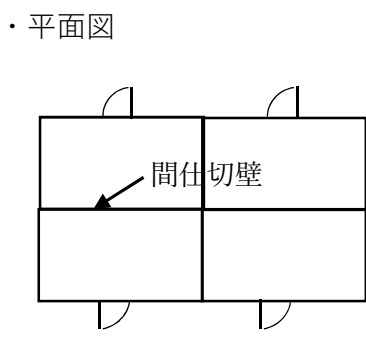
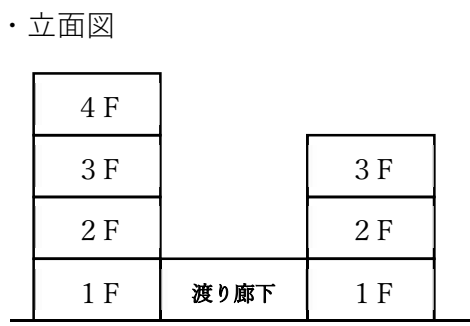
(2) 別記2のガラスの種別等については、「消防用設備等(特殊消防設備等)設置計画書」等の関係図書に記載された内容をもって判断すること。

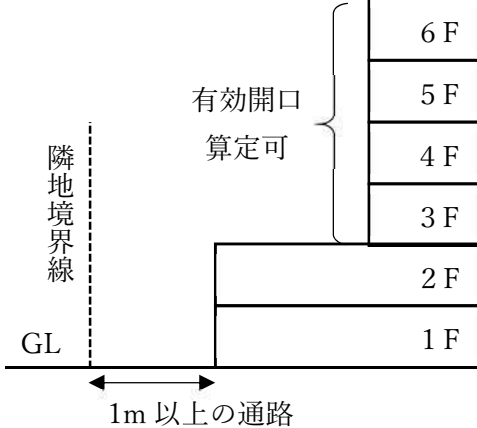
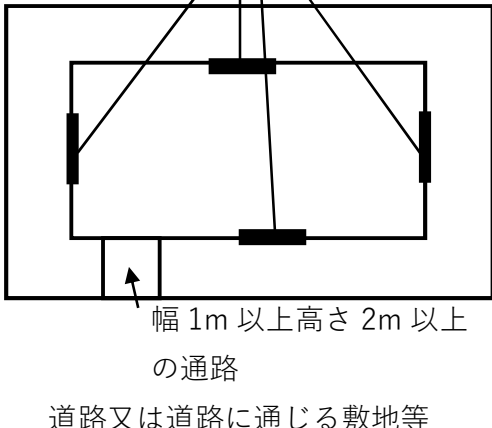
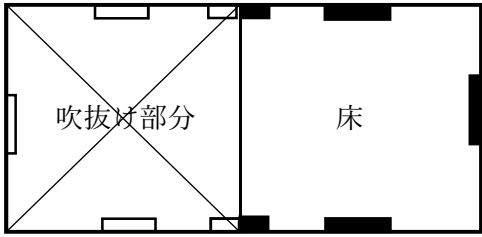
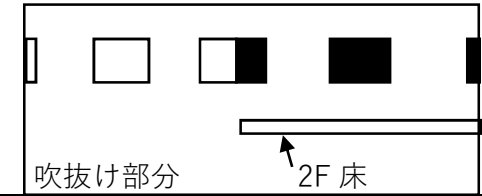
なお、既存防火対象物等で別記3のガラスの種別等が確認できない場合については、関係図書の提出又は硝子厚測定器の活用等により判断すること。

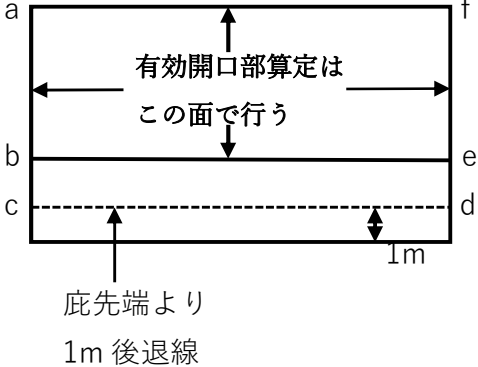
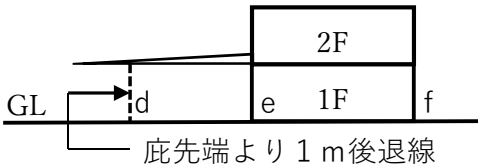
(3) 開口部の有効開口面積等の計算において、個々の開口部の有効開口面積算定については、小数点第3位を切り捨てた数値とし、床面積の30分の1については、小数点第3位を切り上げた数値とすること。

建築物の形態等による有効開口部算定について

建築物の形態等	判断基準等
<p>(1) 複数棟が渡り廊下等で接続され、消防用設備等の設置単位が同一棟となる場合</p>	<p>● 渡り廊下で接続された階は、各棟の階を合算した形で有効開口部算定を行う。</p> <p>● 渡り廊下で接続されていない階は、それぞれの棟の階ごとに有効開口部算定を行う。この結果、それぞれの棟の階ごとの判定が異なったときは、実態により判定する。</p>
<p>(2) 一の階が間仕切り壁等により、多区画（行き来できない）となる場合</p>	<p>● 階全体で有効開口部算定を行う。（消防法施行令第8条の区画に該当する場合は、当該区画ごとに有効開口部算定を行う。）</p> <p>※ 階全体で普通階と判定された場合は、区画ごとに普通階の要件を満たすか、各区画間に連絡通路、扉を設けることが望ましい。</p>
<p>(3) 庇、バルコニー等の突起物により隣地境界からの有効幅員が確保できない場合</p>	<p>● 突起物より下階（1、2階）の開口部は有効開口部算定可とする。</p> <p>● 突起物部分がバルコニー等で、その有効幅員が1m以上かつ当該バルコニー等が道路又は道路に通ずる敷地等に面していれば、突起物より上階（4～6階）の開口部は有効開口部算定可とする。</p>



<p>(4) 建物の上階がセットバックしている場合</p>	<p>・立面図</p> 	<p>● 2階屋上部分の強度（人が歩行できる程度以上）があれば、3～5階の開口部も有効開口部算定可とする。</p>
<p>(5) 中庭に面する開口部の場合</p>	<p>・平面図</p> 	<p>● 地盤面のレベルに有効幅員1m以上、高さ2m以上の通路（扉等が存する場合は施錠されていないこと）が、道路又は道路に通ずる敷地等に面していれば、中庭に面する開口部は有効開口部算定可とする。</p>
<p>(6) 吹抜けが存する場合</p>	<p>・平面図</p>  <p>□有効開口部算定不可    ■有効開口部算定可</p> <p>・断面図</p> 	<p>● 2階の有効開口部算定に際し、吹抜けに面する開口部は有効開口部算定不可とする。</p>

<p>(7) 大きな庇 (1mを超える 奥行き)がある 場合</p>	<p>・平面図</p>  <p>・立面図</p> 	<p>● 左図の場合、1階の階床面積はa、c、d、fで囲まれた部分となるが、有効開口部算定はa-b、b-e、e-f、f-a面で行う。      なお、この場合の無窓階、普通階に係る階床面積はa、b、e、fで囲まれた部分として差し支えない。</p> <p>● 2階におけるb-e面の有効開口部算定については、(3)によること。</p>
--	---	--

※ 営業終了後重量シャッター等を閉鎖することにより無窓階となる階（政令別表第1（14）項を除く）は、次に適合する場合に限り、普通階として取り扱うことができる。

(1) 営業中は、普通階であること。

(2) 営業終了後は、防火対象物全体が無人となり人命安全上特に支障のないこと。

（「消防法の一部を改正する法律等に関する質疑応答について」（昭和50年6月16日消防安第65号）、「避難又は消火活動上有効な開口部について」（昭和52年3月31日消防予第59号）、「消防法、同施行令及び同施行貴族に関する執務資料について」（昭和53年9月9日消防予第179号）



## 別記2 開口部の構造

- (1) 次に掲げる開口部は、省令第5条の3第2項第3号の「内部から容易に避難する事を妨げる構造を有しないものであり、かつ、外部から開放し、又は容易に破壊する事により進入できるもの」として取扱うことができる。

### ア はめ殺しの窓等

(ア) 以下のガラスで、ガラスの厚さが6mm以下のもの。

- a 普通ガラス (JIS R 3201)
- b フロート板ガラス (JIS R 3202)
- c 磨き板ガラス (JIS R 3203)
- d 型板ガラス (JIS R 3203)
- e 熱線吸収板ガラス (JISR 3208)
- f 熱線反射ガラス (JIS R 3221)

(イ) 以下のガラスで、ガラスの厚さが5mm以下のもの。

- a 強化ガラス (JIS R 3206)
- b 耐熱板ガラス (低膨張防火ガラス、耐熱強化ガラス及び耐熱結晶化ガラスをいう。以下同じ)

(ウ) 前(ア)又は(イ)に金属又は酸化金属で構成された薄膜を施した低放射ガラス(通称Low-E膜付きガラス)。

(エ) 窓ガラス用フィルム (JIS A 5759 に規定するもの。以下同じ。) を前(ア)又は(イ)のガラスに貼付したもの(内貼り用、外貼り用は問わない。)。

ただし、防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議が実施する、建物部品の防犯性能の試験に合格した防犯建物部品 (CP マークの表示が認められるもの。以下「CP マーク品」という。) の窓ガラス用フィルムを貼付したものは除く。

(オ) 複層ガラス (JIS R 3209) で、その2枚以上の材料板ガラスがそれぞれ前(ア)から(エ)までのいずれかにより構成されているもの。

(カ) 前(ア)から(オ)以外であって、窓を容易にはずすことができるもの。

### イ 屋内でロックされている窓等

次の(ア)から(ケ)までに掲げるガラス入り窓等のうち、建築物の内部から容易に開放でき、かつ、当該ガラスを一部破壊することにより外部から2以下の鍵(クレセント錠又は補助錠等をいう。)を容易に解錠することで開放することができるもの。

(ア) 前ア(ア)に規定するもの。

(イ) 前ア(イ)に規定するもの。

(ウ) 網入板ガラス (JIS R 3204) 又は線入板ガラス (JIS R 3204) で、ガラスの厚さが6.8mm以下のもの。

(エ) 前(ウ)以外の網入板ガラス又は線入板ガラスで、ガラスの厚さが10mm以下のものの

うち、バルコニー、屋上広場等の破壊作業のできる足場が設けられているもの。

(オ) 次のa 又はb に掲げる合わせガラス (JIS R 3205)

a フロート板ガラス6mm 以下+PVB (ポリビニルブチラール) 30mil (膜厚0.76mm) 以下  
+フロート板ガラス6mm 以下の合わせガラス

b 網入板ガラス6.8mm 以下+PVB (ポリビニルブチラール) 30mil (膜厚0.76mm) 以下+  
フロート板ガラス5mm 以下の合わせガラス

(カ) 次のa からc までに掲げる合わせガラス (JIS R 3205) のうち、バルコニー、屋上広場  
等の破壊作業のできる足場が設けられているもの。

a フロート板ガラス5mm 以下+PVB (ポリビニルブチラール) 60mil (膜厚1.52mm) 以下  
+フロート板ガラス5mm 以下の合わせガラス

b 網入板ガラス6.8mm 以下+PVB (ポリビニルブチラール) 60mil (膜厚1.52mm) 以下+  
フロート板ガラス6mm 以下の合わせガラス

c フロート板ガラス3mm 以下+PVB (ポリビニルブチラール) 60mil (膜厚1.52mm) 以下  
+型板ガラス4mm 以下の合わせガラス

(キ) 前 (ア) から (カ) までのいずれかに金属又は酸化金属で構成された薄膜を施した低放  
射ガラス (通称Low - E 膜付きガラス)

(ク) 窓ガラス用フィルムを前 (ア) から (キ) までのいずれかのガラスに貼付したもの (内  
貼り用、外貼り用は問わないが、CP マーク品は除く。)

(ケ) 複層ガラスで、その2枚以上の材料板ガラスがそれぞれ前 (ア) から (ク) (前  
(ウ)、(オ)、(カ) 及び前 (ウ)、(オ) 及び (カ) に前 (キ) 又は (ク) に示す加  
工をしたものを除く。) までのいずれかにより構成されているもの。

ガラスの種類による無窓階判定基準

ガラス開口部の種類			開口部の条件	
			足場有り	足場なし
普通板ガラス フロート板ガラス 磨き板ガラス 型板ガラス 熱線吸収板ガラス 熱線反射ガラス	厚さ 6.0mm 以下	引き違い戸等	○	○
		FIX 等	○	○
網入板ガラス 線入板ガラス	厚さ 6.8mm 以下	引き違い戸等	△	△
		FIX 等	×	×
	厚さ 10.0mm 以下	引き違い戸等	△	×
		FIX 等	×	×
強化ガラス 耐熱板ガラス	厚さ 5.0mm 以下	引き違い戸等	○	○
		FIX 等	○	○
倍強度ガラス	/	引き違い戸等	×	×
		FIX 等	×	×
合わせガラス	フロート板ガラス6mm 以下 + PVB30mil 以下 + フロート板ガラス 6mm 以下	引き違い戸等	△	△
		FIX 等	×	×
	網入板ガラス6.8mm 以下 + PVB30mil 以下 + フロート板ガラス 5mm 以下	引き違い戸等	△	△
		FIX 等	×	×
	フロート板ガラス5mm 以下 + PVB60mil 以下 + フロート板ガラス 5mm 以下	引き違い戸等	△	×
		FIX 等	×	×
	網入板ガラス6.8mm 以下 + PVB60 mil 以下 + フロート板ガラス 6mm 以下	引き違い戸等	△	×
		FIX 等	×	×
	フロート板ガラス3mm 以下 + PVB60mil 以下 + 型板ガラス4mm 以 下	引き違い戸等	△	×
		FIX 等	×	×
複層ガラス	構成するガラス（合わせガラスを除くほか、網入板ガラス及び線入板ガラスにあっては、厚さ6.8mm 以下のものに限る。）ごとに本表により評価し、全体の判断を行う。			

〔備考〕

- 1 「足場有り」とは、避難階又はバルコニー、屋上広場等破壊作業のできる足場が設けられているもの
- 2 「引き違い戸」とは、扉を含め通常は屋内から開放することができ、かつ、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもの
- 3 「FIX」とは、はめ殺し窓をいう。
- 4 耐熱板ガラスは、低膨張防火ガラス、耐熱強化ガラス及び耐熱結晶化ガラスをいう。
- 5 倍強度ガラスは、JIS R 3222 に規定するもの
- 6 金属又は酸化金属で構成された薄膜を施した低放射ガラス（通称Low-E膜付きガラス）については、基板ガラスによって判断を行う。
- 7 窓ガラス用フィルム（JIS A 5759 に規定するもの。）を貼付けしたもの（内張り用、外張り用を問わない）については、基板ガラスによって判断を行う。  
ただし、防犯性能の高い建築部品の開発・普及に関する官民合同会議が実施する、建築部品の防犯性能の試験に合格した窓ガラス用フィルム（「CPマーク」の表示が認められるもの）を貼付けしたものは除く。
- 8 複層ガラスを構成する網入板ガラス又は線入板ガラスは、複層ガラスの屋内側又は屋外側のどちらであっても差し支えないこと。

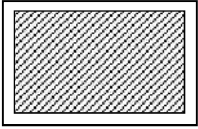
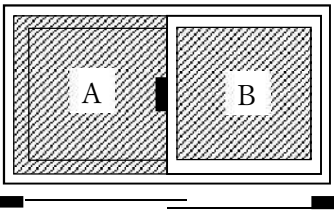
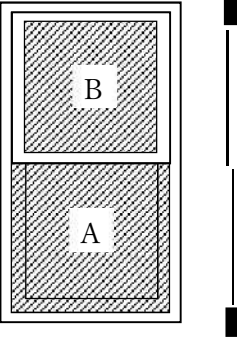
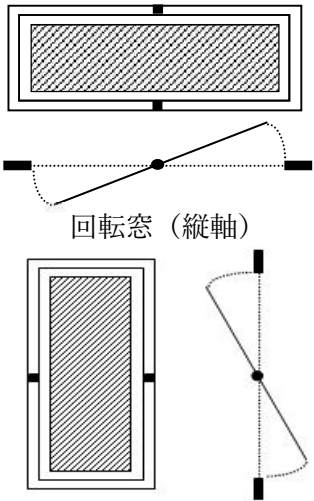
〔凡例〕

- ：省令第5条の3第2項第3号に規定する開口部として取り扱うことができる。
- △：ガラスを一部破壊し、外部から開放することができる部分を省令第5条の3第2項第3号に規定する開口部として取り扱うことができる。
- ×：省令第5条の3第2項第3号に規定する開口部として取り扱うことができない。

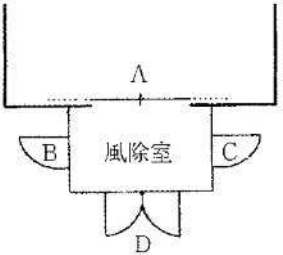
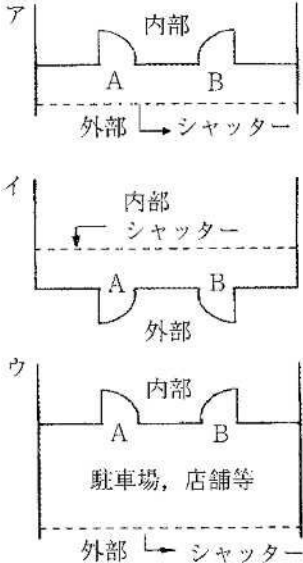
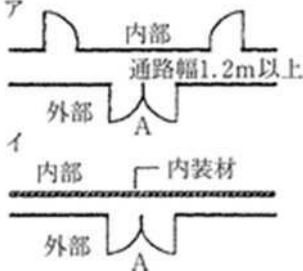

開口部の形状別有効開口面積と判断基準

開口部の形状別有効開口面積	判断基準等
<p>① Fix はめごろし窓</p> <p>② 引き違い戸</p> <p>③ 両開き戸</p> <p>④ 片開き戸</p> <p>⑤ 両引き戸</p> <p>⑥ 片引き戸</p> <p>⑦ 回転窓 (縦軸)</p> <p>⑧ 回転窓 (横軸)</p> <p>⑨ 上げ下げ窓</p> <p>⑩ シャッター ハンガードア</p>	<p>● 各開口部の斜線部分を有効開口部算定可とする。以下、各々留意点を示す。</p> <p>① 開閉不可の開口部（はめごろし窓等）は、原則として、有効開口部算定不可とする。</p> <p>② 引き違い窓（戸）の開放部分は、厳密に測定すると当該開口部の2分の1にはならない（窓と窓の枠に重なりがあるため）が、計算上は単純に2分の1で計算して差し支えない。</p> <p>⑦ 開放角度が90度の場合（図ア参照）は、全開口部が有効面積とされるが横幅の中心で区切られるため、<math>1/2A \times B</math>の開口部が2つあることになる。開放角度が<math>\theta</math>度の場合（図イ参照）は、Cの部分が有効寸法となる。Cは、<math>A \times (1 - \cos \theta)</math>となる。</p> <p>⑧ ⑦の例によること。ただし、横軸上部の開口部は、横軸が床面から1.2mを超える場合、有効開口部算定不可とする。</p> <p>⑩ 大型開口部（シャッター、ハンガードア等）は、原則として有効開口部算定不可であるが、材質、開閉方式及び停電時の開放措置等について一定の条件を満たせば有効開口部算定可とする。なお、詳細については、別記6によること。</p>

別記2の表中で「○」で示すガラスを使用することで開口部の形状別有効開口面積として取り扱うことができるもの

開口部の形状別有効開口面積	判断基準等
<p>①</p>  <p>はめ殺し窓</p>	<p>窓枠（白抜きの部分とする。以下同じ。）を除く斜線部分を有効開口部算定可とする。</p>
<p>②</p>  <p>引き違い窓</p>	<p>開放することができる部分については、窓枠を含めた斜線部分 A とし、もう一方については窓枠が残するため、窓枠を除く斜線部分 B を有効開口部算定可とする。</p>
<p>③</p>  <p>上げ下げ窓</p>	<p>②引き違い窓の例によること。 ただし、上部の開口部は、開口部の下端が床面から 1.2m を超える場合は、有効開口部算定不可となる。</p>
<p>④</p>  <p>回転窓（縦軸）</p> <p>回転窓（横軸）</p>	<p>開放角度に関わらず、窓枠を除く斜線部分を有効開口部算定可とする。</p>

## 開口部の組合せによる有効開口部算定について

開口部の組合せによる形態	判断基準等
①風除室がある場合	 <p>A と B+C+D の有効開口面積を比較し、面積の少ない方で有効開口部算定を行う。上記により、A が有効開口部算定される場合の階床面積は、風除室の面積を除く面積として差し支えない。</p>
②シャッターと扉の組合せの場合	 <p>●シャッターが有効開口部とみなされる場合</p> <p>ア A、B で有効開口部算定を行う。 この場合の階床面積は、A、B 開口部面とシャッター面に囲まれた部分を除いた面積として差し支えない。</p> <p>イ A、B で有効開口部算定を行う。</p> <p>ウ シャッターと扉の間の状況によりシャッター部分で有効開口部算定を行う。(ただし、A と B が有効開口部である場合に限る。)</p>
③外壁の直近に間仕切り壁等がある場合	 <p>ア 通路幅 1.2m 以上であれば、A は有効開口部算定可とする。ただし、通路に通行障害となるものが置かれない場合に限る。</p> <p>イ 内装材の種類及び厚さ等にかかわらず、A は有効開口部算定不可とする。</p>
④格子を設けた場合	 <p>原則として、有効開口部算定不可とする。</p>

<p>⑤外壁面にバルコニーがある場合</p>		<p>Aが1m以上、かつ、B（手すりの高さ）が1.2m以下、かつ、D（バルコニー幅）が60cm以上の場合には、Cは有効開口部算定可とする。なお、バルコニーに面する敷地が1m未満の場合は、別記1・(3)によること。</p>
<p>⑥二重窓の場合</p>		<p>有効開口部算定可とする。</p>



## 大型開口部又は特殊開口部の有効開口部算定について

種別（材質）	平常時の開閉方式	停電時屋内からの開放措置	有効開口部算定の可否
軽量シャッター （スチール） （ステンレス） （アルミ）	電動式	チェーン等により開放	水圧開放装置（*1）を設ければ可
	手動式 （バランス式）	同左	可（*2）
重量シャッター （スチール） （ステンレス） （アルミ）	電動式	チェーン又はハンドル等により開放	水圧開放装置（*1）を設ければ可
	手動式 （チェーン式） （ハンドル式）	同左	水圧開放装置（*1）を設ければ可
軽量オーバースライダーシャッター （スチール）（アルミ）	電動式	チェーン等により開放	水圧開放装置（*1）を設ければ可
	手動式 （チェーン式） （バランス式）	同左	可（*2）
重量オーバースライダーシャッター （スチール） （アルミ） （ファイバーグラス）	電動式	チェーン等により開放	水圧開放装置（*1）を設ければ可
	手動式 （チェーン式） （バランス式）	同左	水圧開放装置（*1）を設ければ可 また、シャッター直近直近に出入口があれば全面可
ハンガードア （スチール） （アルミ） （ファイバーグラス） （木）	電動式	手動で開放	ハンガードアに潜り戸又は直近に出入口があれば全面可
	手動式	同左	

\* 1 水圧開放装置（認定品）には、送水圧によりシャッターを巻き上げる方式と、送水圧により電動開閉スイッチを作動（非常電源付）させ、巻き上げる方式がある。（別図参照）

避難階以外の階で当該装置を使用する場合、送水口は避難階を原則とし、巻き上げ機又は電動開閉スイッチの設置される高さにおいて、必要送水圧が確保できるよう設置すること。

なお、水圧開放装置により 2m 以上巻き上げることができる場合は、全面有効開口部算定可とする。

\* 2 避難階以外の階に設けた場合は、有効開口部算定不可とする。

ただし、バルコニー等に有効に消防活動ができるスペース（概ね幅はシャッター幅以上、奥行き 1m 以上）を設けた場合は、有効開口部算定可とする。

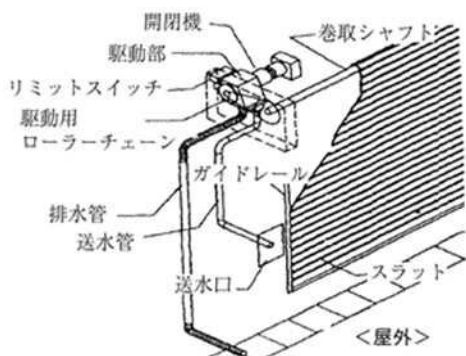
注 1) 種別、材質、開閉方式及び停電時の措置は、代表的なものを掲載した。これらと内容が異なる場合で、判断が困難なものについては予防室と協議すること。

注 2) 停電時、屋内からの開放措置としての手動によるチェーン、ハンドル等の開放操作（ブレーキロックの解除を含む。）は、床面から 1.5m 以下の高さで容易に行えるものであること。

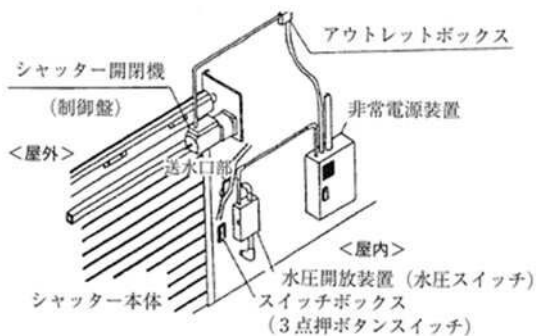
注 3) 重量、軽量の定義を明確化した基準はないが、概ね材質厚が 1.5mm 以上を重量（特定防火設備である防火戸を想定）、同厚 0.8mm 以下を軽量としている。その中間の材質厚のものは、原則として重量と定義付けるものとする。

別図

(1) 送水圧により、直接巻き上げる方式



(2) 送水圧により、水圧スイッチを作動させ巻き上げる方式



## 6 政令第8条の規定について

### 6-1 政令第8条の規定について

第1 政令第8条の規定については、次によるものとする。

- (1) 開口部のない耐火構造の壁又は床で区画された部分ごとにその用途、面積に応じて消防用設備等を設置すること。
- (2) 開口部のない耐火構造の壁又は床で区画された部分ごとにその階又は階数に応じて、消防用設備等を設置すること。ただし、床で上下に水平区画されたものの上の部分の階又は階数の算定にあつては、下の部分の階数を算入すること。
- (3) 政令第8条の規定による区画（以下「令8区画」という。）の構造等及び令8区画を貫通する配管等については、6-2「令8区画及び共住区画の構造並びに当該区画を貫通する配管等の取扱いについて」によること。

第2 留意事項

- (1) 政令第8条の規定は、政令第3節すなわち消防用設備等の設置及び維持の技術上の基準について適用されるものであり、防火管理、防災等に関しては適用されない。
- (2) 政令第8条により、各部分が別の防火対象物とみなされても、警報設備である非常警報設備等を設置する場合は、政令第9条かっこ書きの趣旨を生かし、全体に設置することが望ましい。

## 6-2 令8区画及び共住区画の構造並びに当該区画を貫通する配管等の取扱いについて

### 第1 令8区画の構造等

令8区画の構造等については、「開口部のない耐火構造の床又は壁による区画」とされていることから、次の(1)から(4)に示す構造等を有すること。

- (1) 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、壁式鉄筋コンクリート造（壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造を含む。）及びプレキャストコンクリートカーテンウォール又はこれらと同等に堅牢かつ容易に位置、構造等が変更できない耐火構造であること。

なお、令8区画の床又は壁を支持する柱、はり等の構造は、耐火性能を有しているものであること。

- (2) 建基政令第107条第1号の通常の火災時の加熱に2時間以上耐える性能を有するものであること。
- (3) 令8区画の耐火構造の床又は壁の両端又は上端は、当該防火対象物の外壁面又は屋根面から50cm以上突き出していること。

ただし、令8区画を設けた部分の外壁又は屋根が、当該令8区画を中央とする幅3.6m以上にわたる耐火構造（建基法に基づく、当該外壁又は屋根に要求される耐火性能を有すること。）であり、かつ、当該耐火構造の部分が次のいずれかを満たす場合には、この限りでない。

ア 開口部が設けられていないこと。

イ 開口部を設ける場合には、防火戸が設けられており、かつ、当該開口部相互が令8区画を介して90cm以上離れていること。（別図1から別図4参照）

- (4) 敷地の関係で、令8区画を介して相互の開口部から道路等に通ずる避難経路が共用される場合、令8区画は適用しないものであること。ただし、避難に際して開口部から火災の影響を受けることのない十分な距離を有するか、若しくは有効な防火壁等を設けた場合はこの限りでない。（別図5参照）

### 第2 令8区画を貫通する配管等

次の(1)から(8)によるものとする。ただし、(1)に掲げる配管の設備種別等の取扱いについては、別表1のとおり取扱うものとする。

また、令8区画を貫通する個々の配管等については、財団法人日本消防設備安全センター（以下「安全センター」という。）に設置されている消防防災用設備等性能評定委員会において、個々の性能評定が行われることとされているので、区画を貫通する配管、貫通部分に関する施工方法等に係る防火性能等について、安全センターの性能評定を受けたもの（以下「評定配管」という。）であれば、当該評定工法によることで(1)から(7)までを満たすものとして令8区画貫通を認めて差し支えないものであること。

- (1) 配管の用途は、原則として、給排水管（排水管に付属する通気管を含む。）であること。
- (2) 一の配管は、呼び径200mm以下のものであること。

- (3) 配管を貫通させるために令 8 区画に設ける穴の直径が 300mm 以下となる工法であること。  
なお、当該貫通部の形状が短型となるものにあつては、直径が 300mm の円に相当する面積以下であること。（別図 6 参照）
- (4) 配管を貫通するために令 8 区画に設ける穴相互の離隔距離は、当該貫通するために設ける穴の直径の大なる方の距離（当該直径が 200mm 以下の場合にあつては、200mm）以上であること。（別図 7 参照）
- (5) 配管及び貫通部は、建基政令第 107 条第 1 号の通常の火災時の加熱に 2 時間以上耐える性能を有するものであること。
- (6) 貫通部は、モルタル等の不燃材料で安全に埋め戻す等、十分な気密性を有するように施工すること。
- (7) 配管の表面に可燃物が接触した場合に、熱伝導により発火するおそれのある場合には、当該可燃物が配管の表面に接触しないような措置を講ずること。
- (8) 鋼管及びこれに類する配管（6-3「令 8 区画及び共住区画を貫通する配管に関する運用について」参照以下「鋼管等」という。）については、前各号の規定によるほか、別図 8 により施工することで区画貫通を認めて差し支えないものであること。

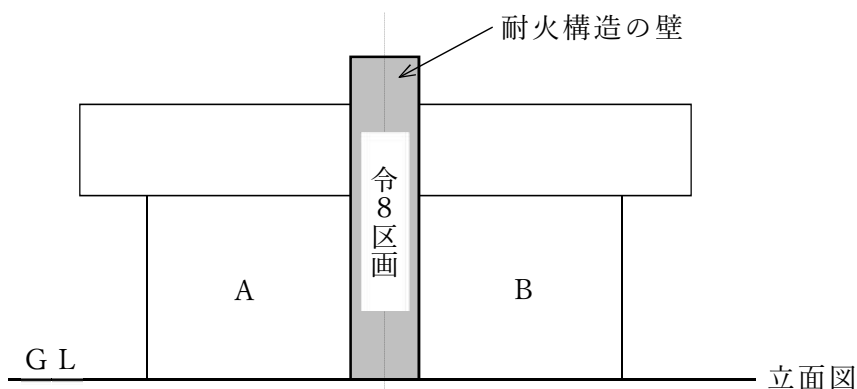
### 第 3 その他

この審査基準の運用開始日において、現に存する防火対象物又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物並びに法第 7 条に基づき消防長が同意した防火対象物における令 8 区画及び共住区画の構造並びに当該区画を貫通する配管等については、従前の例によることで差し支えないものであること。

別表1 令8区画の貫通を認める配管等

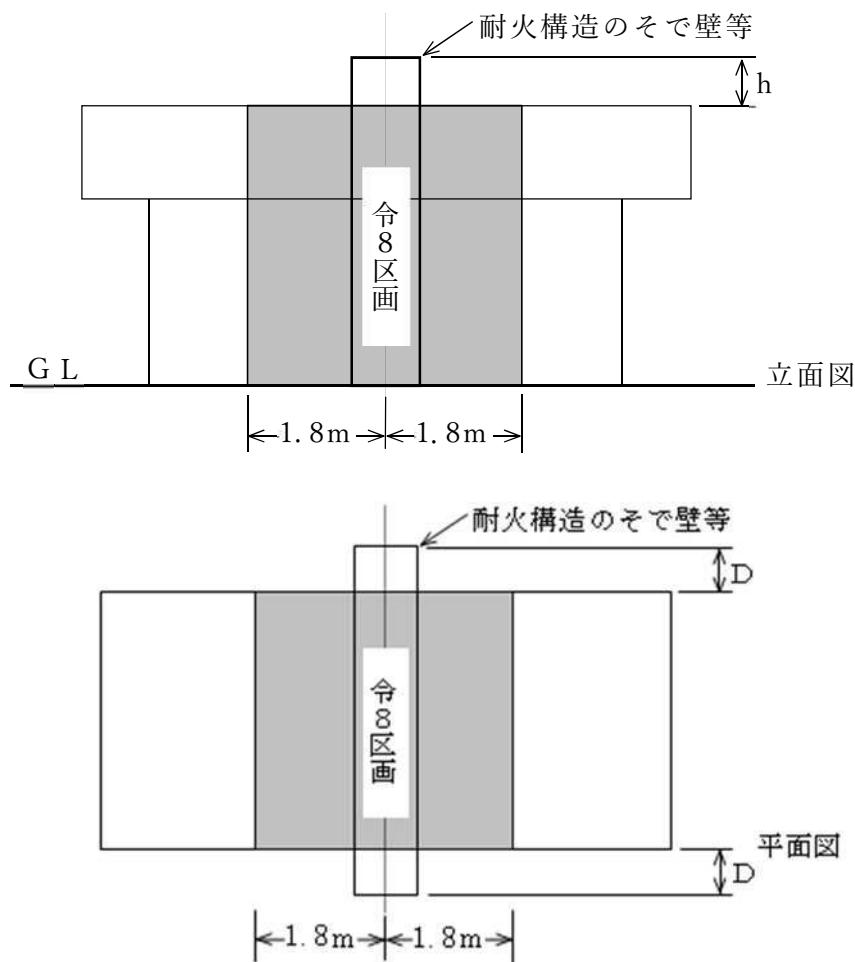
適用の可否 配管用途	令8区画適用の可否	
	認める	認めない
給排水設備	鋼管等、評定配管	左記以外の配管
衛生設備	鋼管等、評定配管	左記以外の配管
電気設備	金属管、評定配管	左記以外の配管
ガス設備		鋼管等でも認められない。
空調設備 ダクト等		冷暖房、換気ダクト（ダンパー付きを含む。）
空調設備 冷媒配管（制御ケーブルを含む。）	鋼管等、評定配管	左記以外の配管
輸送処理設備		ダストシュート、メールシュート、リネンシュート等

別図1-1



※ A、Bのうち少なくとも耐火構造の壁を支持する一方が耐火建築物であること。(以下同じ。)

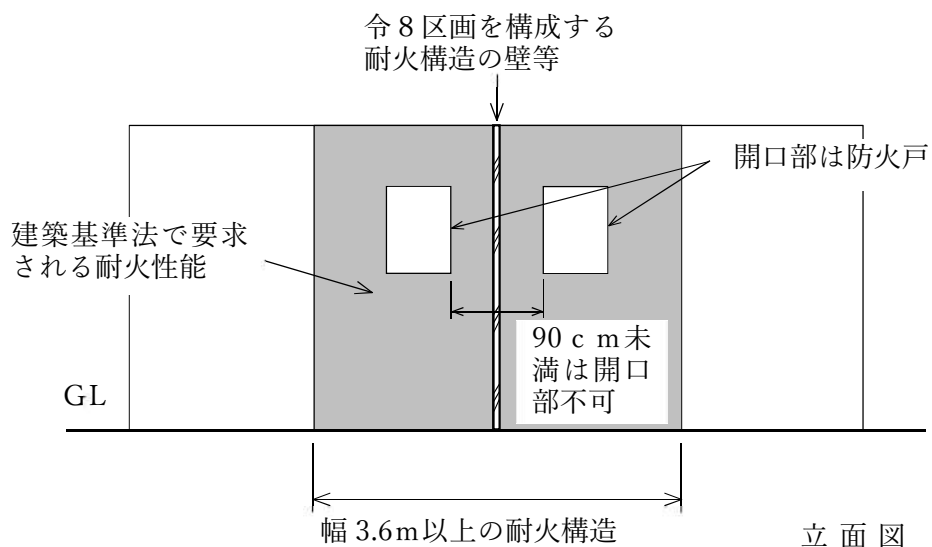
別図1-2



※ h及びDは50cm以上とすること。ただし、網掛け部分が耐火構造であり、かつ、開口部が設けられていない場合、若しくは、開口部が防火戸であり、令8区画を介して接する開口部相互が90cm以上離れている場合は0でよい。

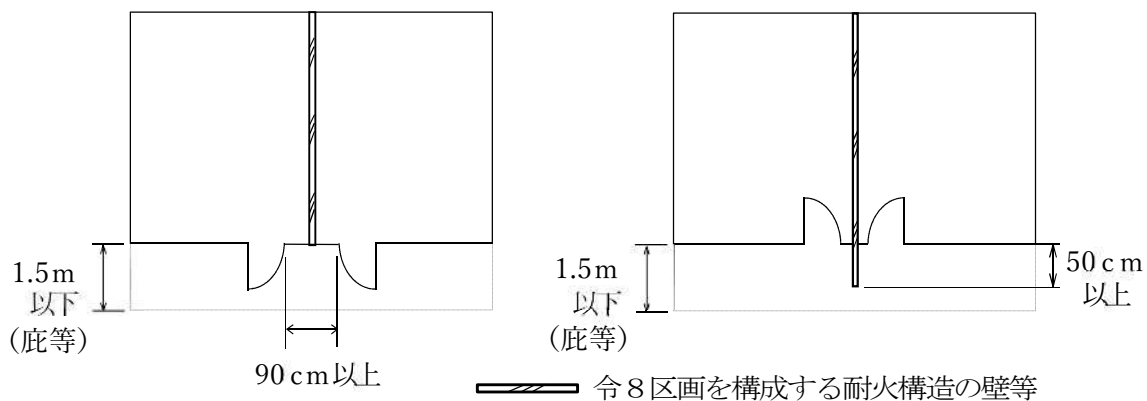
なお、網掛け部分の耐火構造の屋根又は外壁は建築基準法において当該屋根又は外壁に要求される耐火性能を有するものであること。

別図1-3 そで壁をなくする場合の条件

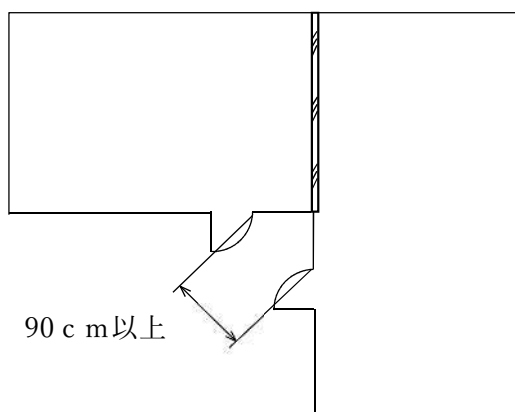


※どのような大きさの開口部であろうと、開口部間の距離が90cm未満となる位置には設けられない。

別図2



別図3



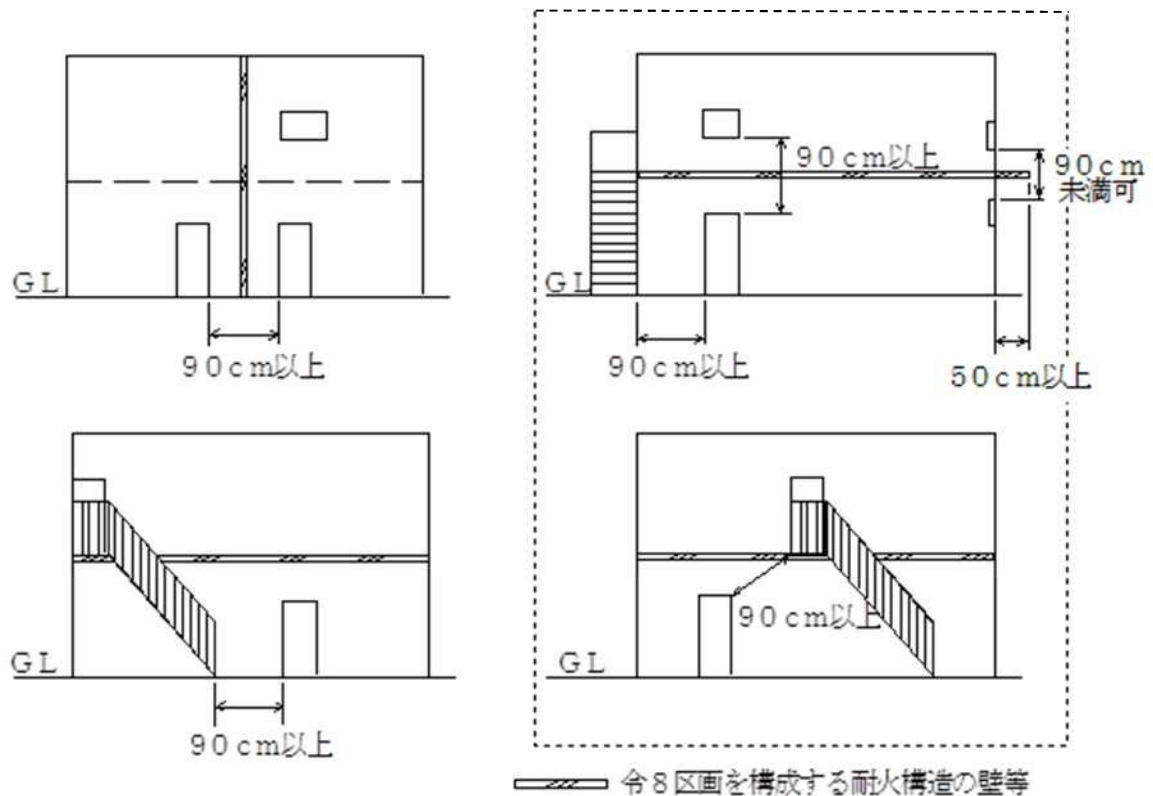
※ 原則として開口部が相対する場合は認められない。

ただし、周囲の状況等から判断して延焼の恐れが極めて少なく、避難上安全であると認められた場合はこの限りでない。

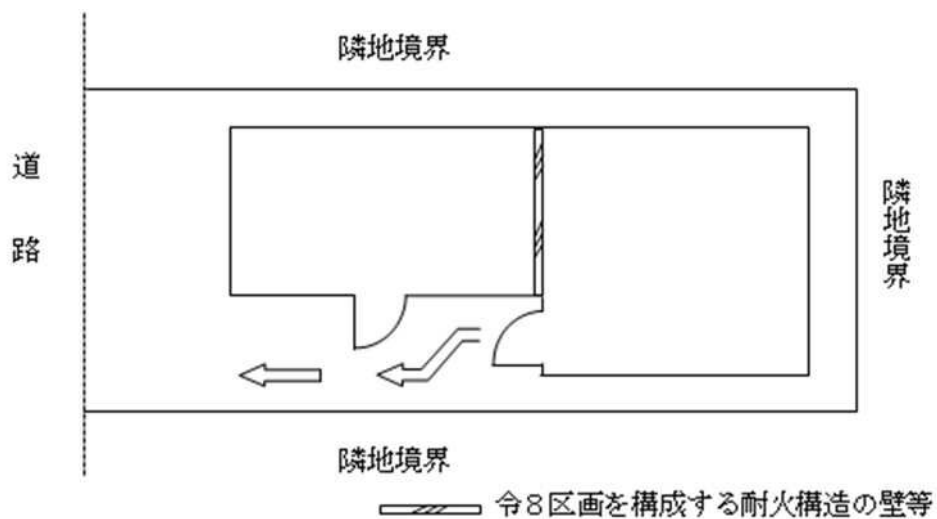
令8区画を構成する耐火構造の壁等



別図4 開口部の条件



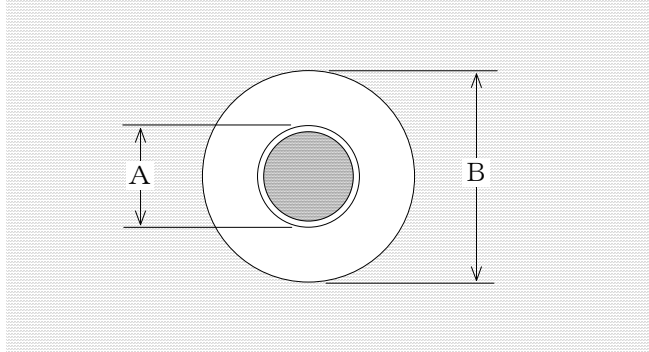
別図5 避難経路が共用する場合の条件



※敷地の関係で、開口部から道路等に通ずる避難経路が共用する場合、令第8条の規定は適用しない。ただし避難に際して他の開口部からの火災の影響を受けることのない十分な距離を有するか、若しくは有効な防火壁を設けた場合はこの限りでない。

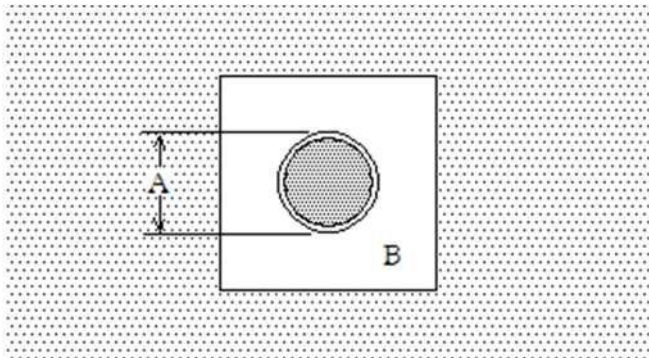
別図6 令8区画に設ける穴と配管の大きさ円形

円形



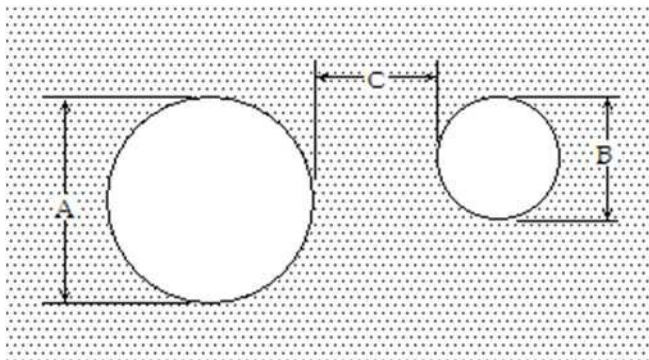
A : 配管の呼び径は 200mm 以下  
B : 穴の直径は 300mm 以下

矩形



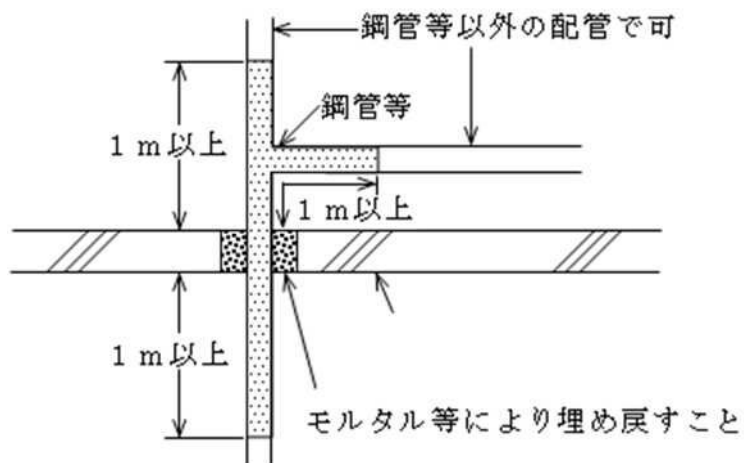
A : 配管の呼び径は 200 mm 以下  
B : 穴の面積が概ね 700 cm<sup>2</sup>に相当する面積以下 (直径 300 mm の円に相当する面積以下)

別図7 令8区画に設ける穴相互の離隔距離



A : 穴の直径 mm (300mm 以下)  
B : 穴の直径 mm (300mm 以下)  
C : 穴相互の離隔距離 (A 又は B の直径の大なる方の値以上とするが、200mm 以下の場合は 200mm 以上とする。)

別図8 鋼管で令8区画を貫通する場合の施工例



### 6-3 令8区画及び共住区画を貫通する配管に関する運用について

令8区画及び特定共同住宅等の位置、構造及び設備を定める件（平成17年消防庁告示第2号。以下「位置・構造告示」という。）に規定する特定共同住宅等の住戸等の床又は壁の区画（以下「共住区画」という。）の取扱いについては、6-2「令8区画及び共住区画の構造並びに当該区画を貫通する配管等の取扱いについて」及び位置・構造告示によりその基準が定められているが、その運用は次によるものとする。

第1 令8区画及び共住区画を貫通する鋼管等の取扱いについて令8区画及び共住区画を貫通する鋼管等のうち、別添資料により設置されているものについては、6-2「令8区画及び共住区画の構造並びに当該区画を貫通する配管等の取扱いについて」及び位置・構造告示に適合するものとして取り扱って差し支えないものであること。

第2 第2共住区画を貫通する燃料供給配管のうち、次により設置されているものについては、位置・構造告示第3第3号（4）に適合するものとして取り扱って差し支えないものであること。

（1）配管の用途は、共同住宅の各住戸に設けられている燃焼機器に灯油又は重油を供給するものであること。

（2）配管は、日本産業規格（以下「JIS」という。）H3300（銅及び銅合金の継目無管）を含むものであること。

（3）当該配管を含む燃料供給施設は、「共同住宅等の燃料供給施設に関する運用上の指針について」（平成15年8月6日付け、消防危第81号）に適合するものであること。

## 別添資料

### 1 鋼管等を使用する範囲

令 8 区画及び共住区画を貫通する配管等にあつては、貫通部及びその両側 1m 以上の範囲は、鋼管とすること。

ただし、次に定める（1）及び（2）に適合する場合は、貫通部から 1m 以内となる部分の排水管に衛生機器を接続して差し支えないこと。

- （1）衛生機器の材質は、不燃材料であること。
- （2）排水管と衛生機器の接続部に、塩化ビニル製の排水ソケット、ゴムパッキン等が用いられている場合には、これらは不燃材料の衛生機器と床材で覆われていること。

### 2 鋼管等の種類

令 8 区画及び共住区画を貫通する配管等は、次に掲げるものとする。

- （1）JISG3442（水配管用亜鉛めっき鋼管）
- （2）JISG3448（一般配管用ステンレス鋼管）
- （3）JISG3452（配管用炭素鋼管）
- （4）JISG3454（圧力配管用炭素鋼管）
- （5）JISG3459（配管用ステンレス鋼管）
- （6）JISG5525（排水用鋳鉄管）
- （7）日本水道協会規格（以下「JWWA」という。）G115（水道用ステンレス鋼管）
- （8）JWWAK116（水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管）
- （9）JWWAK132（水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管）
- （10）JWWAK140（水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管）
- （11）日本水道鋼管協会規格（以下「WSP」という。）011（フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管）
- （12）WSP032（排水用ノンタールエポキシ塗装鋼管）
- （13）WSP039（フランジ付ポリエチレン粉体ライニング鋼管）
- （14）WSP042（排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管）
- （15）WSP054（フランジ付耐熱性樹脂ライニング鋼管）

### 3 貫通部の処理

#### （1）セメントモルタルによる方法

ア 日本建築学会建築工事標準仕様書（JASS）15「左官工事」によるセメントと砂を容積で 1 対 3 の割合で十分から練りし、これに最小限の水を加え、十分混練りすること。

イ 貫通部の裏側の面から板等を用いて仮押さえし、セメントモルタルを他方の面と面一になるまで十分密に充填すること。

ウ セメントモルタル硬化後は、仮押さえに用いた板等を取り除くこと。

#### （2）ロックウールによる方法

ア JISA9504（人造鉱物繊維保温材）に規定するロックウール保温材（充填密度 150kg/m<sup>3</sup>以

上のものに限る。)又はロックウール繊維(充填密度 150kg/m<sup>3</sup>以上のものに限る。)を利用した乾式吹き付ナロックウール又は湿式吹き付けロックウールで隙間を充填すること。

イ ロックウール充填後、25mm 以上のケイ酸カルシウム板又は 0.5mm 以上の鋼板を床又は壁と 50mm 以上重なるように貫通部に蓋をし、アンカーボルト、コンクリート釘等で固定すること。

#### 4 可燃物への着火防止措置

鋼管等の表面から 150mm の範囲に可燃物が存する場合には、(1)又は(2)の措置を講ずること。

##### (1) 可燃物への接触防止措置

アに掲げる被覆材をイに定める方法により被覆すること。

ア 被覆材ロックウール保温材(充填密度 150kg/m<sup>3</sup>以上のものに限る。)又はこれと同等以上の耐熱性を有する材料で造った厚さ 25mm 以上の保温筒、保温等とすること。

イ 被覆方法

(ア) 床を貫通する場合

鋼管等の呼び径	被覆の方法
100 以下	貫通部の床の上面から上方 60cm の範囲に一重に被覆する。
100 を超え 200 以下	貫通部の床の上面から上方 60cm の範囲に一重に被覆し、さらに、床の上面から上方 30cm の範囲には、もう一重被覆する。

(イ) 壁を貫通する場合

鋼管等の呼び径	被覆の方法
100 以下	貫通部の壁の両面から左右 30cm の範囲に一重に被覆する。
100 を超え 200 以下	貫通部の壁の両面から左右 60cm の範囲に一重に被覆し、さらに、壁の両面から左右 30cm の範囲には、もう一重被覆する。

##### (2) 給排水管の着火防止措置

次のア又はイに該当すること。

ア 当該給排水管の内部が、常に充水されているものであること。

イ 可燃物が直接接触しないこと。また、鋼管等の表面から 150mm の範囲内に存在する可燃物にあっては、構造上必要最小限のものであり、給排水管からの熱伝導により容易に着火しないもの(木軸、合板等)であること。

#### 5 鋼管等の保温

鋼管等を保温する場合には、次の(1)又は(2)によること。

(1) 保温材として 4(1)アに掲げる材料を用いること。

(2) 給排水管にあっては、JISA9504(人造鉱物繊維保温材)にするグラスウール保温材又はこれと同等以上の耐熱性及び不燃性を有する保温材を用いても差し支えないこと。この場合において、3及び4の規定について、特に留意すること。

## 6 鋼管等の接続

鋼管等を1の範囲において接続する場合には、次に定めるところによること。

- (1) 鋼管等は、令8区画及び共住区画を貫通している部分において接続しないこと。
- (2) 鋼管等の接続は、次に掲げる方法又はこれと同等以上の性能を有する方法により接続すること。なお、イに掲げる方法は、立管又は横枝管の接続に限り、用いることができること。

### ア メカニカル接続

- 1 ゴム輪（ロックパッキン、クッションパッキン等を含む。以下同じ。）を挿入管に差し口にはめ込むこと。
- 2 挿入管に差し口端部を受け口の最奥部に突き当たるまで挿入すること。
- 3 予め差し口にはめ込んだゴム輪を受け口と差し口との間にねじれがないように挿入すること。
- 4 押し輪又はフランジで押さえること。
- 5 ボルト及びナットで周囲を均等に締め付け、ゴム輪を挿入管に密着させること。

### イ 差込み式ゴムリング接続

- 1 受け口管の受け口の内面にシーラ剤を塗布すること。
- 2 ゴムリングを所定の位置に差し込むこと。ここで用いるゴムリングは、EPDM（エチレンプロピレンゴム）又はこれと同等の硬さ、引っ張り強さ、耐熱性、耐老化性及び圧縮永久歪みを有するゴムで造られたものとする。
- 3 ゴムリングの内面にシーラ剤を塗布すること。
- 4 挿入管の差し口にシーラ剤を塗布すること。
- 5 受け口の最奥部に突き当たるまで差し込むこと。

### ウ 袋ナット接続

- 1 袋ナットを挿入管の差し口にはめ込むこと。
- 2 ゴム輪を挿入管の差し口にはめ込むこと。
- 3 挿入管の差し口端部を受け口の最奥部に突き当たるまで挿入すること。
- 4 袋ナットを受け口にねじ込むこと。

### エ ねじ込み式接続

- 1 挿入管の差し口外面に管用テーパネジを切ること。
- 2 接合剤をネジ部に塗布すること。
- 3 継手を挿入管にねじ込むこと。

### オ フランジ接続

- 1 配管の芯出しを行い、ガスケットを挿入すること。
- 2 仮締めを行い、ガスケットが中央の位置に納まっていることを確認すること。
- 3 上下、次に左右の順で、対称位置のボルトを数回に分けて少しずつ締め付け、ガスケットに均一な圧力がかかるように締め付けること。

- (3) 耐火二層管と耐火二層管以外の管との接続部には、耐火二層管の施工方法により必要と

される目地工法を行うこと。

7 支持

鋼管等の接続部の近傍を支持するほか、必要に応じて支持すること。



(参考) 施工方法の例 (鋼管等の表面の近くに可燃物がある場合)

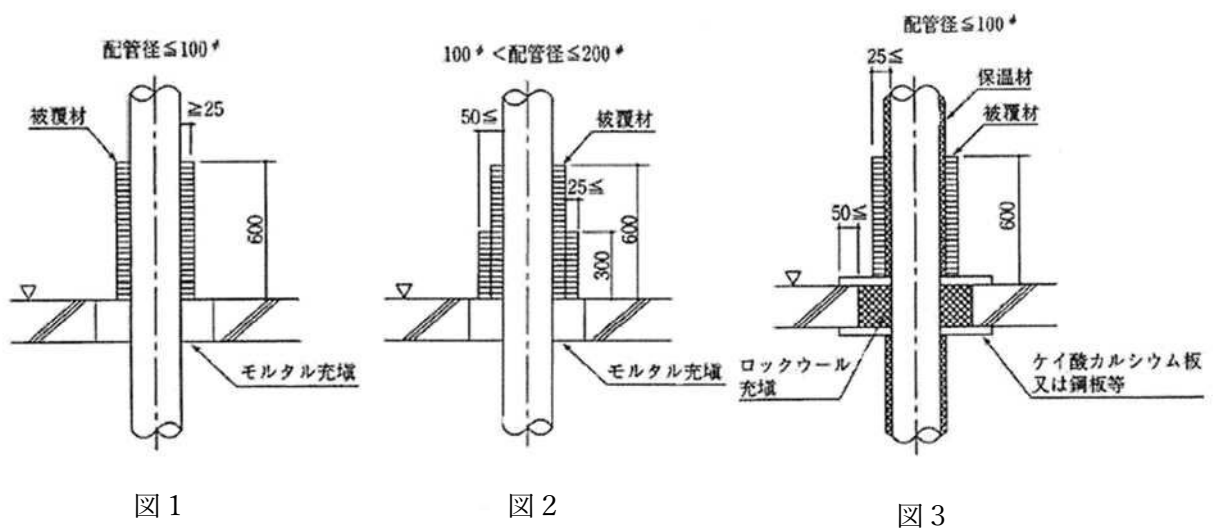


図 1

図 2

図 3

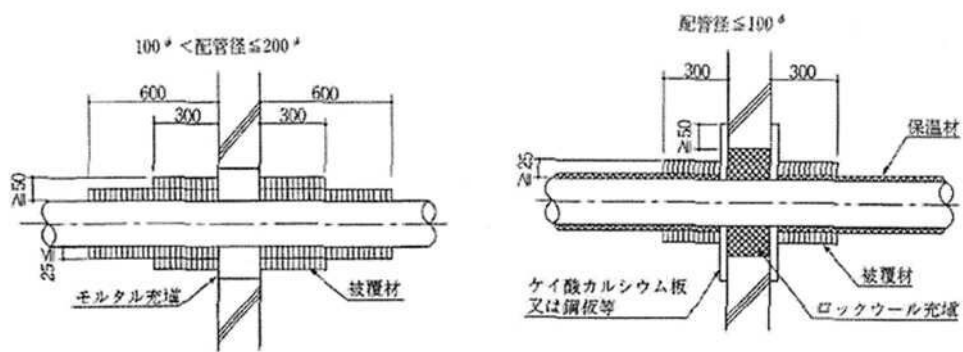


図 4

図 5

## 7 政令第9条の規定について

消防用設備等の設置については一般的に棟単位であるが、その例外規定が政令第8条等の規制のほか、この政令第9条である。

防火対象物の用途が(16)項に掲げる用途に供されるものにあつては、それぞれの用途単位ごとに一の防火対象物とみなして、政令で定める消防用設備等の設置の基準が適用されるのが原則であるが、政令第9条のかっこ書きの設備については、棟単位の原則が適用され、(16)項の防火対象物であっても、全ての用途の面積で設置の基準が適用される場合がある。

政令第9条の規定が適用されない場合（政令第9条かっこ書）

### 1 スプリンクラー設備

政令第12条第1項第2号	(16)項イの防火対象物で、地階を除く階数が11以上のもの
政令第12条第1項第7号	(16)項イの防火対象物で、特定用途に供される部分の面積が3,000㎡以上のもののうち、当該特定用途の存する階
政令第12条第1項第8号	(16)項イの防火対象物の階のうち、特定用途に供される部分が存する階で当該部分の床面積が地階又は無窓階にあつては1,000㎡以上、4階以上10階以下の階にあつては1,500㎡（(2)項又は(4)項にあつては1,000㎡）以上のもの
政令第12条第1項第9号	(16)項口の防火対象物の11階以上の階

### 2 自動火災報知設備

政令第21条第1項第3号	(16)項イの防火対象物で、延べ面積が300㎡以上のもの
政令第21条第1項第6号の2	(16)項イの防火対象物で、特定用途に供される部分が避難階以外の階（1階及び2階を除く）に存する防火対象物で当該避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段が2（当該階段が屋外、又は避難上有効な構造を有する階段にあつては、1）以上設けられていないもの
政令第21条第1項第8号	(16)項イの防火対象物で、地階又は無窓階に、(2)項又は(3)項の用途に供される部分が存するもので、(2)項又は(3)項の用途に供される部分の床面積の合計が100㎡以上の階
政令第21条第1項第12号	(16)項の防火対象物の11階以上の階

### 3 ガス漏れ火災警報設備

政令第21条の2第1項第4号	(16)項イの防火対象物の地階のうち、床面積の合計が1,000㎡以上で、特定用途に供される部分の床面積の合計が500㎡以上のもの
----------------	--

#### 4 漏電火災警報器

政令第 22 条第 1 項第 6 号	(16) 項イの防火対象物で、延べ面積が 500 m <sup>2</sup> 以上で、特定用途に供される部分の床面積の合計が 300 m <sup>2</sup> 以上のもの
政令第 22 条第 1 項第 7 号	(16) 項で契約電流容量が 50 アンペアを超えるもの

#### 5 非常警報設備（放送設備）

政令第 24 条第 2 項第 2 号	(16) 項の防火対象物で、収容人員 50 人以上のもの又は地階及び無窓階の収容人員が 20 人以上のもの
政令第 24 条第 3 項第 2 号	(16) 項の防火対象物で、地階を除く階数が 11 以上のもの又は地階の階数が 3 以上のもの
政令第 24 条第 3 項第 3 号	(16) 項イの防火対象物で、収容人員 500 人以上のもの

#### 6 避難器具

政令第 25 条第 1 項第 5 号	(16) 項イの防火対象物で 2 階以上の階（2 階にあっては（2）項又は（3）項の用途に供される部分に限る。）で避難階又は地上に直通する階段が一か所で収容人員が 10 人以上のもの
--------------------	---

#### 7 誘導灯

政令第 26 条	(16) 項イの防火対象物全部
----------	-----------------

## 8 内装制限について

### 第1 内装制限の目的

建築物の内装の制限をする目的とは、壁、天井等の室内に面する部分の仕上げを不燃材料、準不燃材料、難燃材料で仕上げることにより、建築物内の火災の初期成長を妨げてフラッシュオーバーの時間を遅らせ、避難、消火活動等を容易にしようとするものである。

この目的は、建築基準法、消防法とも同じである。

この場合、室内とは、居室（居住、執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のために継続的に使用する室をいう。）だけでなく、廊下、階段等も含めるが物入れ、押入れのような部分は除かれる。

ただし、ウオークインクローゼットのように人が出入りすることができる場合は、室であると考えられるので対象となる。

### 第2 建築基準法上の内装制限

建築基準法では、下記に掲げるものは内装制限をしなければならないとされている。

- (1) 内装制限を受ける建築物又はその部分（建基法第35条の2、建基政令第128条の3の2、第128条の4、第129条）
  - ア 特殊建築物で一定規模以上のものの居室
  - イ 階数が1で延べ面積3,000㎡を超える建築物の居室
  - ウ 階数が2で延べ面積1,000㎡を超える建築物の居室工階数が3以上で延べ面積500㎡を超える建築物の居室
  - オ 無窓の居室及び地下の居室
  - カ 火気使用室（調理室等）
  - キ 地下街及び駐車場
  - ク 避難階段、特別避難階段及びその附室並びに非常用エレベーターの乗降ロビー
  - ケ アからオの居室から直接地上に通ずる主たる廊下、階段、その他の通路

### 第3 消防法上の内装制限

消防法では、内装制限をしなければならないという規定ではなく、内装制限をした場合には、下記に掲げる消防用設備等の設置の基準を緩和することができるというものである。

- (1) 内装制限により緩和措置のある消防用設備等
  - ア 消火器（省令第6条第2項）
  - イ 屋内消火栓設備（政令第11条第2項）
  - ウ スプリンクラー設備（政令第13条第1項第1号イ）
  - エ 動力消防ポンプ設備（政令第20条第2項）
  - オ 漏電火災警報器（政令第22条第1項）
  - カ 避難器具（省令第26条第5項第1号ニ）
  - キ 連結散水設備（省令第30条の3第1項第1号イ）

### 第4 内装制限する範囲

建築基準法では、居室の内装（天井・壁（床面からの高さが 1.2m 以下の部分は除かれているが、消防法上の消防用設備等の緩和措置を受ける場合は、1.2m 以下の部分も内装制限の対象となる。））は、不燃材料、準不燃材料、難燃材料を使用しなければならない。

ただし、地階・火気使用室は腰壁部分も対象とし、かつ、難燃材料は使用できない。

また、一般には 3 階以上の階を、特殊建築物の用途に供する場合は、天井に難燃材料を使用できない。

[廊下・階段] の場合

天井、壁（腰壁を含む。）の内装は、準不燃材料とする。（難燃材料は使用できない。）

避難階段、特別避難階段では、下地、仕上げとも不燃材料とする。

#### 第 5 不燃材料・準不燃材料・難燃材料

建築基準法では、内装制限を受ける箇所に用いる内装材料には、不燃材料・準不燃材料・難燃材料（以下「防火材料」という。）が要求され、これらは、建基法第 2 条第 9 号、建基政令第 1 条第 5 号及び第 6 号に定められている。

不燃材料	<p>（建基法第 2 条第 9 号）</p> <p>建築材料のうち、不燃性能（通常の火災時における火熱により燃焼しないことその他政令で定める性能をいう。）に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めたもの（平成 12 年建設省告示第 1400 号）又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。（建基政令第 108 条の 2）</p> <p>建基法第 2 条第 9 号の政令で定める性能及びその技術的基準は、建築材料に通常の火災における火熱が加えられた場合に、加熱開始後 20 分間次の各号（建築物の外部の仕上げに用いるものにあつては第 1 号及び第 2 号）に掲げる要件を満たしていることとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 燃焼しないものであること。</li> <li>2 防火上有害な変形、溶融、き裂その他損傷を生じないものであること。</li> <li>3 避難上有害な煙又はガスを発生しないものであること。</li> </ol>
準不燃材料	<p>（建基政令第 1 条第 5 号）</p> <p>建築材料のうち、通常の火災における火熱が加えられた場合に、加熱開始後 10 分間第 108 条の 2 各号（建築物の外部の仕上げに用いるものにあつては、同条第 1 号及び第 2 号）に掲げる要件を満たしているとして国土交通大臣が定めたもの（平成 12 年建設省告示第 1401 号）又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。</p>
難燃材料	<p>（建基政令第 1 条第 6 号）</p> <p>建築材料のうち、通常の火災における火熱が加えられた場合に、加熱開始後 5 分間第 108 条の 2 各号（建築物の外部の仕上げに用いるものにあつては、同条第 1 号及び第 2 号）に掲げる要件を満たしているとして、国土交通大臣が定めたもの（平成 12 年建設省告示第 1402 号）又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。</p>

## 第6 壁紙、塗料等

建築基準法では、内装制限を受ける室内の仕上げとして、壁紙を貼る、若しくは塗料等を塗るなどの方法があるが、これらの場合は、一般的に下地との組合せで国土交通大臣の認定を受けている。

認定を受けた防火材料には認定番号が付され、不燃材料は「NM 一通算番号」、準不燃材料は「QM 一通算番号」、難燃材料は「RM 一通算番号」という付番方法となっており、同じ建築材料であっても申請者により認定番号が異なる。

なお、塗料、塗壁等代表的な認定番号は、次表のとおりである。

申請者の名称	建築材料の名称	新認定番号	旧認定番号
財団法人 日本塗料工業会	塗料塗装/不燃材料	NM-8585	基材同等第 0001
	塗料塗装/準不燃材料	QM-9816	基材同等第 0001
	塗料塗装/難燃材料	RM-9364	基材同等第 0001
特定非営利活動法人湿式 仕上技術センター	無機質砂壁状吹付材塗り/ 不燃材料	NM-8571	基材同等第 0003
	無機質砂壁状吹付材塗り/ 準不燃材料	QM-9811	基材同等第 0003
	無機質砂壁状吹付材塗り/ 難燃材料	RM-9366	基材同等第 0003
	有機質砂壁状吹付材塗り/ 不燃材料	NM-8572	基材同等第 0004
特定非営利活動法人 湿式仕上技術センター	有機質砂壁状吹付材塗り/ 準不燃材料	QM-9812	基材同等第 0004
	有機質砂壁状吹付材塗り/ 難燃材料	RM-9361	基材同等第 0004
	複合型化粧用仕上材塗り/ 不燃材料	NM-8573	基材同等第 0005
	複合型化粧用仕上材塗り/ 準不燃材料	QM-9813	基材同等第 0005
	複合型化粧用仕上材塗り/ 難燃材料	RM-9362	基材同等第 0005
	繊維壁材塗り/不燃材料	NM-8574	基材同等第 0008
	繊維壁材塗り/準不燃材料	QM-9814	基材同等第 0008
	繊維壁材塗り/難燃材料	RM-9363	基材同等第 0008

## 9 既存防火対象物に対する新基準の適用について

### 第1 通則

消防用設備等の設置基準が制定又は改正された場合、その基準（以下「新基準」という。）の施行の際、現に存する防火対象物又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物（以下「既存防火対象物」という。）に対しては、原則として新基準は適用されないが、次に掲げる場合は、新基準に従って消防用設備等を設置又は改修しなければならない。

#### (1) 適用が除外されない消防用設備等

次に掲げる消防用設備等（政令第34条に規定する設備）に係る設置基準又は技術基準の改正等がなされた場合（法第17条の2の5第1項のかっこ書き）

ア 消火器及び簡易消火用具（水バケツ、乾燥砂、膨張ひる石等）

イ 自動火災報知設備（政令別表第1（1）項から（4）項まで、（5）項イ、（6）項、（9）項イ、（16）項イ及び（17）項に掲げる防火対象物に限る。）

ウ 非常警報器具及び非常警報設備

エ 漏電火災警報器

オ 避難器具

カ 誘導灯及び誘導標識

キ 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等であって、前ア～カに掲げる消防用設備等に類するものとして消防庁長官が定めるもの

#### (2) 特定防火対象物の場合

既存防火対象物の用途が特定用途（政令別表第1（1）項から（4）項まで（5）項イ、（6）項、（9）項イ、（16の2）項及び（16の3）項に掲げる防火対象物）である場合（法第17条の2の5第2項第4号）

（注:すべての消防用設備等について新基準の適用を受けることになり、「遡及対象物」と称している。）

#### (3) 増改築、模様替えを行った場合

新基準の施行日以後に、次のア又はイに掲げる規模以上の増改築又は模様替え等が行われた場合

ア 防火対象物の延べ面積の2分の1以上、又は1,000㎡以上の増改築が行われた場合（法第17条の2の5第2項第2号、政令第34条の2）

イ 防火対象物の主要構造部である壁について行う過半の修繕又は模様替えが行われた場合（法第17条の2の5第2項第2号、政令第34条の3）

#### (4) 違反状態にある場合

新基準の規定の適用の際、旧基準の規定に適用しておらず、違反となっている場合（法第17条の2の5第2項第1号）

#### (5) 用途変更の場合の特例

防火対象物が用途変更され、当該用途変更後の基準に適合していない場合でも、原則、用途変

更後の基準は適用されないが、次に掲げる場合は、用途変更後の基準に従って消防用設備等を設置又は改修しなければならない。

ア 防火対象物の用途を特定用途に変更した場合（法第 17 条の 3 第 2 項第 4 号）

イ 用途変更後に、次の（ア）又は（イ）に掲げる規模以上の増改築又は模様替え等が行われた場合

（ア）防火対象物の延べ面積の 2 分の 1 以上、又は 1,000 m<sup>2</sup>以上の増改築が行われた場合（法第 17 条の 3 第 2 項第 2 号、政令第 34 条の 2）

（イ）防火対象物の主要構造部である壁について行う過半の修繕又は模様替えが行われた場合（法第 17 条の 3 第 2 項第 2 号、政令第 34 条の 3）

ウ 用途変更の際、用途変更前の基準の規定に適用しておらず、違反となっている場合（法第 17 条の 3 第 2 項第 1 号）

## 第 2 非常警報設備（放送設備）の運用

非常警報設備（放送設備）（以下「放送設備」という。）は、第 1（1）において適用が除外されない消防用設備等であるが、平成 6 年の省令（平成 6 年自治省令第 1 号）及び告示（平成 6 年消防庁告示第 1 号）の改正（平成 6 年 4 月 1 日施行）については、改正省令の附則において「既存防火対象物におけるスピーカーの種別及び設置基準の見直し、シグナル及び音声メッセージの導入並びに自動放送の導入に係る基準については、従前の例によること。」とされていることから、既存防火対象物における改正省令の規定に基づく放送設備（以下「新放送設備」という。）への基準適合については、次のとおり運用する。

(1) 法第 17 条の 2 の 5 第 2 項第 2 号の規定を準用して第 1（3）ア又はイの工事が行われる時点において防火対象物全体として新放送設備に改修させる。

なお、上記に至らない場合であっても、増築又は改築並びに大規模の修繕及び模様替えが行われる部分において、また、放送設備の取替えに際しては、新放送設備を設置指導する。



## 10 移動式及びパッケージ型消火設備の設置について

省令第 18 条第 4 項第 1 号及び第 19 条第 6 項第 5 号（準用する場合を含む。）並びに平成 16 年 5 月 31 日付け消防庁告示第 12 号第 3 に規定する「火災のとき煙が充満するおそれがある場所」とは、次のいずれかの場所以外の場所が該当するものとする。

- (1) 外気に開放された屋上駐車場
- (2) 駐車場等で周壁がなく柱のみである部分、又は周囲が鉄柵のみで囲まれている部分
- (3) 外気に面する外壁開口部が、地階（避難階を除く。）以外の常時開放された構造の場所で、かつ、当該開口部の合計面積（階高のおおむね 2 分の 1 より上方で算定する。）が、見付壁面積の 20%以上となるもの。なお、開口部の面積算定に際しては、500mm 未満のはりについては無視して差し支えないものとする。
- (4) 屋根（これに相当するものを含む。）に直接外気に開放された開口部を有する場所で、かつ、当該開口部の合計面積が当該場所の床面積の 10%以上となるもの。ただし、開口部が著しく偏在する場合を除く。
- (5) 地上 1 階にある防護区画のうち、消火活動に際して外部から容易に開放することができる開口部を有するもので、かつ、当該開口部の合計面積（階高のおおむね 2 分の 1 より上方で算定する。）が、見付壁面積合計の 25%以上となるもの。なお、開口部の面積算定に際しては、500mm 未満のはりについては無視して差し支えないものとする。
- (6) 上記以外で、防火対象物の形態及び排煙機能等を勘案し、火災の際、有効に排煙でき、かつ、安全に消火活動できると認められる場合

## 11 電気錠について

「避難口」又は「消防隊進入口」に設置する電気錠については、次のとおり指導するものとする。

### 第1 電気錠の種類

施錠の方法により、次のように分類する。

- (1) 通電時施錠型  
通電時は施錠し、非通電時は解錠されるもの
- (2) 通電時解錠型  
通電時は解錠し、非通電時は施錠されるもの
- (3) 瞬時通電施錠型  
瞬時通電により施錠できるもの
- (4) 瞬時通電解錠型  
瞬時通電により解錠できるもの

### 第2 非常時における電気錠の解錠方法

電気錠を非常時に解錠する方法により、次のように分類する。

- (1) 防災センター、守衛室等に設置した遠隔操作装置により解錠するもの（以下「遠隔解錠」という。）
- (2) 自動火災報知設備の火災感知と連動し、解錠するもの（以下「連動解錠」という。）
- (3) 扉の直近の位置に、非常時手動で解錠できる装置により解錠するもの（以下「非常解錠装置」という。）

### 第3 指導基準

「避難口」又は「消防隊進入口」に電気錠を設置する場合は、防火対象物の管理状況に応じて、次表により指導すること。

設置場所	電気錠の種類	遠隔解錠	連動解錠	非常解錠装置	非常電源
避難口	通電時施錠型	○	○	○（屋内側）	
	通電時施錠型以外	○	○	○（屋内側）	○
消防隊進入口	通電時施錠型	○	○	○（屋外側）	
	通電時施錠型以外	○	○	○（屋外側）	○

- 備考
- 1 表中○印は、設置を要する範囲を示す。
  - 2 防災センター、守衛室が設置されていない防火対象物については、遠隔施錠の設置を要しないものとする。
  - 3 ホテルの客室等に用いる電気錠の種類は、通電時施錠型とすること。
  - 4 自動火災報知設備が設置されていない防火対象物については、連動解錠の設置を要しないものとする。

5 非常解錠装置は、防犯上その他やむおえない事由がある場合は、設置を要しないものとする。

また、老人福祉施設、精神障害者施設等において、防火管理が適正に行われ、常時人のいる場所から遠隔操作等により施解錠が管理される防火対象物にあっては、設置を要しないことができる。

6 電気錠に附置する非常電源は、自動火災報知設備に準ずるものとする。

### 第3章 特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等について

特定共同住宅等については、政令第29条の4の規定に基づき、次の省令、告示等により基準が定められている。

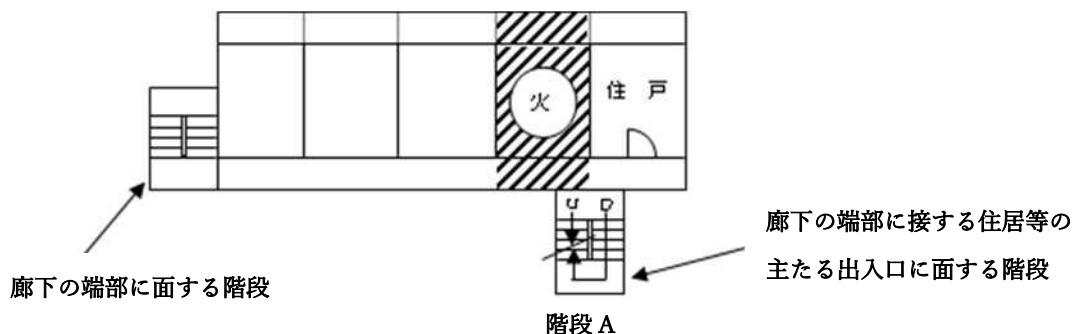
- ① 特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成17年総務省令第40号）
- ② 特定共同住宅等の位置、構造及び設備を定める件（平成17年消防庁告示第2号）3 特定共同住宅等の構造類型を定める件（平成17年消防庁告示第3号）
- ③ 特定共同住宅等の住戸等の床又は壁並びに当該住戸等の床又は壁を貫通する配管等及びそれらの貫通部が一体として有すべき耐火性能を定める件（平成17年消防庁告示第4号）
- ④ 共同住宅用スプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件（平成18年消防庁告示第17号）
- ⑤ 共同住宅用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件（平成18年消防庁告示第18号）
- ⑥ 住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件（平成18年消防庁告示第19号）
- ⑦ 戸外表示器の基準を定める件（平成18年消防庁告示第20号）

本省令等の運用については、消防庁予防課長から「特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令等の運用について（平成17年8月12日付、消防予第188号。以下「188号通知」という。）」が示されているので別記事項に留意し、適正に運用すること。

別記

1. 「特定共同住宅等の構造類型を定める件」（平成 17 年消防庁告示第 3 号。以下「構造類型告示」という。）について

(1) 構造類型告示第 3 第 2 号 (1) の階段室等が「廊下の端部に接する住戸等の主たる出入口に面している」とは、188 号通知第 3・1 (2) によるほか、次により判断すること。



判断基準：住戸 A に隣接する住戸等が火災になっても、住戸 A の居住者が避難する際、「火災時に利用できない部分（図中斜線部分）」である火災住戸等の前を通らずに階段 A まで到着することができるようにするため、階段 A の入口（降り口）が住戸 A に面していることが必要である。

(2) 構造類型告示第 3 第 2 号 (4) の「隔板等」は次によること。

ア 大きさは、縦 800mm、横 600mm 以上とすること。

イ 肉厚は、材料の種類に応じて下表によること。

種 類		肉 厚
石綿スレート板	フレキシブル板 軟質フレキシブル板	5mm 以下
	平板（太平板） 軟質板	5mm 以下
石綿セメントケイ酸カルシウム板	0.8-K	8mm 以下
	1.0-K	6mm 以下
	1.0-CK	
その他のもの		曲げ破壊荷重 700N 未満に相当する肉厚

(3) 構造類型告示第 3 第 2 号 (5) の「避難経路」として、188 号通知第 3・1 (3) に当該避難経路として利用できない部分が表示されているが、同通知第 3・1 (3) ③の「開放型の廊下



特定共同住宅等早見表

項目	構造類型	二方向避難・開放型	開放型	二方向避難型	その他
構造等		主要構造部が耐火構造である。 共用部分の壁及び天井の仕上げを準不燃材料とする。 住戸等は開口部のない耐火構造の床又は壁で区画する。（一定の防火措置を講じた場合を除く。） 住戸等の共用部分に面する開口部は、防火設備である防火戸とする。 光庭が特定光庭に該当する場合、当該特定光庭に面する開口部等に構造規制あり。			
		住戸等の共用部分に面する開口部の面積規制なし。	住戸等の共用部分に面する開口部は、一の住戸等につき、一の開口部面積を2m <sup>2</sup> 以下（機械室等は緩和あり）とし、合計4m <sup>2</sup> 以下（共用室は8m <sup>2</sup> 以下）とする。ただし、共同住宅用スプリンクラー設備が設置されている住戸、共用室及び管理人室は除く。		
特定光庭の判断		「特定光庭の判断フロー」参照			
開放型の判断		「開放型特定共同住宅等の判断フロー」参照			
消火器具		次の①又は②によること。 ① 法令に従い特定共同住宅等の各部分から歩行距離20m以下となるよう共用部分に消火器を設置する。 ② 住戸、共用室又は管理人室ごとに住宅用消火器を設置し、かつ、共用部分及び倉庫、機械室等に各階ごとに歩行距離20m以下となるよう消火器具を設置する。ただし、廊下、階段室等のうち、住宅用消火器が設置された住戸、共用室又は管理人室に面する部分は消火器具を設置しないことができる。			
屋内消火栓設備		免除	法令に従い設置する。ただし、共同住宅用スプリンクラー設備を設置した階は免除できる。		
スプリンクラー設備		11階以上の階若しくは地盤面からの高さが31mを超える階又は地階、無窓階で主たる用途に供する部分の床面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の階（以下「設置義務のある階」という。）の住戸、共用室及び管理人室に共同住宅用スプリンクラー設備を設置する。 なお、設置義務のある階が次の①から③の全てに適合する場合は、当該階の共同住宅用スプリンクラー設備は免除できる。ただし、開放型の場合は14階以下の部分に限る。 ① 住戸、共用室及び管理人室の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料とする。 ② 共用室と共用室以外の特定共同住宅等の部分（開放型廊下及び開放型階段に面する部分を除く。）を区画する壁に設けられる開口部は、一の開口部面積を4m <sup>2</sup> 以下、合計8m <sup>2</sup> 以下とする。 ③②の開口部には、特定防火設備である防火戸（省令第13条第1項第1号ハの基準に適合するものに限る。）を設ける。		11階以上の階若しくは地盤面からの高さが31mを超える階又は地階、無窓階で主たる用途に供する部分の床面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の階の住戸、共用室及び管理人室に共同住宅用スプリンクラー設備を設置する。	
避難器具		免除（注）	免除	免除（注）	免除
自動火災報知設備		共同住宅用自動火災報知設備を設置又は次によること。 ・地階を除く階数が10以下のものは、住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用	共同住宅用自動火災報知設備を設置又は次によること。 ・地階を除く階数が5以下のものは、住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備とすることができる。 ・共同住宅用スプリンクラー設備を設置した住戸、共用室及び管理人室は免除できる。		共同住宅用自動火災報知設備を設置する。 なお、共同住宅用スプリンクラー設備を設置した住戸、共用室及び管理人室は免除できる。

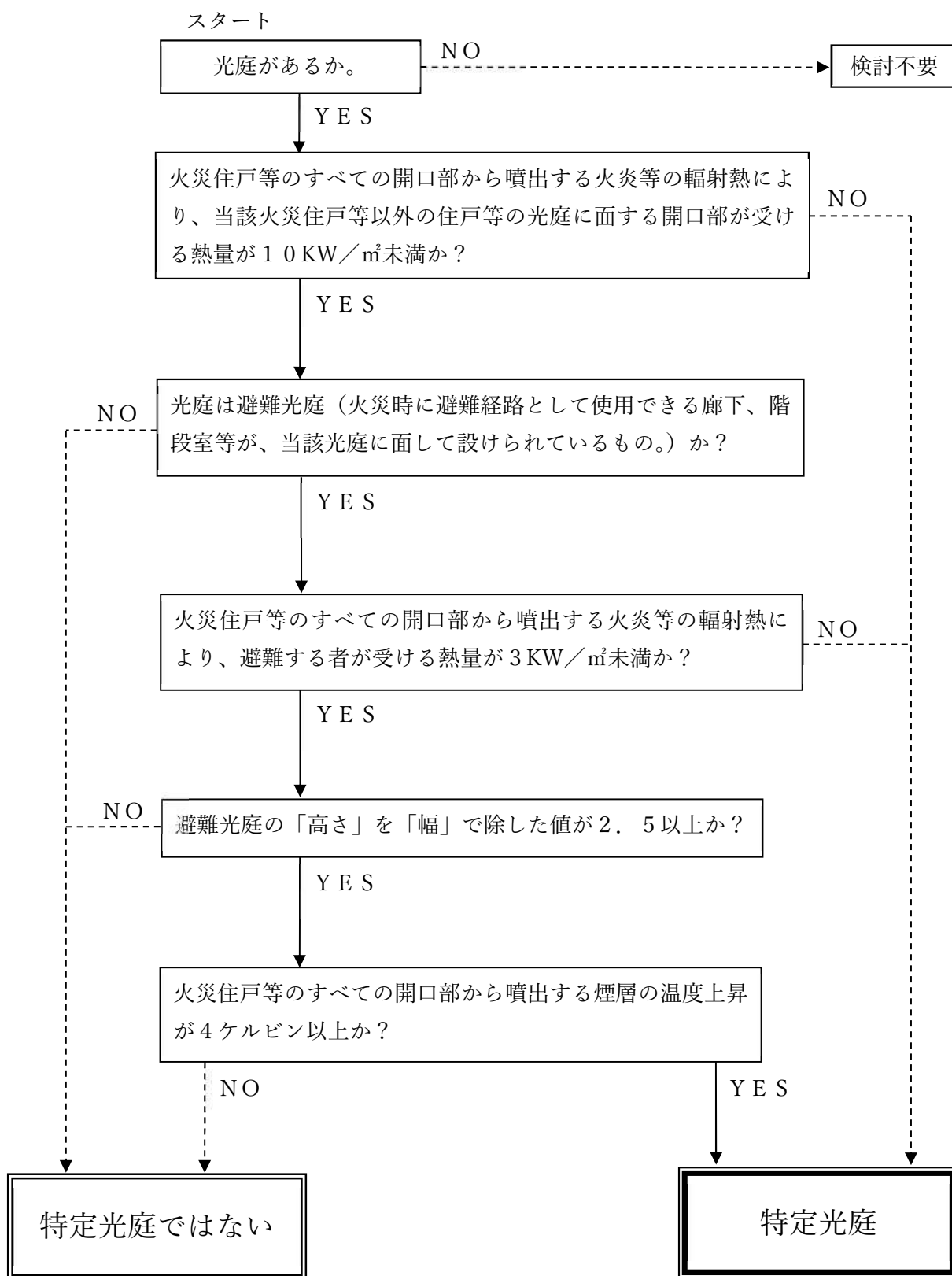
	非常警報設備とすることができる。 ・共同住宅用スプリンクラー設備を設置した住戸、共用室及び管理人室は免除できる。		
非常警報器具又は非常警報設備	免 除		
誘導灯及び誘導標識	免 除	法令に従い設置する。	
連結送水管 非常コンセント設備	法令に従い設置する。ただし、階段室型特定共同住宅等については、共同住宅用連結送水管及び共同住宅用非常コンセント設備とすることができる。		
屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	免 除		

(注) 二方向避難確保のために設ける避難器具を除く。

(凡例) 法令:消防法施行令、消防法施行規則、火災予防条例

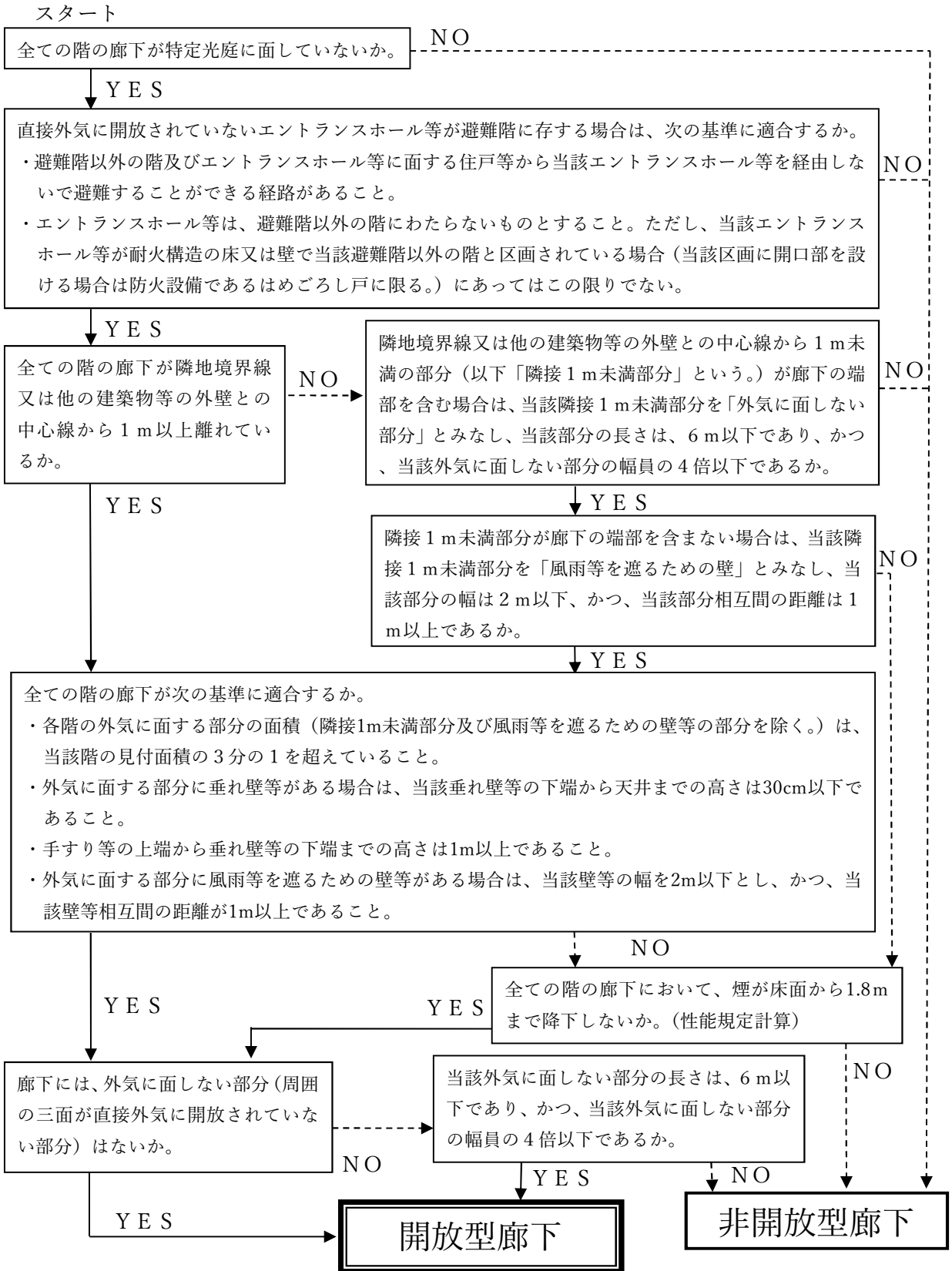


■特定光庭の判断フロー



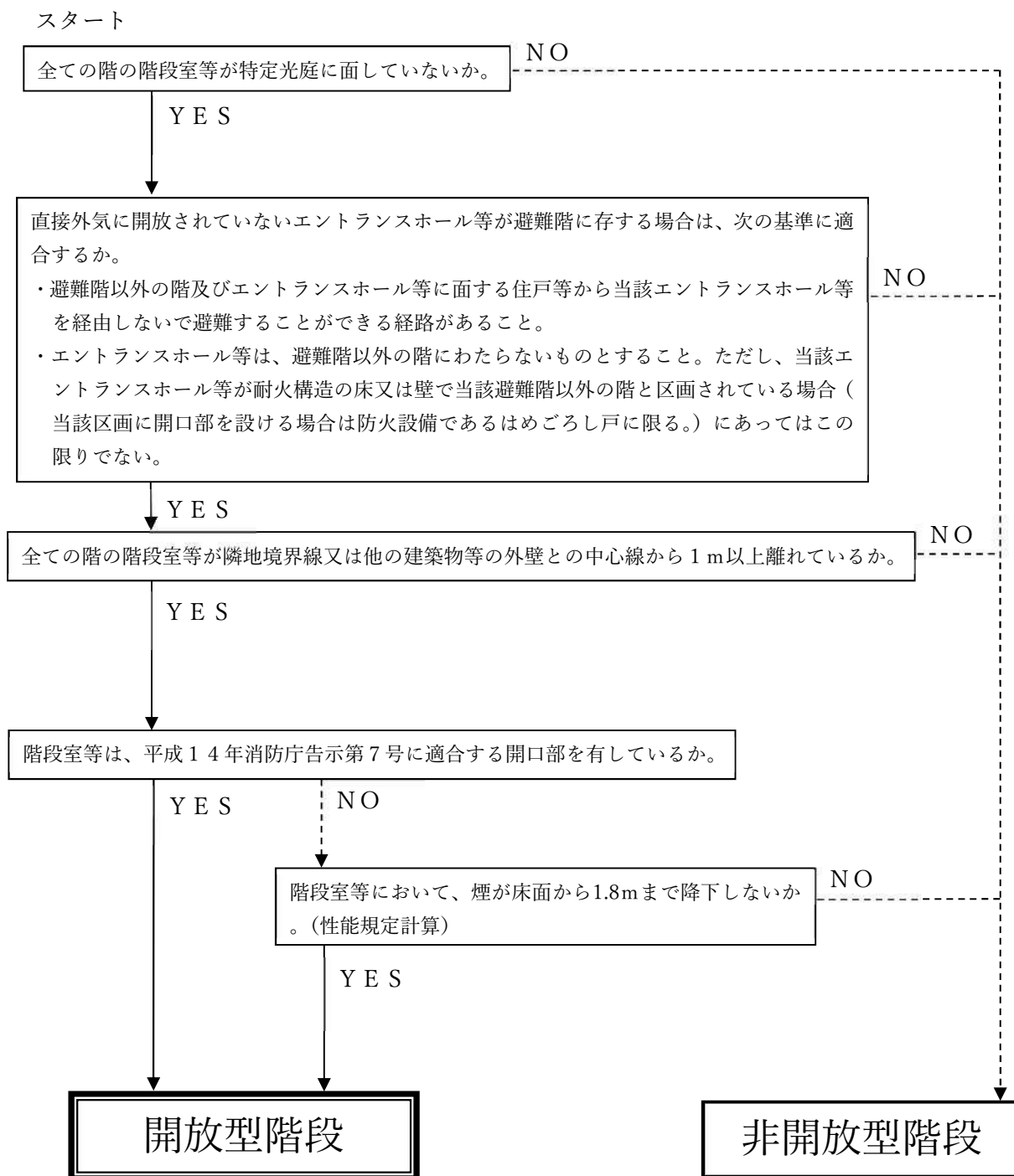
■開放型特定共同住宅等の判断フロー

<廊下型特定共同住宅等の場合>



■開放型特定共同住宅等の判断フロー

<階段室型特定共同住宅等の場合>



## 第4章 消防用設備等の設置及び維持に関する特例基準

### 第1 趣旨

政令第32条の規定による消防用設備等の設置及び維持の技術上の基準に関する特例は、この基準に定めるところによるものとする。

### 第2 出火危険の著しく少ない防火対象物又はその部分に対する特例

不燃材料で造られている防火対象物又はその部分で、出火の危険が著しく少ないと認められ、かつ、次に掲げる条件のいずれかに該当するものについては、政令第11条第1項、第12条第1項、第19条第1項及び第2項、第20条第1項及び第2項、第21条第1項、第26条第1項、第28条の2第1項及び第29条第1項の規定にかかわらず、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、自動火災報知設備、誘導灯、連結散水設備及び連結送水管を設置しないことができるものとする。

- (1) 倉庫、塔屋部分等であって、不燃性の物品のみを収容するもの
- (2) 浄水場、汚水処理場等の用途に供する建築物で配水管、貯水池又は貯水槽を収容するもの
- (3) 冷凍室又は冷蔵庫で、室内に面する部分の仕上げを不燃材料としたもの
- (4) 抄紙工場の抄紙作業場、サイダー、ビール、ジュース工場等の洗場又は充填作業場等
- (5) 不燃性の金属、石材等の加工工場で、可燃性のものを収納し、又は取り扱わないもの
- (6) 室内プール又は室内スケート場の用途に供するもの
- (7) 金庫室等でその開口部に建基政令第112条第1項に規定する特定防火設備である防火戸（以下「特定防火設備である防火戸」という。）又はこれと同等以上のものを設けたもの

### 第3 仮設建築物に対する特例

屋内消火栓設備又は自動火災報知設備を設置しなければならない仮設建築物で消火器及び非常警報設備を設け、かつ、ひんぱんに巡回する等容易に火災を感知でき、すみやかに初期消火が行える措置が講じられているときは、屋内消火栓設備又は自動火災報知設備を設置しないことができるものとする。

### 第4 鍛造場等が設置されている部分に対する特例

鍛造場、ボイラー室及び乾燥室（以下「鍛造場等」という。）における最大消費熱量の合計が350キロワット未満の場合で、当該鍛造場等の部分に大型消火器を設置したときは、政令第13条第1項の規定にかかわらず、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備を設置しないことができるものとする。

### 第5 電気設備が設置されている部分に対する特例

発電機、変圧器その他これらに類する電気設備（以下「電気設備」という。）が次に掲げる条件のいずれかに該当する場合で、当該電気設備が設置されている部分に大型消火器を設置したときは、政令第13条第1項の規定にかかわらず、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備を設置しないことができるものとする。ただし、ケーブルが布設されているものにあつては、当該ケーブルに延焼防止上有効な措置を施したものに限る。

- (1) 密閉方式の電気設備（封じ切り方式又は窒素封入方式の電気設備であつて、内部に開閉接点

を有しないものに限る。)で絶縁劣化、アーク等による発火危険のおそれが少なく、かつ、当該電気設備の容量が15,000キロボルトアンペア未満のもの

(2) 密封方式のOFケーブル油構

(3) 1,000キロボルトアンペア未満の容量の電気設備

(4) 自家発電設備の基準(昭和48年消防庁告示第1号)又はキュービクル式非常電源専用受電設備の基準(昭和50年消防庁告示第7号)に適合する構造のキュービクルに収容されている電気設備

(5) 発電機及び変圧器のうち冷却又は絶縁のための油類(自己消火性のものを除く。)を使用せず、かつ、水素ガス等可燃性ガスを発生するおそれのないもの

#### 第6 プラットホーム、コンコース等に関する特例

主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料としたプラットホーム、コンコースその他これらに類する部分に屋内消火栓設備を政令第11条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置した場合は、政令第28条の2第1項の規定にかかわらず、当該部分に連結散水設備を設置しないことができるものとする。

#### 第7 複合用途防火対象物等に対する特例

1 政令第21条第1項第3号に掲げる防火対象物のうち、政令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物(以下「3号複合用途対象物」という。)で、次に掲げる条件のいずれにも該当する場合にあっては、自動動火災報知設備を設置しないことができるものとする。

(1) 防火対象物の延べ面積は、500平方メートル未満であること。

(2) 政令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項(6)項イ(1)から(3)まで、(6)項ロ及び(6)項ハ(利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。)を除く。)又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途(以下「特定用途」という。)に供される部分が、次のアからウに掲げる条件のすべてに適合すること。

ア 特定用途に供される部分の存する階は、避難階であり、かつ、無窓階以外の階であること。

イ 特定用途に供される部分の床面積の合計は、150平方メートル未満であること。

ウ すべての特定用途に供される部分から主要な避難口に容易に避難できること。

2 政令第21条第1項第7号に掲げる防火対象物のうち、避難階以外の階(政令第4条の2の2に規定するものをいう。)の部分のすべてが次に掲げる条件のいずれかに該当する場合は、自動動火災報知設備を設置しないことができるものとする。

(1) 居室以外の部分(機械室、倉庫等)であって、不特定多数の者の出入りがないもの

(2) 実態上の用途が特定用途以外の用途に供される部分であって、「令別表第1に掲げる防火対象物の取扱いについて」(昭和50年消防予第41号及び消防安第41号。以下「41号通知」という。)1(2)により、主たる用途に供される部分の従属的な部分を構成すると認められる部分とされたため、当該部分が特定用途に供される部分として取り扱われているもの

(3) 一般住宅の用途に供される部分であって、41号通知2(2)により、防火対象物全体が単独の特定用途に供される防火対象物として取り扱うこととされたため、当該一般住宅の用途に供される部分が特定用途に供される部分として取り扱われているもの

## 第8 民宿等に対する特例

1 住宅の用に供されていた家屋であって、農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備に関する法律（平成6年6月29日法律第46号）第2条第5号に規定する農林業体験民宿業その他宿泊の用途に供される小規模な防火対象物のうち、次に掲げる条件のいずれにも該当し、適切な防火管理が行われている場合であって、次の各項に該当する場合は、誘導灯及び誘導標識並びに消防機関に通報する火災報知設備を設置しないことができるものとする。

- (1) 可燃物が多量に收容されていないこと。
- (2) 火気の使用及び管理が適切に行われていること。
- (3) 避難上必要な施設等の管理が適切に行われていること。

2 避難階（建基政令第13条の3第1項をいう。以下同じ。）において、次に掲げる条件のいずれにも該当する場合には、政令第26条の規定にかかわらず、当該避難階において誘導灯及び誘導標識を設置しないことができるものとする。

- (1) 次のア及びイに該当すること。

ア 各客室から他の室を経由することなくガラス戸等を開けることにより容易に直接外部に避難できること。

ただし、ガラス戸部分に腰壁がある場合、雨戸等により当該建物に不案内な宿泊者が外部であることを判断できない可能性がある場合等の避難に支障があると認める場合は適用できないこと。

イ 建物に不案内な宿泊者でも各客室から廊下又は通路に出た際に、避難口を容易に見とおし、かつ、識別することができ、各客室から避難口に通ずる廊下又は通路に曲り角がない等夜間であっても迷うことなく、簡明な経路により容易に避難口まで避難できること。

- (2) 民宿等の外に避難した者が、当該民宿等の開口部から3メートル以内の部分を通らずに安全な場所に避難できること。
- (3) 民宿等において、その従業者が、宿泊者等に対して避難口等の案内を行うこととしていること。

3 次に掲げる条件のいずれにも該当する場合は、政令第23条第3項の規定にかかわらず、消防機関へ通報する火災報知設備を設置しないことができるものとする。

- (1) 前項の条件を満たしていること。
- (2) 客室が10室以下であること。
- (3) 消防機関に常時通報することができる電話が、常時、人がいる場所に設置されており、当該電話付近に通報内容（火災である旨並びに防火対象物の所在地、名称及び電話番号の情報その他これに関連する内容）が明示されていること。

## 第9 構造改革特別区域における劇場等の特例

構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第2条第1項に規定する構造改革特別区域において劇場等（政令別表第1（1）項イに掲げる劇場、映画館、演芸場又は観覧場をいう。以下同じ。）の事業を行う場合であって、次に掲げる条件のいずれにも該当する場合は、政令第26条の規定にかかわらず、当該劇場等の避難階における避難口に係る誘導灯及び誘導標識を設置しな

いことができるものとする。

- (1) 当該避難階の床面積が 500 平方メートル以下であり、かつ、客席の床面積が 150 平方メートル以下であること。
- (2) 客席に直接面する避難口を 2 以上有し、当該避難口が客席の各部分から容易に見とおし、かつ、識別することができるとともに、歩行距離 20 メートル以下であること。
- (3) 劇場等の屋外に避難した在館者が、当該劇場等の開口部から 3 メートル以内の部分を通ることなく安全な場所に避難できること。
- (4) 火災時に自動火災報知設備の感知器の作動と連動し、手動でも直ちに点灯することができ、かつ、出入口を十分な明るさで照らすことができる非常電源付きの照明器具を客席部に面する避難口すべてに設置するとともに、上映中は当該避難口に係員を常駐させること。
- (5) 上映前に、係員から在館者に対して避難口の位置等に関する案内説明を行うこと。

#### 第 10 小規模社会福祉施設に対する特例

- 1 政令別表第 1 (6) 項口に掲げる防火対象物で延べ面積が 275 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの（以下「小規模社会福祉施設」という。）について、次に掲げる条件のいずれかに該当する場合は、政令第 12 条第 1 項の規定にかかわらず、スプリンクラー設備を設置しないことができるものとする。

- (1) 夜間に入所者の避難介助のため必要な介助者が確保されている小規模社会福祉施設として、次のアからウまでに掲げる要件のすべてに該当するものであること。

なお、イの要件に該当するか否かを判断するに当たっては、新規のものについては、事業者が作成した事業計画等により判断するものとする。

ア 当該施設は、平屋建て又は地上 2 階建てのものであること。

また、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げが不燃材料、準不燃材料又は難燃材料でされていること。

イ 夜間における介助者 1 人当たりの要保護者（当該施設に入所している老人（要介護 3 以上の者に限る。）、乳児、幼児、身体障害者等（障害程度区分 4 以上の者に限る。）、知的障害者等（障害程度区分 4 以上の者に限る。）をいう。以下同じ。）の数が、従業員等（夜勤職員、宿直職員、宿直ボランティア、住込みの管理者など当該施設において入所者とともに起居する者を言う。以下同じ。）にあっては 4 人以内、近隣協力者（当該施設に併設されている施設の職員、当該施設の近隣住民、当該施設と契約している警備会社の職員等で、火災発生時に駆けつけて避難介助を行う者をいう。以下同じ。）にあっては 3 人以内となるよう、介助者の数が確保されているものであること。

この場合において、次の（ア）及び（イ）に掲げる要件のすべてに該当する複数ユニットの小規模社会福祉施設にあっては、要介護者の数が最大となるユニットにおいて、これに応じた介助者の数が確保されることで足りるものとする。

- (ア) ユニット間に設けられる壁及び床が耐火構造又は準耐火構造であるものであること。

また、当該壁又は床に開口部がある場合には、当該開口部に常時閉鎖式又は自動閉鎖式の防火設備が設けられているものであること。

- (イ) 各ユニットにおいて、他のユニットを経由することなく地上に至る避難経路を有しているものであること。
- ウ 近隣協力者は、次の(ア)から(ウ)までに掲げる要件のすべてに該当するものであること。
- なお、近隣協力者は、の事業所、世帯等から複数名を確保して差し支えないものであること(例えば、グループホームの隣にグループホーム職員が居住している場合、当該職員の代替者としてその妻と長男を登録しても差し支えない。)
- (ア) 居所から当該施設に2分以内で駆けつけることができるものであること。
- (イ) 居所には、当該施設の自動火災報知設備と連動して火災の発生を覚知することができる装置が備え付けられているものであること。
- (ウ) 近隣協力者本人の同意がある旨、火災発生時の活動範囲、夜間不在時における代替介助者の確保力策その他の必要な事項について、消防計画又は関連図書により明らかにされているものであること。
- (2) 各居室から屋外等に容易に至ることができる小規模社会福祉施設として、次のアからエまでに掲げる要件のすべてに該当するものであること。
- ア 当該施設は、平屋建て又は地上2階建てのものであること。
- また、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げが不燃材料、準不燃材料又は難燃材料でされていること。
- イ すべての居室において、地上又は一時避難場所(外気に解放された廊下、バルコニー、屋外階段等をいう。以下同じ。)への経路が、次の(ア)又は(イ)に掲げる要件のいずれかに該当することにより、構造上確保されているものであること。
- (ア) 扉又は掃出し窓を介して、地上又は一時避難場所に直接出ることができるものであること。
- (イ) どの居室から出火しても、火災室又は火災室に設けられた開口部(防火設備を除く。)に面する部分を通らずに、地上又は一時避難場所に至ることができるものであること。
- ウ 一時避難場所の位置及び構造は、外部からの救出を妨げるものではないこと(例えば、川や崖等に面していないものであること、建具や隣接建物等で進入経路がふさがれていないものであること。)
- エ 夜間の体制が夜勤者1名となる2ユニットの小規模社会福祉施設にあつては、当該夜勤者のほかに(1)ウ(ア)から(ウ)までに掲げる要件のすべてに該当する近隣協力者が1人以上確保されているものであること。
- (3) 共同住宅の複数の部屋を占有し、その総面積により小規模社会福祉施設に該当するもののうち、次のアからエまでに掲げる要件のすべてに該当するものであること。
- ア 小規模社会福祉施設として用いられている部屋部分の床面積が一区画当たり100平方メートル以下であるものであること。
- また、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げが不燃材料、準不燃材料又は難燃材料でされているものであること。



- イ 小規模社会福祉施設として用いられている部分が3階以上の階に存する場合には、当該部分を区画する壁及び床が耐火構造となっており、その開口部（屋外に面する窓等を除く。）に常時閉鎖式又は自動閉鎖式の防火設備が設けられているものであること。
  - ウ 要保護者の数が・区画当たり4人以下であるものであること。また、すべての要保護者が、自動火災報知設備の鳴動や周囲からの呼びかけにより火災を覚知することができ、介助者の誘導に従って白立的に歩行避難できるものであること。
  - エ 当該施設において従業員等が確保されているものであること。
- 2 政令別表第1(5)項口の防火対象物の一部を(6)項口の用途に用いることにより(16)項イとなる防火対象物における消防用設備等の設置については、次のとおり取扱うことができるものとする。
- (1) 延べ面積500平方メートル未満であり、かつ、次のアからウに掲げる条件のすべてに適合する場合にあっては、政令別表第1(6)項口以外の用途部分に自動火災報知設備の感知器の設置を要しない。
- ア (6)項口の用途部分とそれ以外の部分（共用部分含む。）は、防火上有効に区画されていること。
  - イ (6)項口の用途部分の出入口（玄関）は、開放性を有する廊下、階段等の安全な避難経路に直接通じていること。
  - ウ 従業者や世話人の居所が別区画に設けられている場合には、(6)項口の用途部分の自動火災報知設備と連動して当該場所にも警報が発せられること。
- (2) 次のアからエに掲げる条件のすべてに適合する場合にあっては、10階以下の階におけるスプリンクラー設備の設置を要しない。
- ア (6)項口の用途部分の床面積が一区画当たり100平方メートル以下であること。また、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げが不燃材料、準不燃材料又は難燃材料でされていること。
  - イ (6)項口の用途部分が3階以上の階に存する場合には、当該部分を区画する壁及び天井が耐火構造となっており、その開口部（屋外に面する窓等を除く。）に常時閉鎖式又は自動閉鎖式の防火設備が設けられていること。
  - ウ 要保護者の数が一区画当たり4人以下であること。  
また、すべての要保護者が自動火災報知設備の鳴動や周囲の呼びかけにより火災を覚知することができ、介助者の誘導に従って自立的に歩行避難できるものであること。
  - エ (6)項口の用途部分に従業者等が確保されていること。
- (3) 前記(1)ア及びイに適合する場合は、(6)項口の用途部分以外の部分における誘導灯の設置は、(5)項口の例による。
- (4) 特定共同住宅等の一部を(6)項口の用途に用いることにより(16)項イとなる防火対象物にあっては、(6)項口の用途部分以外の部分における消防用設備等の設置については、特定共同住宅等の例による。

### 第11 屋内消火栓設備に対する特例

1 政令第11条第1項に掲げる防火対象物又はその部分にスプリンクラー設備を政令第12条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したときは、次に掲げる部分に限り屋内消火栓設備を設置しないことができるものとする。

(1) 水平断面積2平方メートル未満のパイプシャフト等（各階で床打ちされているものを含む。）

(2) 直接外気に解放されている廊下その他外部の気流が流通する場所

(3) 放射線源を貯蔵し、又は廃棄する室2 政令第11条第1項に掲げる防火対象物又はその部分のうち、不燃材料で造られた部分で、電気設備、金属溶解設備等があり、注水による消火が困難と認められ、又は二次的危険の発生するおそれのある部分については、屋内消火栓設備を設置しないことができるものとする。

3 同一敷地内に存する複数の防火対象物（いずれも屋内消火栓設備の設置義務がある対象物）の主たる棟に、政令第11条に規定する水源及び加圧送水装置を次に掲げる条件のいずれにも該当するように設けた場合は、主たる棟と主たる棟以外の棟（以下「別棟」という。）の水源及び加圧送水装置を共用することができるものとする。

(1) 水源は、同一敷地内に存する防火対象物のうち屋内消火栓の設置個数の最も多い階を有する防火対象物に対し政令第11条第3項の規定により算出した量以上のものであること。

(2) 加圧送水装置の能力は、同敷地内に存するいずれの防火対象物においても政令第11条第3項に規定する性能が得られるものであること。

(3) 消防用設備等の維持管理は、集中管理すること。

4 政令第11条第1項に掲げる防火対象物又はその部分に政令第11条第3項第2号に規定する屋内消火栓及び政令第12条第2項第8号に規定する補助散水栓のうち天井に設置するもの（以下「天井設置型消火栓等」という。）を設置する場合は、「天井設置型消火栓等に係る設置基準について」（平成6年10月18日付け消防予第273号消防庁予防課長通知）に基づき設置基準の特例を認めることができるものとする。

### 第12 パッケージ型消火設備に対する特例

政令第11条第1項に掲げる防火対象物又はその部分うち、パッケージ型消火設備を設置するときは、パッケージ型消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件（平成16年消防庁告示第12号。）第3の規定にかかわらず、火災予防上支障となる要件に該当しない場合は、地階又は無窓階にパッケージ型消火設備を設置することができるものとする。

### 第13 スプリンクラー設備に対する特例

1 政令第12条第1項に掲げる防火対象物又はその部分に、スプリンクラー設備を設置するときは、「第11屋内消火栓設備に対する特例」第1項第1号から第3号に掲げる部分に限り補助散水栓を設置しないことができるものとする。

2 政令第12条第1項に掲げる防火対象物又はその部分のうち、不燃材料で造られた部分で、電気設備、金属溶解設備等があり、注水による消火が困難と認められ、又は二次的危険の発生するおそれのある部分については、補助散水栓を設置しないことができるものとする。

3 政令第 12 条第 2 項第 2 号口に掲げる放水型ヘッド等を設置する防火対象物又はその部分のうち、次に掲げるいずれかに該当するものについては、放水型ヘッド等その他のスプリンクラーヘッドを設置しないことができるものとする。

(1) 体育館（主として競技を行うために使用するものに限る。）、ロビー、会議場、通路その他これらに類する部分であって、次のアからウに該当するもの

ア 当該部分の壁及び天井の仕上が準不燃材料（建築基準法施行令第 1 条第 5 号に規定する準不燃材料をいう。以下同じ。）であること。

イ 当該部分において火気の使用がないこと。

ウ 当該部分に多量の可燃物が存しないこと。

(2) 前号イ及びウに該当するほか、床面積が概ね 50 平方メートル未満である部分

4 政令第 12 条第 1 項第 4 号の規定によりスプリンクラー設備の設置対象となるラック式倉庫のうち、「ラック式倉庫の防火安全対策ガイドラインについて」（平成 10 年 7 月 20 日付け消防予第 119 号消防庁予防課長通知）に基づく防火安全対策が講じられているものは、スプリンクラー設備の一部又は全部を設置しないことができるものとする。

5 流水検知装置の音響警報装置は、省令第 1 4 条第 1 項第 4 号ただし書きにより、自動火災報知設備により警報が発せられる場合は、音響警報装置を設けないことができるとされているが、省令第 2 4 条第 5 号の規定により地区音響装置の代替として放送設備を設けた場合には、政令第 3 2 条の規定を適用して、同等に取り扱って差し支えないものであること。

6 流水検知装置の二次側配管の内圧が異常に上昇する等により二次側圧力を一時側に逃がすため、一時側と二次側の間にリリーフ弁を設ける等の改修を行う場合は、政令第 3 2 条の規定を適用して差し支えない。

#### 第 1 4 不活性ガス消火設備等に対する特例

特定防火対象物の厨房部分に政令第 12 条に定めるスプリンクラー設備を設置した場合は、政令第 13 条に定める不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備を設置しないことができるものとする。

#### 第 1 5 屋外消火栓設備に対する特例

建築物と建築物が渡り廊下で接続されている場合であって、「消防用設備等の設置単位について」（昭和 50 年 3 月 5 日付け消防安第 26 号消防庁安全課長通知）第 2 に適合し、当該渡り廊下が不燃材料で造られている場合は、当該建築物はそれぞれ別の建築物とみなし、屋外消火栓設備を設置しないことができるものとする。

#### 第 1 6 自動火災報知設備に対する特例

1 政令第 21 条第 1 項に掲げる防火対象物に存する部分のうち、次に掲げるいずれかに該当するものについては、政令第 21 条第 2 項の規定にかかわらず、自動火災報知設備の感知器を設置しないことができるものとする。

(1) 恒温室、冷蔵庫、冷凍室等で当該場所における温度状況を常時有効に監視できる自動温度表示装置（非常電源を付置したもの又は専用回路としたもので、全面 3 メートルの位置から容易に確認できる赤色の灯火及びベル又はブザー等を設けてあるものに限る。）を防災セン

ター等常時人のいる場所に設けてあるもの

- (2) 押入れ又は物置で、床面積1平方メートル以下のもの
- (3) 準耐火建築物（建基法第2条第9号の3イ又は口のいずれかに該当する建築物）の天井裏、小屋裏等で不燃材料の壁、天井及び床で区画されている部分
- (4) 耐火構造の壁で造られ、その開口部に防火戸（防火設備であるものに限る。以下同じ。）又はこれらと同等以上のものを設けてあるパイプシャフト等で水平断面積1平方メートル以下のもの
- (5) 陶磁器の焼成、金属の溶解若しくは鋳造又は鋳造設備のある場所のうち、感知器により火災を有効に感知できない部分
- (6) 振動が著しく、感知器の機能の保持が困難な場所
- (7) 便所、浴室等
- (8) 金属を著しく腐食するおそれのある場所

2 第7及び第10に定めるもののほか、政令第21条第1項第2号から第4号までの規定により自動火災報知設備を設置する場合、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものは、一般住宅に供される部分（廊下、階段等の共有部分を除く。以下第16において同じ。）に限り、感知器を設置しないことができるものとする。

- (1) 政令第21条第1項第2号に規定する防火対象物で、一般住宅の用途に供される部分を除いた延べ面積が200m<sup>2</sup>未満の防火対象物
- (2) 政令第21条第1項第3項に規定する防火対象物（(16)項イに該当するものにおいて、政令第21条第1項第1号に規定する用途が存するものを除く。）で、一般住宅の用途に供される部分を除いた延べ面積が300m<sup>2</sup>未満の防火対象物
- (3) 政令第21条第1項第4号に規定する防火対象物（(5)項ロに該当するものを除く。）で一般住宅の用途に供される部分を除いた延べ面積が500m<sup>2</sup>未満の防火対象物

#### 第17 消防機関へ通報する火災報知設備に対する特例

同一敷地内に存する複数の防火対象物（いずれも消防機関へ通報する火災報知設備の設置義務がある対象物）の主たる棟に消防機関へ通報する火災報知設備（以下「火災通報装置」という。）を設置し、かつ、主たる棟以外の棟（以下「別棟」という。）に当該火災通報装置の遠隔起動装置を次のいずれにも適合するように設ける場合は、別棟に火災通報装置が設置されているものとして取扱うことができるものとする。

- (1) 火災通報装置本体及び別棟に設置される遠隔起動装置は、防災センター等（常時人がいる場所に限る。）に設置されていること。

ただし、無人となることがある別棟に設置される遠隔起動装置は、多数の者の口にふれやすく、かつ、火災に際しすみやかに操作することができる箇所に設置することができる。

- (2) 火災通報装置本体設備と遠隔起動装置が設置されている場所は、相互に同時通話することができる設備が設置されていること。
- (3) 火災時において、通報連絡、初期消火、避難誘導等所要の措置を講じることができる体制が整備されていること。

## 第18 誘導灯に対する特例

- 1 省令第28条の3の規定にかかわらず、政令別表第1に掲げる防火対象物で一般住宅（個人の住居の用に供されるもので寄宿舍、下宿及び共同住宅以外のものをいう。）の用途に供される部分については、避難口誘導灯及び通路誘導灯並びに誘導標識を設けないことができるものとする。
- 2 省令第28条の3の規定にかかわらず、次に掲げるいずれかに該当するものについては、避難口誘導灯を設けないことができるものとする。
  - (1) 防火対象物（地上1階又は2階建てのものに限る。）の避難階で当該防火対象物の窓（腰窓を除く。）から容易に避難できる避難口
  - (2) 屋内から直接地上に通ずる出入口の附室の屋外に面する出入口のうち、当該附室から容易に外部を見とおし、かつ、識別することができる主要な避難口
  - (3) 政令別表第1(5)項口に掲げる防火対象物及び政令別表第1(16)項イの防火対象物で(5)項口に掲げる用途に供される階のうち、次のア及びイに掲げる主要な避難口。  
ただし、不特定多数の者の避難経路となる部分及び11階以上の部分は除く。
    - ア 階段室及び廊下が開放式である直通階段の出入口
    - イ 居室内から直接主要な避難口となる出入口
- 3 省令第28条の3の規定にかかわらず、自然採光が避難上十分な開放式の廊下、通路及び階段については、通路誘導灯を設けないことができるものとする。
- 4 省令第28条の3第5項の規定にかかわらず、防火対象物の居室内から避難口を容易に識別することができるものについては、誘導標識を設けないことができるものとする。

## 第19 非常電源に対する特例

非常動力装置を次に掲げる条件のいずれにも適合するように設ける場合は、屋内消火栓設備の非常電源の代替として認めてさしつかえないものとする。

- (1) 床面積の合計が2,000平方メートル以下の防火対象物であること。
- (2) 非常動力装置は、省令第31条の4第1項の認定を受け、同条第2項の規定による表示が付されているものであること。
- (3) 非常動力装置は、停電を確認したら自動的に起動するものであること。
- (4) 非常動力装置は、省令第12条第1項第4号口の規定に準じて設けること。
- (5) 非常動力装置を1時間以上駆動できるための換気設備及び操作のための非常用照明装置を設けた室に設けること。
- (6) 屋内消火栓設備の起動装置及び表示灯は、別途非常電源を設けること。
- (7) 屋内消火栓設備の加圧送水装置の原動機は、電動機によるものであること。

## 第20 適用の手続き

- 1 消防長は、この特例基準及びその他の政令第32条に定める特例の適用を受けようとする者に対しては、名張市建築物同意事務等処理規程（平成19年消防本部訓令第18号。以下「同意処理規程」という。）第9条に規定する消防用設備等の特例基準の適用願（以下「適用願」という。）に必要な応じ当該防火対象物の図面等を添えて提出させるものとする。た

だし、次のいずれかに掲げるものは、特例の内容が軽微なものとして手続きを要しないことが出来る。

- (1) 第7の1による特例（複合用途防火対象物等に対する特例）
- (2) 第10の2による特例（小規模社会福祉施設に対する特例）
- (3) 第11の1及び3による特例（屋内消火栓設備に対する特例）
- (4) 第13の1及び2による特例（スプリンクラー設備に対する特例）
- (5) 第14による特例（不活性ガス消火設備等に対する特例）
- (6) 第15による特例（屋外消火栓設備に対する特例）
- (7) 第16の1による特例（自動火災報知設備に対する特例）
- (8) 第18による特例（誘導灯に対する特例）

2 消防長は、特例の適用について必要がある場合は、現地調査を実施するものとする。

3 消防長は、特例の適用を認める場合にあっては、同意処理規程第9条の規定に基づき処理するものとする。

4 消防長は、特例の適用を認めない場合にあっては、特例を認めない旨及びその理由を明らかにして願出人に通知するものとする。

#### 第21 経過措置等

この特例基準の運用に伴い、「複合用途防火対象物等における自動火災報知設備の特例基準」（平成19年消防本部告示第17号。以下「旧特例基準」という。）は、廃止し、この特例基準の運用開始の前日までに旧特例基準の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この特例基準の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

## 第5章 消防用設備等に係る届出等に関する運用について

法第17条の14の規定に基づく消防用設備等の着工届、法第17条の3の2の規定に基づく消防用設備等の設置届及び法第17条の3の3の規定に基づく消防用設備等の点検報告については、政令、省令等によりその細目が定められているが、軽微な工事、重複している添付書類の取り扱いについて消防庁の運用通知（平成9年12月5日付け消防予第192号）を踏まえて、下記のとおり運用するものとする。

### 第1 消防用設備等に係る軽微な工事に関する運用について

消防用設備等の着工届並びに設置届及び消防検査については、当該消防用設備等に係る工事の区分、内容等に応じ、次のとおり運用することとする。

#### 1 消防用設備等の着工届について

法第17条の14の規定に基づく消防用設備等の着工届は、別紙1、1から5までに掲げる消防用設備等に係る工事について要するものである。ただし、別紙1、2から4までに掲げる消防用設備等に係る工事のうち、別紙2に掲げる軽微な工事に該当するものにあつては、次により取り扱うことにより、着工届を要しないことができるものとする。（軽微な工事又は別紙1、6に掲げる「補修」以外の工事を同時に行う場合を除く。）

- (1) 政令第36条の2第1項に掲げる消防用設備等に係る工事については、着工届の有無にかかわらず、当該消防用設備等に係る甲種消防設備士が行うこと。
- (2) 甲種消防設備士は、軽微な工事を実施した場合においても、当該工事の内容を記録するとともに、消防用設備等試験結果報告書、当該消防用設備等に関する図書（設計書、仕様書、計算書、系統図、配管・配線図、平面図、立面図、断面図等）及び現場の状況を補足する写真、試験データ等を作成・整備し、防火対象物の関係者に提出すること。
- (3) 防火対象物の関係者は、消防用設備等の修理、整備等の経過一覧表に所要の事項を確実に記録するとともに、省令第31条の4第2項に規定する維持台帳に所要の書類を添付して保存し、査察時等に提示できるようにしておくこと。

#### 2 消防用設備等の設置届及び消防検査について

法第17条の3の2の規定に基づく消防用設備等の設置届及び消防検査は、別紙1、1から5までに掲げる消防用設備等に係る工事について要するものである。ただし、別紙1、2から4までに掲げる消防用設備等に係る工事のうち、別紙2に掲げる軽微な工事に該当するものにあつては、次により取り扱うことができるものとする。

- (1) 軽微な工事にあつても、設置届を省略することはできないものであること。
- (2) 軽微な工事に係る消防検査については、設置届に添付された消防用設備等試験結果報告書、当該消防用設備等に関する図書等の確認により消防検査を行うこととし、現場確認を省略することができること（当該軽微な工事又は別紙1、6に掲げる「補修」以外の工事を同時に行う場合を除く。）。
- (3) 軽微な工事に係る事項については、査察等の機会をとらえ、維持台帳に編冊された経過

一覧表及び試験結果報告書の内容並びに現場の状況を確認し、消防用設備等が適正に設置・維持されていることを確認すること。

### 3 運用上の留意事項について

前1及び2により運用するにあたっては、次の事項に留意するものとする。

(1) 消防用設備等の「撤去」については、着工届及び設置届を要しないものであるが、防火対象物の関係者から事前に情報提供を求めること等により、その実態を把握することが望ましいこと。

(2) 消防用設備等に係る軽微な工事については、次によること。

ア 消防用設備等に係る軽微な工事については、甲種消防設備士により適切な工事が行われていることを前提に着工届及び消防検査の簡素化を図ったものであること。

したがって、法第17条の5の規定による消防設備士の業務独占に係る工事以外の工事については、運用の対象外であること。

イ 消防用設備等に係る軽微な工事の範囲については、別紙2に掲げるとおりであるが、これらに該当するか否か判断が難しいものにあつては、甲種消防設備士に対して、事前に相談、協議するよう指導すること。

## 第2 消防用設備等に係る届出等に関する運用について

消防設備等の着工届、設置届及び点検報告については、原則として消防用設備等ごとに当該設備に係る所要の図書を添えて提出することとされている（参考2）が、事務の簡素合理化の観点から、次のとおり運用することとする。

### 1 消防用設備等の着工届について

「消防用設備等の着工届に係る運用について」（平成5年10月26日付け消防予第285号・消防危第81号）によるほか、同一の防火対象物について同一時期に提出される複数の着工届の添付図書のうち、次に掲げるものについては、一の着工届に代表して添付することにより、個々の消防用設備等着工届出書への添付を省略できるものとする。

ア 付近見取図

イ 意匠図（建築平面図、断面図、立面図等）

ウ 関係設備共通の非常電源関係図書

エ 防火対象物の概要表

### 2 消防用設備等の設置届について

消防用設備等の設置届に係る添付書類について、次のとおり運用することとする。

(1) 消防用設備等設置届出書に消防用設備等試験結果報告書及びこれに付随するデータ書を添付すればよいものとする。

この場合において、消防同意又は着工届に伴い既に消防本部において保有している図書に変更があったとき又は不足している図書があったときは、変更部分に係る図書の差し替え又は不足図面の追加をもって足りるものとする。



(2) 着工届を要しない工事について設置届を行う場合又は変更部分に係る図書の差し替え若しくは不足図面の追加を行う場合において、同一の防火対象物について同一時期に提出される複数の設置届の添付図書のうち、次に掲げるものについては、一の設置届に代表して添付することにより、個々の消防用設備等設置届出書への添付を省略できるものとする。

ア 付近見取図

イ 意匠図（建築平面図、断面図、立面図等）

ウ 関係設備共通の非常電源関係図書

(3) 届出は、防火対象物ごとに行ってさしつかえないものとする。

## 別紙 1

### 消防用設備等に係る工事の区分

#### 1 新設

防火対象物（新築のものを含む。）に従前設けられていない消防用設備等を新たに設けることをいう。

#### 2 増設

防火対象物に設置されている消防用設備等について、その構成機器・装置等の一部を付加することをいう。

#### 3 移設

防火対象物に設置されている消防用設備等について、その構成機器・装置等の全部又は一部の設置位置を変えることをいう。

#### 4 取替え

防火対象物に設置されている消防用設備等について、その構成機器・装置等の一部を既設のものと同等の種類、機能・性能等を有するものに交換することをいう。

#### 5 改造

防火対象物に設置されている消防用設備等について、その構成機器・装置等の一部を付加若しくは交換し、又は取り外して消防用設備等の構成、機能・性能等を変えることをいい、「取替え」に該当するものを除く。

#### 6 補修

防火対象物に設置されている消防用設備等について、変形、損傷、故障箇所などを元の状態又はこれと同等の構成、機能・性能等を有する状態に修復することをいう。

#### 7 撤去

防火対象物に設置されている消防用設備等について、その全部を当該防火対象物から取り外すことをいう。

別紙 2

軽微な工事の範囲

消防用設備等の種類	増 設	移 設	取 替 え
屋内消火栓設備 屋外消火栓設備	①消火栓箱 → 2基以下で既設と同種類のものに限る。 → 加圧送水装置等の性能（吐出量、揚程）、配管サイズ及び警戒範囲に影響を及ぼさないものに限る。	①消火栓箱 → 同一の警戒範囲内での移設	加圧送水装置を除く構成部品
スプリンクラー設備	①ヘッド → 5個以下で、既設と同種類のもので、かつ、散水障害がない場合に限る。 → 加圧送水装置等の性能（吐出量、揚程）、配管サイズに影響を及ぼさないものに限る。 ②補助散水栓箱 → 2個以下で既設と同種類のものに限る	①ヘッド → 5個以下で防護範囲が変わらない場合に限る。 ②補助散水栓箱 → 同一警戒範囲内での移設	加圧送水装置を除く構成部品
水噴霧消火設備	①ヘッド → 既設と同種類のもの → 1の選択弁において5個以内 → 加圧送水装置等の性能（吐出量、揚程）、配管サイズに影響を及ぼさないものに限る。	①ヘッド → 1の選択弁において2個以内 ②手動起動装置 → 同一放射区画内で、かつ、操作性に影響のない場合に限る。	加圧送水装置、減圧弁、圧力調整弁、一斉開放弁を除く構成部品
泡消火設備	①ヘッド → 既設と同種類のもの → 1の選択弁において5個以内 → 加圧送水装置等の性能（吐出量、揚程）、配管サイズ、泡混合装置、泡消火剤貯蔵量等の能力に影響を及ぼさないものに限る。	①ヘッド → 1の選択弁において5個以下で放射区域の変更のない範囲 ②手動起動装置 → 同一放射区画内で、かつ、操作性に影響のない場合に限る。	加圧送水装置（制御盤を含む）、泡消火剤混合装置、減圧弁、圧力調整弁を除く構成部品

消防用設備等の種類	増 設	移 設	取 替 え
二酸化炭素消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備	<p>①ヘッド・配管（選択弁の二次側に限る）</p> <p>→ 既設と同種類のもの</p> <p>→ 5個以下で薬剤量、放射濃度、配管のサイズ等に影響を及ぼさないものに限る。</p> <p>②ノズル</p> <p>→ 既設と同種類のもの</p> <p>→ 5個以下で薬剤量、放射濃度、配管のサイズ等に影響を及ぼさないものに限る。</p> <p>③移動式の消火設備</p> <p>→ 既設と同種類のもの</p> <p>→ 同一室内に限る。</p> <p>④制御盤、操作盤等の電気機器 起動用ガス容器、操作管 手動起動装置、火災感知器 放出表示灯、スピーカー ダンパー閉鎖装置、ダンパー復旧装置</p> <p>→ 既設と同種類のもの</p> <p>→ 同一室内で、かつ、電源容量に影響を及ぼさないものに限る。</p>	<p>①ヘッド・配管（選択弁の二次側に限る。）</p> <p>→ 5個以下で放射区域の変更のない範囲</p> <p>②ノズル</p> <p>→ 5個以下で放射区域の変更のない範囲</p> <p>③移動式の消火設備</p> <p>→ 同一室内に限る。</p> <p>④制御盤、操作盤等の電気機器、起動用ガス容器、操作管、手動起動装置、火災感知器、放出表示灯、スピーカー、ダンパー閉鎖装置、ダンパー復旧装置</p> <p>→ 同一室内で、かつ、電源容量に影響を及ぼさないものに限る。</p>	<p>すべての構成部品</p> <p>→ 放射区画に変更のないものに限る。</p>
自動火災報知設備	<p>①感知器</p> <p>→ 既設と同種類のもの</p> <p>→ 10個以下</p> <p>②発信機、ベル、表示灯</p> <p>→ 既設と同種類のもの</p> <p>→ 同一警戒区域内に限る。</p>	<p>① 感知器</p> <p>→ 10個以下で警戒区域の変更がない場合に限る。</p> <p>②発信機、ベル、表示灯</p> <p>→ 同一警戒区域内に限る。</p>	<p>①感知器</p> <p>→ 10個以下</p> <p>②受信機、中継器</p> <p>→ 7回線を超えるものを除く。</p> <p>③発信機、ベル、表示灯</p>
ガス漏れ火災警報設備	<p>①検知器</p> <p>→ 既設と同種類のもの</p> <p>→ 5個以下で警戒区域の変更がない場合に限る。</p>	<p>検知器</p> <p>→ 5個以下で警戒区域の変更がない場合に限る。</p>	<p>受信機を除く。</p>

消防用設備等の種類	増 設	移 設	取 替 え
避難器具(金属製避難はしご(固定式のものに限る。)) (救助袋)(緩降機)	該当なし	①本体・取付金具 → 同一階に限る。 → 設置時と同じ施工方法に限る。	① 標識 ② 本体・取付金具 → 設置時と同じ施工方法に限る。

参考 1

消防設備等に係る軽微な工事に関する運用

工事の 区 分	着 工 届	設 置	
		届 出	消防検査
新 設	必 要	必 要	必 要
増 設 移 設 取 替 え	<p>☆ 原則として必要。</p> <p>☆ ただし、別紙2に掲げる軽微な工事に該当するものにあつては、次によつ取り扱うことにより、不要とすることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 工事：甲種消防設備士か実施</li> <li>○ 甲種消防設備士：試験結果報告書等を作成・整備</li> <li>○ 防火対豪物の関係者：経過一覧表への記録、維持台帳の整備・保存等</li> </ul>	必 要	<p>☆ 必要。</p> <p>☆ ただし、別紙2に掲げる軽微な工事にあつては、次により取り扱うことにより、現場確認を省略することかできる。</p> <p>○ 消防機関：査察時等の機会をとらえ、維持台帳の内容及び現場の状況を確認</p>
改 造	必 要	必 要	必 要
補 修 撤 去	不 要	不 要	不 要

参考 2

消防用設備等に係る諸手続き関係書

着 工 届 出	設 置 届 出	点 検 報 告
<p>◎届出対象</p> <p>○消防設備士が行う消防用設備等に係る工事及び整備（例 屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備等）</p>	<p>◎届出対象</p> <p>○特定防火対象物で延べ面積 300 m<sup>2</sup>以上のもの</p> <p>○上記以外の防火対象物（(19) 項及び (20) 項を除く。）で延べ面積 300 m<sup>2</sup>以上のもののうち、消防長又は消防署長が指定したもの</p>	<p>◎報告対象</p> <p>○特定防火対象物は 1 年に 1 回</p> <p>○特定防火対象物以外の上記のものは 3 年に 1 回</p>
<p>◎添付書類</p> <p>1 消火設備</p> <p>○附近見取図</p> <p>○防火対象物の概要表</p> <p>○消火設備の概要表</p> <p>○平面図</p> <p>○断面図</p> <p>○配管系統図及び展開図</p> <p>○計算書</p> <p>○使用機器図</p> <p>2 警報設備</p> <p>○附近見取図</p> <p>○防火対象物等の概要表</p> <p>○警報設備の概要表</p> <p>○平面図</p> <p>○断面図</p> <p>○配線図</p> <p>3 避難器具</p> <p>○附近見取図</p> <p>○避難器具の概要表</p> <p>○平面図</p> <p>○立面図</p> <p>○避難器具等の設計図等</p> <p>○計算書</p>	<p>◎添付書類</p> <p>消防用設備等に関する図書</p> <p>○設計書</p> <p>○仕様書</p> <p>○計算書</p> <p>○系統図</p> <p>○配管及び配線図並びに平面図</p> <p>○立面図及び断面図</p> <p>○消防用設備等ごとの消防用設備等試験結果報告書</p>	<p>◎添付書類</p> <p>○各消防用設備等の種類に応じた点検票（消防長又は消防署長が適当と認める場合には、消防用設備等点検総括表、消防用設備等点検者一覧表を添付することができる。）</p>

